

# 十五世紀前半太湖周辺地帯における国家と農民

森 正 夫

## 目 次

### はじめに

1. 明朝国家による江南農民支配の動搖及び明朝國家の対応
2. 農民の生活及び国家による農民からの諸収取の概況
3. 農村内部における支配勢力と農民
4. 国家の収取に対する農民の対応
5. 明朝国家による農民支配方式の再編制
  - I 官田每畝の徴収率削減
  - II 抛荒造棄田地における税糧徴収の回復と里甲組織の再整備——総核田糧制の実施——
  - III 税糧遠距離輸送労働制度の改革——免運法の制定——
  - IV 附加税糧負担の定額・定率化——加耗例の実施——
  - V 税糧の一定部分の銀納化——折徵例の実施——
  - VI 税糧の徴収・発送及びその管理用倉庫の設立——水次倉の設置——
  - VII 救済倉庫の設立——濟農倉の設置——

### むすび

## はじめに

14世紀の後半に成立した明朝国家の物質的基礎は、米穀を中心とする農業生産物であった。<sup>①</sup> 15世紀の30年代後半からは、銀があらわれて、かかる基礎の1部を形成し、次第にその比重を増してきたが、それも依然として、農業生産物の貨幣形態としての性質をもっており、基本的には前者と異なるものではなかった。17世紀後半に成立した清朝国家においても、この状態は変わらなかつた。<sup>②</sup> そして、かかる農業生産物は、いうまでもなく直接生産者農民の労働の収取を意味するものであった。直接生産者農民は、徭役労働徴収体系の中では、生産物形態とともに生の労働をも収取されていた。しかし、これも、労働の収取であるかぎり、農業生産物と同じ範疇に属するものであった。かかる王朝国家による直接生産者農民の労働収取の体系は、明清時代を一貫して、19世紀の後半、中国が半封建半植民地社会になっても持続された。そして、この収取の体系は、一貫して、王朝国家による直接生産者農民支配にその根柢をもっていた。直接生産者農民は、この期間、自からの生産と生活を守るために、歴史の発展のいくつかの時点において、この収取体系の一方の極に立つ王朝権力とたたかわなければならなかつた。

ところで、明朝国家は、その成立の当初から、在地における支配勢力、地主層を統括者とする

徭役労働、すなわち糧長戸・里長戸の課役として、里甲制を通じて、直接生産者農民の労働——農業生産物形態において、生の労働の形態において——の収取を請負わせるという方式をとってきた。これら地主層は、国家に認められた土地所有と土地所有の一定の集積・これまた国家に認められた他人の労働力の支配・所有にもとづいて「富」を獲得していた。すなわち、彼らも、その所有する土地に直接生産者農民を結びつけ、労働を——主として生産物形態において——収取していた。地主層はこのような基盤の上に、在地における一定の支配力をもっていたのである。中国封建社会の特質を追求してきた、日本の明清時代研究においては、このような地主制——地主による直接生産者農民支配を、この時期の封建的生産関係ととらえて、その展開の過程を、労働力体系の変化をはじめさまざまな面から研究しその中でいく多の成果をあげて来た。しかしながら、一般的に地主制の研究においては、上述のような、国家による直接生産者農民の労働の収取、国家による農民支配は、地主による直接生産者農民の収取、支配の与件として、あるいは結果として無意識のうちにみなされる傾向があったように感じられる。

(最近、佐伯有一によって、このような傾向に対する批判が行なわれつつある。<sup>⑥</sup>)

しかしながら、国家による農民支配は、直接生産者農民にとっては、もちろん、地主による支配の単なる与件ではなく、在地における地主層による支配とからんで、日々の労働がその中で営なまれねばならない不可避的な現実であった。とすれば、私たちは、先学の研究成果に学びながらも、この彼らの当面する現実、及び現実的課題を明らかにしなければならない。

このような関心から、私は、15世紀前半、從来から若干官田制度を通じて研究してきた当時の中国における最先進地域、江南の中心部太湖周辺地帯における国家と農民との関係を考察してみたいと思う。具体的には、15世紀の25年から35年、洪熙・宣徳年間における蘇州・松江を中心とした地方がとりあげられる。1425年、洪熙元年頃からの明朝国家による江南地方の農民支配政策を背景にして1430年、宣徳5年以来江南巡撫であった周忱、蘇州知府であった况鍾の行なった政策のうち、税糧徵収制度に関するものを中心に、国家と農民との関係の一側面を明らかにすることを主題とする。又、同時にこの際農民がおかれていた具体的状況を抽出しようと試みた。

すでに、日本では、この主題に関連して、鼈宮谷英夫の論文が、1946年に発表されている。この論文は、戦後の明清時代の賦役改革研究の導きの糸となったすぐれた作品であり、周忱の政策を、「明代中期における賦・役銀納化の開始点」としてとらえ、その意義に注目している。又、1951年、山根幸夫は、「十六世紀中国における賦役労働制の改革」の中で、役法の面から周忱の政策にふれている。中国ではこの主題に関連して1957年、周良胥が「皇朝と地方地主階級との間で長期にわたって展開された官田の直接所有権に対する斗争」として「明代蘇松地区的官田と重賦問題」(歴史研究・1957年・第10期)をあらわし、又、1958年、陳恒力らは、「富民の奴婢あるいは僱傭労働を使用して行なう農業経営」との関連において、「明代蘇松嘉湖地区農業経済的若干変化」を書いて、それぞれの関心がらの成果を発表した。周良胥の論文には、宣徳年間の諸政

策の主要な内容がすでに明らかにされている。さらに、吳晗は、1961年、「况鍾与周忱」(「春秋集」所収)のなかで、封建時代の好官として、人民の愛戴する存在として昆曲「十五貫」に創造されている、况鍾と周忱の二人が、15世紀の現実の中で果した役割を、簡潔な中にも、全面的に論じている。また、直接この主題にはふれないが、1954年発表された、田中正俊・佐伯有一の「十五世紀における福建の農民叛乱」<sup>⑨</sup>、1961年発表された田中正俊の「民變・抗租奴變」<sup>⑩</sup>は、15世紀における国家と農民との関係を考える上での、いくつかの問題点をすでに提出している。これらの内容を吸収するばかりで、それに対する批判を含めて本稿の中に位置づけるゆとりをもたなかったことについて、諸氏の御寛恕をおねがいしたい。なお、本稿を読まれるに際して拙稿1. 明初江南の官田について——蘇州・松江二府におけるその具体像——上・下(東洋史研究19の3・4), 拙稿2. 16世紀太湖周辺地帯における官田制度の改革、上・下(東洋史研究21の4・22の1)を参照して下されば幸いである。

#### 本稿で使用する「農民」概念について

私は、数年前、拙稿Ⅰにおいて、太湖周辺のデルタ地帯、とくに蘇松地方における広範な、というより支配的な官田の存在の事実を示しつつ、その「Ⅲ、承佃のあり方をめぐって」の結論部分において、この官田の重額部分及び一部の軽額部分が、明朝政府と直接無媒介に契約を結んだ形をとる、自家零細経営的な、貧民・小民・小戸とよばれる階層の手によって、部分的には民田と官田の兼営をも含みつつ、耕作・納糧されていたことを、関連資料から推定した。この階層は、蘇州知府况鍾の、再請夏税折布奏(况太守集・卷9、宣徳7年9月15日)に引用された長洲等県糧老・徐璫等の状告に、

洪武年間、人民佈種官田、別無遠近、年歲成熟、止勾納糧

にいわれる「人民」でもある。それは、また、况鍾、周忱等、当地方の行政にあたる国家の官僚の立場からすれば、

#### 庶農民得以耕種・辦糧

(况太守集・卷8・丁少糧多請免遠迎奏、宣徳6年3月8日)

という、「農民」でもある。景泰元年4月、周忱の「上執政書」においては「大戸及巾靴游談之士」「巾靴游談」と対比される「椎髻秉耒良善小民」「椎髻秉耒農民」としてとらえられている。さらに、当面の時期を溯ること、約半世紀前、明朝國家権力の頂点に位する太祖朱元璋は、御製大誥統編、水災不及賑濟第十五、において、江南地方を中心として設置された糧長制度にふれ~

往為有司徵收稅糧不便、所以復設糧長、致田多的大戸、管着糧少的小戸

という。上記階層は、この、糧少的小戸である。

本稿でいう「農民」とは、かかる小規模の土地を所有し(官田所有とは形式的には官田承佃というべきであろう。本稿における「所有」の性格については註11参照)、自からの家族の労働力

でそれを耕作し、国家に税糧（官田税糧たると民田税糧たるとを問わず）を収取される直接生産者農民層を中心とする。この地方では、彼らは、官田を多く所有耕作している。彼らは、里甲制の中では甲首戸に属するであろう。万曆大明会典・卷20には「其の全て官田を種する戸有るも、亦た図内に編入して輪当す」と特に規定してある。もちろん、彼らの在地における具体的な存在形態は一律ではない。自己の土地を所有し耕作しながら「大戸」を田主としてもち、その土地の耕作をも自己の経営の中で行なうような佃農、佃戸も含まれると考えられる。多くの場合、税糧の徴収を通じての農民支配を基本任務とする官僚や官文書は、このような地主と農民との問題には立ち入らない。佃租の收取が、今日の資本主義社会における利潤追求や有価証券所有のように、正当なものとして疑われない封建社会では当然であろう。私たちはかかる資料のもつ認識の限界の中で、なおかつその認識に鋭く反映されている「農民」と国家との関係にも注目しなければならない。自己の土地を所有しながら、一面佃農、佃戸でもある上記農民層を含めて「農民」と抽象することは、そもそも、明朝國家が、佃農としての直接生産者農民をも、自からの権力体系の中に把握しているという事実からして許せると思う。たとえば、明實錄・洪武3年7月辛卯では、南直隸及び江西の諸地方から、毎年の農閏期に、均工夫という名目の徭役労働を徵發するにあたり、

田多丁少者、以佃人充夫

という記録をのせる。国家は、地主の支配を受ける佃農・佃戸をも、その支配下においている。

また、御製大誥・妄告水災第六十三で、朱元璋は、

初朕聞水災急、令人踏、意在賑濟佃戸、有產之家罷給

といふ、御製大誥三編・陸和仲胡党第八では、同じく朱元璋が、

命戸部、謂有司曰、有產之家不踏、無產之家・佃戸人等、領赴京來

といって、国家が佃農、佃戸の賑濟の任務をもつことを示し、逆にその裏にある国家が佃戸を支配するという関係を示している。自己の土地を所有しながら佃農、佃戸でもあるという存在形態をも含みうるならば、本稿の「農民」とは、この明初～宣徳段階においては、農民階級の中で重要な位置を占めるであろう。なお、経営の点からいえば、本稿の「農民」は小経営が多くを占める。

これに関して、「国家」という概念も当然検討されるべきである。本稿では皇帝という機構を国家権力機構の頂点におき、前者（皇帝）と後者（国家権力機構）とを統合して「国家」と規定しておく。一つの仮設定として今後の研究を期したい。

#### 本稿における徭役労働制の扱いについて

私は、かって、拙稿1.において、明代の江南地方の官田について、官田を、徭役労働中の重要部門たる雜役労働割当ての基準乃至対象として除外するか、あるいは割当てに際し、換算率を軽減するというたてまえの存在を想定し、このたてまえが、広く、長江中流域から浙江東部に至

る全域に制度化されていたことを論証した。本稿で扱う太湖周辺地帯についても、松江府、嘉興府、常州府において、16世紀前半正徳末年から嘉靖にかけて、このたてまえが存在していたことを明らかにした。そして「国家権力による農民層からの税・役収奪が、極端な表現をとれば、『税重ければ役軽く、税軽ければ役重し』というようにもはや一定のバランスを保つことなしには、不可能になって来たことを表示するのではないか」と述べた。また拙稿2.においても官田地帯における「税」と「役」との各々の徵収課題がもつ、密接な内在的関連を指摘し、かかる関連をも考慮して16世紀前半の国家権力の全収奪体系の変動の中で行なわれた、官田制度改革——官民田一則化——の必然性を論じた。

以上のような観点に立って、拙稿1では、国家権力が明初設置した官田を媒介として行なう労働生産物及び生の労働の収取関係において、雜役労働の免除・軽減という点で、その毎田一畝あたりの総収量に一つの限界を引いていたこと。しかし、法的にはその限界を拡大する権利を、正役をも含む全徭役労働制の中に保留していたこと。太湖周辺、とくに蘇松地方では官田の比重が非常に大きくなり、明初の設置以来、雜役労働の免除・軽減の全面的実施は困難であり、その限界が拡大しがちであったこと。雜役労働の項目数と実質負担が、明初段階に比べて、宣徳年間に入る頃には、増大し、雜役労働の免除、軽減のたてまえはくずれつつあり、(全面的にではないが)正役労働を通じて課せられてくる種々の雜派の増大と相まって、その限界が相当拡大され、「官田をとりいれた農業経営の内部における再生産構造にひびが入」ったこと、等々の展望を行なった。

従って、今迄の私の発言に責任をもつ上でも、本稿の問題意識からしても、当然、対象とした時期、地方における徭役労働収取体系を通じての国家と農民の関係を全面的に論じねばならないはずである。しかしながら、今回は、全面的な展開を割愛し、部分的にふれるにとどまり他日の補足を期さねばならなくなり申し訳なく思う。どうか、上述のような今迄の作業過程を参考にしていただきたい。

### 註

- ① 北村敬直：明末清初の地主について・歴史学研究・140号
- ② 増宮谷英夫：近世中国における賦役改革・歴史評論・1-2、3
- ③ 同上
- ④ 古島和雄：明末長江デルタ地帯における地主経営・歴史学研究・148号
- ⑤ 上記北村、古島らの論稿によって開始された多くの先学の地主制の研究については、とくにこゝでは例示しない。
- ⑥ 佐伯有一：小山正明氏の「明代華北における賦役制度改革の一検討」に対する付記・東洋文化37号
- ⑦ 前掲
- ⑧ 史学雑誌60-11所収
- ⑨ 歴史学研究167号
- ⑩ 筑摩書房刊・世界の歴史11所収

- ⑪ 私は、拙稿1、「明初江南の官田について—蘇州・松江二府におけるその具体像」の「第3節、承佃のあり方をめぐって」の結論部分で、蘇松地方における広範な官田の存在を前提として、次のように述べた。

「官田中の重額部分たる、（い）宋元系統、及び抄没原額系統の多くは、前代以来の承佃の継続により、あるいは抄没以前民田だった当時の民間地主が国家にふりかえられたことによって、明朝政府と直接無媒介に契約を結んだ形をとる自家零細経営的な、貧民、小民、小戸とよばれる階層の手で耕作納種されていたとみられよう。なお、彼らの一部には、さらに前者を量的に上回ると考えられる（ろ）抄没今減科系統や戸絶無主の断入官田系統の直接承佃に参加するものとがあったという推定も充分に可能である。（もちろん、これらの層には、徴収率の低い民田を官田と兼営するものも存在したであろうが、官田の経営はより基本的な部分をなしていたと推定される。）一般的傾向として、彼らの中には、全種官田戸層が多く含まれていたであろう。そして、一方、より大きな規模で行なわれる中農以上の主として地主的に行なわれる経営においても、民田部分が前代に比して非常に少くなり、民田糧五百石以上を出すという一部の大地主さえ含めて、3、4、5斗台の徴収率をもつ（ろ）系統の官田の第1次承佃が行なわれている。」

官田を「官」の田とし、従ってその「重租官糧」とよばれる税糧を納めるものを、「承佃者」とし、またかかる「官」の田なる故に、「経営」ということばを使った、等々、こゝでの概念の使い方は、暫定的なものである。「官田の承佃、承佃者」とは科学的にどう規定すべきかは、又の機会に論じたい。本稿では、同じく、国家に「税糧」を納めているという点における官田と民田との共通性に重点を置き、「官田の承佃」も「民田の私有」と同じく、「国家的土地支配」の下の、第1次的な「所有」であるとし、このような意味で所有という概念を用いる。官田税糧納入者に対し、承佃、経営という概念はもちいない。このことを念頭において、上の拙稿1の引用箇所を読まれ、貧民・小戸・小民とよばれる階層の官田所有における位置を知っていたゞきたい。貧民、小民、小戸とよばれる以外の階層、地主層も、官田を所有していることにも注意していただきたい。

- ⑫ 北村敬直は、「中国の地主と日本の地主」（歴史評論4—2）で、田中正俊は、註⑩の論文で、国家と佃戸との関係についてふれている。しかし、この関係についての体系的な評価は、今後にまたれている。

### 1. 明朝国家による江南農民支配の動搖及び明朝国家の対応

明朝国家が、その成立以来、重要な財政的基盤としてきた江南地方なかでも太湖周辺のデルタ地帯における農民支配方式の動搖を自覚し、それに対応する作業を開始したのは、1425年、洪熙元年であった。同年5月、洪熙帝仁宗が死亡して宣德帝宣宗が即位するが、1426年、宣德元年から1435年、宣德10年の1月、宣宗の死に至る10年間にもこの作業は継続して行なわれた。この期間、明朝国家の主要な関心は、この地帯に置かれた。

1425年、洪熙元年1月、仁宗は、廣西右布政使周幹、按察使胡槻、参政葉春の三名を派遣し、應天・鎮江等の八府に巡行して、「民の利病」を調査させた。この時、太湖周辺地帯の農民支配の検討が意図されていたことは、調査を命じた勅諭自体に示される。

朕祇奉鴻圖，君臨兆庶，惓惓夙夜，康濟為心，而南方諸郡，尤歷念慮，誠以民衆地遠，情難上通，今特命爾等，巡視應天・鎮江・常州・蘇州・松江・湖州・杭州・嘉興八府，其軍民安否何

似、何弊当去、何利当建、審求其故、具以實聞……

その年7月、広西右布政使周幹は、蘇州・常州・嘉興・湖州等の府の「民の苦患する所」を巡視して朝廷に帰り、詳細な報告を行なった。「蘇州等處の人民多く逃亡するものあり」というのがその主題であった。その理由は、「これを耆老に詢ぬるに、皆いう、官府の弊政、民を困しめ、及び糧長・弓兵、民を害するの致す所に由る。……臣等覆勘するにまことに言う所の如し。」と概括されている。官府の弊政とは、主として官田の税糧徵収をめぐる問題である。たとえば、蘇州府の吳江県、崑山県における、没官田、公侯還官田の、毎畝8斗、1石という税糧徵収率の高さ。<sup>⑨</sup>たとえば、杭州府の仁和県、海寧県、蘇州府の崑山県で、永樂12年（1414年）以後、海水に没した官民田がいまだに税糧を免じられていないこと。さらに常州府の無錫等の県で、没官された公侯の田荘に対し、もと国家から農民に給付された農具や車牛等の労働手段が、すでに腐朽あるいは死亡している今も、なお税糧が要求されること、等々があげられる。「これが民の逃亡する所以である。」とされる。

また、糧長の害民とは、糧長が「小民」からする榨取である。近來、常州府、蘇州府、湖州府等において、「無籍之徒」が糧長にあたり、税糧徵収の時、各里に倉庫を立て、私につくった大型のますで倍量を徵収し、又「様米・撻斛米等」の名目で詐取を加え、合計して規定額の約5倍を徵収する。「小民」が京倉へ税糧輸送するに際しては、かえって普通のますではかった規定額のみを与えるので、沿途の費用のための余分がほとんどなく、また規定額を完全に納入できない場合には、賠償のため身を亡ぼし破産する。従って、連年末納がかさなり、国家から蠲免を受けても、利益は糧長に歸し、「小民」は全く「恩恵」に浴さない。これが慣例化して営利の手段となっている。

弓兵の害民とは、以下の点である。常州・鎮江・蘇州・松江・嘉興・湖州・杭州等の府では、巡檢司の弓兵が、府県当局から指定して割当てられず、多く有力大戸が、策謀して義男・家人をその任に当てている。彼らは、もっぱら、村（郷）にいて、あれこれと民を害する。田産を占拠し、子女を騙しとり、少しでも従わなければ、私盜を逮捕するという名目で、各々武器をとり、その家をとり囲んで擒獲し、役所に送って監禁脅迫する。官吏も敢えて問いただすことはしない。必らず彼らの意に従ってしまう。もしそうでないと、声言して京師に送り、中途でその飲食を絶つかあるいは傷つけて死なせる。「小民」はこれを豹虎よりも恐れる。「これが糧長・弓兵の害民によって逃亡に至るということである。」とされる。周幹は、「人民の逃亡」をもたらすこれらの弊害に対して、次のように当面の解決策を提示した。

「没官の田及び公侯官田の租を、ともに彼の処の官田に照らして起科し、畝ごとに六斗を税する。海水淪陥田地と農具車牛の存する無きものは、ことごとくその税を除く。かくのごとくすれば、田地に抛荒の患なく、官府に暴横の徴なく、細民は以て生を安んずるであろう。」

「糧長を禁約して、倉廩を置立し大様斗斛を私造するを許さず。ただ税糧の徵収を督促するだ

けで（止是催徵），包収攬納するを得ることならしむ。巡檢〔司〕の弓兵は、府県から指定して割当て（從府県僉充）、その姓名を（將僉過姓名）掲示して、其の弊を革む。……かくのごとくすれば、糧長に侵漁の弊なく、豪強に暴虐の毒なく、而うして細民は業に安んずるであろう。このことは小なりといえども、しかも害たる實に大なり。」

周幹は、さらに、「人民逃亡」の原因が、単に以上の二点にとどまらない、という。「豪強兼併，游惰無賴之徒，民害を為す者もっとも衆し。」という普遍的な状態が問題であり、その理由は、「府県官多く人を得ずに由る。」そこで周幹は、宣宗に、「賢才を慎重に選んで守令之任にあて撫字存恤せしめ、仍お、朝廷の大臣一人に命じて往来巡撫させ、務めて兇頑を去り良善を扶植させる。」ことを乞う。宣宗は、吏部尚書の崔義に、戸部・兵部とともに、その施行について合議を命ずる。この1425年、洪熙元年8月、周幹の提案の諮詢を宣徳帝から受けた吏部尚書崔義は、戸部兵部と合議の結果、周幹の提案を受けいれるよう宣宗に進言する。そこで、宣宗は、先に周幹とともに巡回にあたった廣西按察使胡榮を大理寺卿とし、四川參政葉春とともに、南直隸及び浙江の諸府を巡撫することを命ずる。彼らに、宣宗は、先の1月の勅諭に加えて、次のような具体的な任務を付与する。

凡官吏糧里及公差官員、有貪刻虐害民、及土豪恃強侵欺小民者、悉皆奏來、應台摘問者、即摘問、不伏者、量調所在官軍擒解、務除兇惡、以安良民、其各處農務水利、悉從提督、爾等格遵朕命、必廉必公、必勤必慎、應稱委任之重。……  
この年1月、周幹らが巡回を行なった時、すでに永樂年間以来、蘇州・松江・嘉興・湖州の諸府には、通政司左通政岳福が派遣されて「治水及都督農事」の任を担当していた。しかし周幹の報告により、病弱任に堪えないことが指摘され、翌1426年、宣徳元年4月、召還の上致仕を命ぜられる。こゝに、大理寺卿、監察官としての重い肩書を附した胡榮が、葉春を帶同して、在地における、官吏、糧長・里長、土豪等の農民に対する圧迫を摘發する任務を含めた、より大きな権限をもって、江南太湖周辺を中心とする地域に常駐的に派遣されることとなった。人民の逃亡が、かかる在地の支配勢力の彈圧、在地の支配勢力への農民圧迫禁止命令によって阻止されうる、と考えられたのである。

胡榮は、先の宣宗が与えた任務を忠実に履行し、各府下の「民を害し、小民を侵欺する」勢力の弾圧をつぎつぎと行なった。松江の土豪及び亡賴民を虐ぐるもの逮捕と京師への械送（明実錄・宣徳元年正月壬子、1426年）。鎮江府溧陽県民で富を持て暴横なる史英父子及びその賄賂を受けたもの20余人の逮捕と械送（明実錄・宣徳元年7月乙巳、1426年）、湖州府の秋糧を侵盗した糧長の斬罪（明実錄・宣徳2年4月丁丑、1427年）、嘉興府海鹽県の土豪にして強賊たる平康の徒党300余人の逮捕と械送（明実錄・宣徳3年11月丙申、1428年）。常州府の豪民王昶・儲用敏の京師への械送と斬罪（明実錄・宣徳4年5月辛亥、1429年）、常州府土豪の京師への械送（明実錄・宣徳4年9月丙辰、1429年）、等々である。のち、胡榮の死亡に際し、明実錄は（宣徳9

年10月甲寅)

渠初奉命，巡視蘇常諸郡民瘼，鋤豪強，剪姦黠，無所顧避  
と述べ、葉春の死亡に際じても、同じく明実錄は（宣德8年6月己酉）  
上命大理寺卿熊槃（＝胡槃）・錦衣衛指揮任啓及春，巡撫蘇常及浙西諸郡，察捕強豪以安善良，  
春雖行事於其鄉（春は嘉興府海鹽県出身）、能持公道。  
と述べて、彼らの任務遂行の仕方の特徴を指摘している。

この胡槃らの強硬な弾圧は、時には、國家権力機構の内部、行在監察院から、「至る所威福を  
作し」<sup>⑨</sup>兵を発して護送し、且つ兵を縛って民を攫がす」と劾奏された。また、土豪の中には胡槃  
が罪人の黄金五百両を受けたと誣告するものもあった。しかし宣宗は、これらを不問に付し、宣  
徳3年、1428年7月には、改めて胡槃に勅して、小人の誣奏を悉く斥け、「為惡者に公法を警す  
ることを知らせ、為善者を田里に安んずる」ために、弾圧の任務を従前通り履行することを命じ  
ている。そして、同年12月には、行在錦衣衛指揮任啓、参政葉春、監察御史賴瑛、太監劉寧に勅  
して、鎮江、常州、及び蘇・松・嘉・湖等の府に往き、胡槃とともに軍民官吏を問わず、軍民の  
害と為るものを、家族ごと逮捕するように命令する。

明朝國家の江南地方に対する弾圧政策は、もちろん、先の周幹報告が指摘した、在地の「糧長」  
及び「有力大戸」等の「小民」に対する迫害を除去しようとするものであった。しかしながら、  
それがかく執拗に強行されねばならなかつたことは、当面の時期におけるこの階層の在地におけ  
る巨大な勢力を示している。

ところで、かかる在地の支配勢力に対する弾圧政策が当面の時期において実施された契機は、  
本質的には、國家が農民の逃亡を阻止しようとしたことにあつた。この農民の逃亡こそ、くりか  
えすまでもなく、周幹の上奏の核心であった。そして、江南地方における農民の逃亡が重視され  
るのは、農民の労働力を、国家が何らかの形で支配している土地に結びつけ彼らを固く支配し、  
この地方からの莫大な税糧収取を維持しようという関心からである。

国家のこの関心を別の角度からとらえてみよう。宣徳元年（1425年7月）、宣宗は、<sup>10</sup>戶部尚書夏  
原吉らに、「山東諸郡の今歳の農事は已に悉く之を知るも、蘇・松・嘉・湖、未だ雨暘如何を知  
らず、卿其れ人を遣わして、馳往之を覗きしめよ」と命じてある。行在戸部主事馬健は、この任  
務をもって、蘇・松・嘉・湖・常・鎮・杭の諸府の農事を、胡槃とともに巡視する。馬健の報告  
をきいた宣宗は、「國家の糧餉、給を諸郡に取る。常に熟ざざるを恐る。故に前に人をして往き  
て視さしむ。」と彼の江南の中心部、<sup>11</sup>太湖周辺地帯の税糧に対する切実な関心を示す。宣徳3年、  
1428年6月にも、戸部主事孫冕が同じ任務をもってこの地方を巡視し、報告を行なっている。そ  
してこの間、宣徳2年、1427年4月には、蘇・松・嘉・湖・杭・常六府ならびに屬県に、官一員  
ずつを置き、専ら農務を監督させる措置をとる。<sup>12</sup>巡撫官大理寺卿胡槃の上奏

六府地廣、田疋低窪、税糧浩大、正佐官、常以公事離職、率委属官榷署、部務廢弛、請依永楽

中例、增官專職、庶不廢事  
を認めたのである。

洪熙元年、1425年以来、明朝国家は、江南における農民支配方式の動搖に対応して、以上のように、主として、実情の把握と、弾圧政策による在地の社会関係の「調整」を行なって来た。明朝国家が、農民の逃亡、税糧徵収機能、農民支配の半壊という状況そのものの改革を開始するのは、宣徳5年、1430年2月の、寛恤詔領布からである。<sup>⑨</sup> 11の項目からなるこの詔敕の第7項は、1388年、洪武21年以来、40余年ぶりに行なわれた官田減租例、官田税糧減額例である。この減租例は、「各處の旧額の官田」すべてに対して適用されるものである。しかし、江南地方、なかでも太湖周辺のデルタ地帯には、集中的に官田が設置され、この地帯における官田税糧の收取をめぐって、国家と農民の矛盾は、当面の時期において深刻化しており、そのことはすでに先の周幹の報告にも示されていた。従って、國家の江南における農民支配方式の改革の契機として、この減租例は、すこぶる重要な意義を与えられることになった。宣徳5年、1430年3月、大理寺卿熊<sup>⑩</sup>榮（旧姓胡）を、南京都察院右都御史に陞格し、四川布政司右參政葉春を行在刑部右侍郎としたのも、この時点における政策の発展の必要に伴なう担当官の変更であったと考えられる。

この年、1430年5月、九つの知府の空席を吏郎が上奏すると、これまでの知府任命が悉く資格により、多く適任でなかったことを聞いていた宣宗は、行在六部・都察院の堂上官に命じ、京官の廉能なる者を挙げて之を抜擢しようとした。<sup>⑪</sup> このように異例の銓衡を以て埋められようとした九つの空席には、蘇州、松江、常州、杭州など、江南の太湖周辺デルタ地帯、重要な官田地帯の四府が、西安、武昌、吉安、建昌、温州の五府とともに含まれていた。これは、1425年以来、明朝国家がとってきた、一連の江南重視の政策からみると、注目すべき事実である。この時、礼部郎中から蘇州知府に擢用された况鍾の文集、明况太守竇岡公治蘇政績全集（略称况太守集）・卷1・列伝に、次のような記事がある。

五年朝議、天下九大郡、繁劇難治、蘇州尤甚、税糧甲於他省、民困吏奸、積逋日益、每差京官督催、累歲不能如額數、而流亡倍多、乃詔六部都察院、各保舉郎中御史之廉能有為・才堪牧民者、知九郡事、禮部尚書胡公濱、暨吏部尚書蹇公義、交章薦公、時三楊當國、首輔西楊（楊士奇）、尤秉知人鑑、凡所識拔、悉為名臣、然性嚴、不輕於接物、公受知最深、遂奏、擢公任蘇州、〔賜勅書、假便宜行事、章奏徑達御前、復賜鈔千貫、為路費、馳驛之任、蓋重其行、不以常格相待也〕

私たちは、明朝国家が、当時、全国の重要な地域に対する支配を強化しようとしていた意図をここに見出すとともに、况鍾に対する称賛の含みはあるにせよ、国家権力中枢部の蘇州府に対する重視を指摘することができるのではないだろうか。江西出身の况鍾は、当時、三楊といわれた内閣の中枢の三人のうち、江西出身の首相楊士奇と特に関係が深く、湖北出身の楊溥とは友人であった。また三楊のもう一人楊榮も江西出身であり、後述の周忱も江西出身である。国家権力の中枢

部は、同郷のもっとも信頼できる官僚を蘇州に派遣したのである。蘇州府と、同じ問題をもつ、松江府、常州府等についても、このような任命の方式がとられたことは、単なる偶然ではなく、少くとも客観的に重要な意味をもっていたのであった。蘇州知府况鍾は、以後、正統7年、1442年迄、13年間、そして松江知府趙豫は、正統9年、<sup>1444</sup>年迄、15年間、常州知府莫愚も正統8年に至る迄、<sup>1449</sup>14年間、それぞれ、長期間にわたって在任しているのである。

さらにこの年、1430年9月、宣宗は、江西、浙江、湖廣、河南、山西、北直隸府州県及山東、南直隸蘇松等府州県に、大臣に命じて薦舉させた、六人の重臣を専任の官として派遣し「税糧を総督」させる。六人は、各々、行在六部の侍郎に陞格させ、その肩書きをもって、各地方に赴き、軽重の訴訟については、布政司、按察司、巡按監察御史、知府、知州の上に立つ大きな権限を勅諭によって与えられる。同時に勅諭によって、税糧に対する犯罪に対しては、犯人を京師へ解送し、税糧の徵収を妨害するものはみな上奏し、さらに、凡ゆる便宜の事理も、同様に上奏する任務を担う。この任命は、一般に、巡撫制度の創設とみなされているものであるが、私たちは、その任務の中心が税糧徵収——労働生産物の收取——の総督にあったことを注意したい。すなわち、この六人の任命の勅諭には、上述の諸権限付与を述べる前、冒頭の部分で、

今命爾、往總督稅務、區區得宜、使人不敢困、輸不後期、尤須撫恤人民、扶植良善  
と、任務を明示しているのである。

明朝國家が、長江流域の四地域を含む全国の主要六地域からの税糧徵収体制を整備しようとした意図は、明白である。1425年以来、明朝國家が注目してきた、太湖周辺デルタ地帯の中心部分、蘇松等の府を含む、南直隸の總督税糧はとくに重任であった。明史周忱伝は、こういう。

帝以天下財賦多不理、而江南為甚、蘇州一郡積逋至八百万石、思得才力重臣往蒞之、乃用大學士楊榮薦、遷公工部右侍郎・巡撫江南諸府・總督税糧

この周忱は、永樂年間から、その税糧徵収の能力を注目されており、太宗永樂帝が彼に大用を期待していたという理由で、吏部の名簿に「留著別用」と記され、これまで他への任用を許されなかかった人物であった。<sup>⑤</sup>そして上述のごとく、國家権力の中核部を占めた江西官僚はこの時、彼らのもっとも信頼する周忱を、蘇松を含む南直隸巡撫にえらんだのであった。彼は、のち、正統6年、1441年4月、「練達老成、克く委任に称う」故を以て、太湖周辺のデルタ地帯、松江府に隣接する官田地帯の一角、浙江の嘉興・湖州の二府を、兼ねて巡撫することを命じられる。彼は、宣德5年、1430年から、景泰2年、1451年迄、約20年間、江南巡撫として在任することになる。

明朝國家権力が、その認識能力の枠の中で、15世紀の20年代後半において江南における農民支配の方式を整備する作業を行なって来た過程は、以上のようにである。それは1425年における周幹の調査報告にもとづく提案の線にはゞ沿っているように見える。周幹の報告の主題は、農民の逃亡であった。他方、1430年、周忱に与えられた任務は税糧徵収の総督であり、1425年以後5年間により顕著となった税糧の莫大な未納現象を反映している。そして、農民が国家の体制の中に把

握されるかどうか、ということと、税糧の徵収の可能不可能とは、いうまでもなく密接に結びついている。この意味で周幹報告の主題は、周忱に与えられた任務と不可分離である。以後の各章の中で、明朝国家による江南農民支配の動搖及び明朝國家の対応は、より具体的に展開される。

### 註

- ① いうまでもないが、たとえば、15世紀末の人邱淳の大学衍義補・卷24・制国用・經制之義には以下のようにいいう。臣按、東南財賦之淵藪也、自唐宋以來、國計咸仰於是；其在今日、尤為切要重地、尊愈謂、賦出天下、而江南居十九、以今観之、浙東西又居江南十九、而蘇松常嘉湖五郡、又居兩浙十九也……自宣德正統以來、每折任有心計重臣、巡撫其地、以司其歲入、蓋以此地朝廷國計所資故也。なお、全国の税糧收入における蘇州、松江二府の位置については、拙稿1. 参照。
- ② 明実錄、洪熙元年5月辛巳
- ③ 明実錄、宣德10年正月乙亥
- ④ 明実錄、洪熙元年正月己亥
- ⑤ 明実錄、洪熙元年閏7月丁巳、以下一連の叙述は、この周幹報告による。
- ⑥ このような、私租と変らない額の税糧は、官田税糧の中では極端なケースであると思われる。拙稿1. 註21) を参照。当時の蘇州府官田の每畝平均徵収率については、拙稿1. 本稿5章1節を参照されたい。とはいえる、この極端なケースには、当時の官田制度の矛盾が象徴的にあらわれている。本稿5章1節を参照。
- ⑦ 明実錄、洪熙元年8月癸未
- ⑧ 明実錄、洪熙元年8月丁亥
- ⑨ 明実錄、宣德元年4月丙子
- ⑩ 官吏、すなわち地方官僚や中央から臨時に派遣されてくる官僚たちの人民に対する圧迫は、常のことであり、とくに経済発展の進んだ太湖周辺地帯においては、2章末にも述べるような例がしばしばあった。問題は、これら官僚に、所謂胥吏をも含めて、全国的に孤立分散した小宇宙とその上に漂う專制君主権力との接点にある府州県衙門の機構自体が、土豪、楹長、里長等の在地の支配勢力と結びつかずしては存立し得なかったことである。従って、国家にとっては、より重要なのは、官吏等そのものではなく、在地で庶民を支配する勢力の「害民」であったと考えねばならない。
- ⑪ 明実錄、宣德2年4月癸亥
- ⑫ 明実錄、宣德9年10月甲寅
- ⑬ 明実錄、宣德3年7月己未
- ⑭ 明実錄、宣德3年12月丁酉
- ⑮ 太湖周辺地帯におけるこの階層については3章で特に述べるが、ここでも、彼らの行動の一端を明らかにしよう。すなわち、宣德3年、1428年10月監察御史張循理らの劾奏によって摘發された、都察院掌院事兼左都御史劉觀；その子幅らの疑獄によって、その一端が暴露されたのである。胡槻が、各府内におけるもっとも兇惡な分子をつぎつぎと逮捕すると、かれらは、都察院の実権をにぎる劉觀及びその子劉幅等に賄賂を送り、死罪を免れ、逃亡を黙認してもらおうとした。刑部郎中許維、御史嚴昭、李諭及び辦事官姚彥景、楊大旺らは、みな観と交結謀議して重獄を鬻ったのである。事件は劉觀がかつて嘉興知府であった時に端を発する。この時、「郡民の豪富なる者、みな貨賄を通ず。都御史たるに及び、一郡の豪強を得るを曲庇し、小民抑を受く。時に郡の豪民馮本・張謹等及常州の王昶、松江の蔡琳、陳莊ら、殺人及び強奪人妻・侵盜官糧等の罪を以て皆罪に当たる。観貰白金を受くること、勤もすれば千を

以て數え、羅綺、數計るべからず、陰に之を庇佑し或いは輕例を援いてその逃逸、免を得るを縱（ゆ）るす」という状況であった。又上の李論は劉觀の子幅とともに「[嘉興府]海監県民の白金150両、貢金6両、文綺20余疋を得た」といわれる。以上は、明実録、宣徳3年10月己卯朔、宣徳4年7月庚午、宣徳5年閏12月癸丑、による。

- ⑯ 明実録、宣徳元年7月壬寅、9月癸酉、なお、國家は、15世紀の初頭、永樂元年、1403年から、永樂2年1404年にかけて、戸部尚書夏原吉を、蘇、松、嘉、湖等太湖周辺地帯に派遣し、大規模な治水工事を行なっている。(この頃の明実録に記事は多い。なお、明史紀事本末卷25「治水江南」参照。)それは、ここで宣宗の示すこの地方に対する問題意識と共通のものである。しかし、この永樂初の治水事業も、わずか30年ほどたった、宣徳7年、1432年には、もう殆んど役に立たなくなっているといわれている。  
(况太守集・卷9・修治田圩及江湖水利奏、及び上記の明史紀事本末参照)
- ⑰ 明実録、宣徳3年6月辛丑
- ⑱ 明実録、宣徳元年4月庚申
- ⑲ 明実録、宣徳5年2月癸巳
- ⑳ 明実録、宣徳5年3月戊辰
- ㉑ 明実録、宣徳5年3月癸亥
- ㉒ [ ] 内は、况鍾のみに与えられた権利ではない。
- ㉓ 吳晗：况鍾与周忱・春天集所収
- ㉔ 崇禎松江府志・卷21・國朝名宦
- ㉕ 万曆常州府志・卷9上・職官2
- ㉖ 明実録、宣徳9年9月丙午
- ㉗ 明史紀事本末・卷28・仁宣政治、二十五史補編・明代督撫年表では洪熙元年の胡濬の任命をもって蘇、松、嘉、湖等の諸府における巡撫制度の始まりとしている。
- ㉘ 周文襄公年譜、永樂22年、1424年

## 2. 農民の生活及び国家による農民からの諸収取の概況

長江下流、江南の中心部、太湖周辺のデルタ地帯で主として米穀を生産するための労働に従事していた農民の生活状況。農民の労働生産物及び生の労働が、税糧をはじめさまざまの形態を通じて国家に収取されていく状況。はゞ1425年から1435年、洪熙・宣徳年間において、これらの状況はどのようなものであったか。1430年、宣徳5年5月、蘇州知府となった况鍾の観察する所は次のようである。

蘇州府所属の長洲等7県の税糧は、2,779,109石。そのうち、重租官糧、すなわち官田糧は、2,625,915石〔95%〕、民田糧は、153,174石〔5%〕である。〔この税糧を負担する府下の登録田土は、95,417頃、うち官田は60,094頃、63%、民田は35,323頃、37%である。〕府下各県の官田税糧毎畝の徵収額は〔他処のそれ及び民田に比べて〕もっとも重い。〔官田毎畝の平均徵収額は、4斗3升6合9勺余に達する。もちろん、この中には、周幹報告に指摘された毎畝8斗、1石という極重部分が含まれる。民田のそれは4升3合3勺余である。〕洪武年間に抄没されて形成された官田毎畝の徵収額は、多くの場合毎畝3~4斗を越えない。農民は〔まだしも〕堪えられ

る。宋元以来の古額官田の負担は重い。〔その基本的な部分は4～7斗台である。〕<sup>(4)</sup>

この莫大な税糧の負担をもつ田土は、いずれも水郷圩田であり、湖海に浜臨して、田地低窪である。一圩の面積は、多い場合、6～7000畝(60～70頃)、少い場合で、3～4000畝(30～40頃)である。圩の周囲には、高く圩岸が築かれ、圩の内部は、各々岸塙で分たされている。<sup>(5)</sup>

洪武年間に、各農民家族に対して、丁を驗して田を授けた。毎戸の税糧は、多い者が、4～50石、少い者も、また10石を下らない。

農民は、秋冬には、圩岸を修築し、春夏には、踏車を使って圩田の吸排水を行ない、圩の周囲のクリークから淤泥をさらえとるなど、黄壤滋肥のやりくりをして、はじめて収穫をあげることができる。少しでも、妨げがあれば、「官糧」が未納になるばかりか、「口食」もまた得られない。〔緊張の連続を伴なう、しかも多量の労働を、投下しなければ、税糧を納入しながら、自己の労働の再生産を行なっていくことができない。〕<sup>(6)</sup>

近年来、戸部は、本府の税糧が莫大であることを見て、〔首都近辺への〕遠距離漕運をわりあてることが非常に多い。運河の閘門のところで、通行が阻まれて滞り、農民は一年かかって往復の途にある。前の年の糧米を送納して家に帰ってくると、次の年の秋糧がまた出発の時にあたっている。だから、必要な時に、耕作することができない。<sup>(7)</sup>

調査したところ、本府の実在人戸は、367,252戸。宣徳5年(1430)度にわりあてられた、北京・臨清・徐州等の倉庫へ遠運する「白糧・糧米」は、150余万石。大約、人夫1人が糧10石を運ぶので、そのために人夫15万人が必要である。計算すると、毎戸に1人は出さねばならない。そのほか、運ぶべき、南京衙門の白糧・俸祿等の米、ならびに淮安等倉の糧米には、又、7～8万人を用いることになる。人戸の中で壯丁の1人しかいないものでは、1人が運糧すると、1戸の田糧の生産には誰があたるというのか、ほかの雜役労働(別項雜泛差使)も、他所に比べて、もっとも繁重である。今春作、農事のはじまる時にあたり、各圩にたたえられた水ははるか遠くまで広がっている。必らず少年や婦人の、車を踏み、早朝から夜まで休むことのない姿があるのだが、適切な時期に翻耕することはできないでいる。次の年も、もし従来通り遠距離漕運をわりあてるなら、実際、税糧を出辦するのはむずかしい。遠距離漕運には、単に労働力のみならず、これに必要な船舶の雇傭費・旅費等の費用を税糧納入者が自己の生産物から負担しなければならない。

しかしながら、この地方の農民が与えられた環境の中で自己の労働を再生産していくのは、たとい遠距離漕運労働のなかった洪武年間においても、決して容易ではなかった。宣徳7年、長洲等県の糧長・老人である徐璫らは、こう述べている。

各県の田地は低窪であり、糧額は浩大である。洪武年間、人民は佈ねく官田を耕種し、別に遠運とてなかった。年々収穫があると、ただ税糧を納入することだけで足りた。いつも食糧がなくなる春夏の端境期(春夏饑歉之日)がくると、全く大小二麦に頼ってくいつないでいた。秋糧は、<sup>(8)</sup>

米穀そのもので徴収されるが、夏税の麦は、その1石2斗につき棉布1疋のわりあいで、織布して納官することができ、麦を残して餓をしのいでいた。

また、宣徳中年、1430年ごろ、蘇州府農民の日常生活を、常熟県三十九都の郷貢生薄実の况鍾への上書は、こう述べている。

昔は三年耕作すれば、一年の貯えが余せるといった。現在では、一年中せっせと働いても、年を越す食糧のたくわえもなく、民は、遠距離漕運の困難と、加耗の重額に苦しんでいる。税糧を納入したあと、糠粃だけで余りがないものが、十戸のうち九戸に達する。幸い聖天子が上にあらせられて、しばしば普通の収穫があるのだが、それでも民はなお苦しんでいる。

従って、一旦災害があると、たちまち飢饉に見舞われる。宣徳7年、1432年、吳江等四県の、「低窪区分」が水没すると、その部分の秋糧、295,391石が徴収できないだけでなく、たちまち、人民欠食す、という事態になった。もちろん、郷都農民は多く種穀なし、という事態がつづく、况鍾によれば、宣徳8年、1433年の旱災時には、次のような状態であった。

宣徳7年の冬から8年の春にかけては、雨がなく、クリークはみな淺くよどみ、流れがとまった。人民は、車で水を汲みあげて種子をまいた。が、予期しないことに、4月初旬以来、いよいよ乾燥状態が加わり、東南の風が昼夜やまず、小麦の穂を結んで熟そうとしていたものがどれも吹き払われて地に落ち、高所の苗は、いずれもみな枯死した。人民は欠食し、種穀を都合することができない。巡撫周忱が治農官を督促派遣され、糧長・糧頭に命じて、大戸有糧之家から、種穀を勧借させ、吳塘等のクリークの水に近い所で、一括して苗を育て、雨を得て田を耕し起すことのできるのを待って、人民に分給し、田植させようとした。のち、5月10日になってわずかな雨があったが、地面に入ること2寸に満たず、ついでまた空は晴れ、風は急に、半日のあいだにまた赤地と果した。いつも田植えは芒種節の前に行なうが、今年は芒種節以前には水がなくて播種できず、芒種節後、半月間、低く水に近いところで、桔梗・竜骨車を集めて播種した。しかしクリークはすでに乾き、人力は困乏して、万遍なく行なうことができず、また引きつき桔梗・竜骨車の救援作業を行なうことができない。高い所の田地は、いずれも耕し起すことさえしていない。現在夏至の節令をまた6日過ぎたがなお雨がない。〔そして、翌宣徳9年、1439年の時点では〕貧民は、12月以来、豆餅・糟糠を探し求めて食用に充て、現在は野草を採取して餓え充たす、人共に見る所である。

ここで、さらに、官田税糧、遠距離漕運労働にとどまらず、それに加えて国家が農民から行なう諸収取を、况鍾の上奏の発言によって指摘したい。

南直隸の蘇州・太倉・鎮海の三衙所、吳江・崇明の二守禦・千戸庁の、倭寇を捕えるための船舶四十二隻が損傷破壊したので、蘇州府下の七県でそれを造るように、工部から蘇州府へ命じられた。実は以前に衙所から、將校を派遣し、軍人を帶同させ、各県へきて船を造る材木の徴発を割り当てて来た。当地に材木を出産しないので、費用を出して材木を購買送納すると、ことさら

にいろいろといゝがかりをつけて、現物を受けとらない。排年（非番）里長1人ずつに対して、銀や布絹を出すことを強要する。もし遅れると、しばって打たれ、なぐられて捕えられる。小民は、驚きあわててどうしようもなく、農具や家畜や鍋釜をもって費用にあてた。その上、長洲・吳の二県では、排年里長合計1万余名に、毎名銀3錢を割りあて、合計 船一隻を造ることのできる3000余両を集めだが、何に費消したか、船の件は放置して年を経ても造られていない。これらのことと、蘇州府から工部へ伝えたところ、先の船隻製造の命令が下ったのである。<sup>⑨</sup>

先頃、漕運総兵官平江伯陳瑄の上奏が認可され、常例ではないとして、各處州県の起運税糧数に応じて、二百料の扁浅船（横に広く吃水の浅い船）を、506隻購入するよう割当てられてきた。<sup>⑩</sup>官軍に与えて運糧させるためである。1隻につき米300石の価格になり、総計151800石を要する。

山東銅城地方など江北の各處の駅遞に用いる馬疋を購入し、駅伝の任務にあたる買馬当站の雜役労働。この雜役労働は、第1に、永樂初年、建文の叛乱で耕作することができなかった北方の人民に代って、一時的に割当てられたものであった。第2に、本来、民田糧500石以上を納入する富実大戸の家から上馬1疋を、400石以上の家から中馬1疋を、300石以上の家から下馬1疋を、もし糧額が不足する場合には、10石以上の家から1疋を徴発するたてまえであり、「騎胥の小民」に対し、一概に割当ることを許さないことになっていた。しかし、今、28年後、しばしば馬は死に、本来この割当てを受けた家は、死亡・充軍によって、廃絶消耗し、駅遞の備品は損壊し、その代當、補充をめぐる騒擾が絶えない。また、そもそも当初から、民田糧のみで500石乃至10石以上を出す大戸はなく、民田糧は小戸に分散しており、たてまえを破って、大小人戸の重租官糧（重額官田糧）額を基準にして割当てられている。小民の重額官糧は、北京・臨清・徐州等の倉庫へ遠距離漕運の義務をもっており、彼らは實際困難な状況にある。<sup>⑪</sup>

さまざまな物品の科派。しばしば中央の工部等の部は、蘇州府の官田糧を、他省布政司の民田糧と同一次元のものとして取扱い、それと同様に、糧額の絶対値を基準として、さまざまの物品の納入を割当ててくる。本府の税糧は、宣德5年2月の勅諭によって重租官糧721,000余石を減除した場合にも、実徵総額2,058,000余石、そのうち民田糧は、153,174石で、重租官糧が1,904908石を占める。官田一畝の徴収額はさまざまで、1斗3升から3石までになる。この官田税糧を主体とする本府の税糧額に比例して、銅・鉄・金箔・染色、著色の材料となる顔料・油臘・家畜などの諸物品の納入が、おびただしく割当てられる。今中央から科派してくる蘇州府の採辦物料は浙江全省と同額である。實際、税糧は重く、民は貧しく、困難な状況にある。

蘇州府に出産しない種類の布の購買納入。宣德6年、行在工部の命令を受け、また内使の王寵・茫祿が欽差されて本府に到り、潤白三棱布700疋を買うことが割当てられた。王寵らは、本府下に、この布疋が出産しないのを見て、毎布1疋につき価として銀3両ずつ出すことを強要し、長洲等県民人沈多福らに集めさせた。そこで銀錠にする時のめべり分を含めて合計2100両を調達し、王寵らのところへ送らせて収めてもらい、彼みずから松江府の出産地で織造させた。ところ

が、今年、またまた王寵らが来て、各県から布価の銀両を徴収しようとしている。<sup>往</sup>

夏税二麦の布疋による代納規定の変更。宣徳4年になって、戸部は、従来の規定を変更し、夏麦の麦そのもの（本色）で徴収し、もし足らないなら同量の米で出せ、といってきた。くいつなぎできない農民は、車で水を汲み上げ田植えをする力がない。また各処の民田税糧と同様に、遠距離漕運を割当てられ、加耗を運送者に渡さねばならぬ。昨年（宣徳6年）は、冠水で収穫が少なかった。加えて各項の軍用物資や顏料の徴発は繁重で、民は貧しく、食を欠いている。現在十戸に九戸は家を離れ、樹皮・野草を探取しているが餉えを充たすことはできず、麥熟による食いつなぎを待っている。<sup>④</sup>

過年抛荒無徴税糧田地。農民が全家族死亡し（全家死亡）、あるいは働く手がなくなり（丁力消耗）、また働く手が軍人になって一般農民家族としての能力を欠く（充軍）、及び農民家族の逃亡、等々によって抛棄され荒廃した田地である。沿河傍海壩場不存田地。クリークの傍近にあり水没消滅した田地。このような田地は、最近の詔書により、官が人を募集して耕作させ、もと官田の場合は民田の徴収率に改めて税糧を徴収し、もし、耕作者がいない場合には、実情に従って調査し、税糧を免除することになっている。しかしながら宣徳6年2月現在、3回に渡って抛荒壩場不存田地を調査し帳簿を作り戸部へ送っているが、その詔書が出てから7年以上になるのに、いまだに、従来の税糧免除の許可がおりない。税糧は毎年、〔近隣、同じ里甲の〕現在人戸に請負い納入させているが、中には多くこのように賠償納入を背えんじないものがある。所管の糧長、里長は、〔この未納税糧を各戸に〕分散して割当て、請負い賠償を迫る。そこで、訴訟が頻繁に興り、人民は逃亡する。崑山等の県での調査報告によると、水没した田地の税糧は、毎年未納であり、人戸葛阿伴等は、息子・娘や家産を売って賠償納入しようとしたが、額に足りず、このため逃亡がおびただしい。今年（宣徳6年）、またまた、抛荒壩場田地の税糧を請負わせて徴収すると、呼び戻した逃亡戸が復た逃亡することを免れることはできない。

以上の状況は、况鍾が、多くの上奏の中でくりかえす、殆んど定形化された表現に総括されているといえよう。

各県人民、委因官田糧重、過年遠運、該用船隻・脚錢等項、費用浩大、北京糧每石用過米四石、其運糧人夫、經年不得種田、及買辦軍需顏料等件繁多、以致民貧外竇  
あるいはまた、これに加えて、

民貧逃竄、及死亡戸絶抛荒、以致拖欠、由催徵緊急、不免虛申起運

今、農民たちの農業經營の、再生産構造を、全面的に、質的にも量的にも明らかにすることは、私にはとうていできない。しかしながら、本章で述べてきたような國家からする農民の労働の收取（それは一官僚の眼を通じてとらえられたものにすぎないが）に加え、農村内部の債務関係による高利の收取（第2章、第5章のVII）、農村内部の支配関係を通じて行なわれる中間搾取を考慮するとき、当面する時期の蘇州府における農民が、自己の労働を再生産することは非常に困難

であったと思われる。知府况鍾は、これ以上国家の収取を持続できない農民の生活状況を国家の官僚としての立場から国家の中権部に訴えていたのである。国家は、このような状況自体によって、そしてこのような状況からする逃亡（第4章）によって、農民をその労働力として把握することの困難に直面していた。

### 註

- ① 本章では、况鍾の文集、「明况太守竇岡公治蘇政績全集」、略称况太守集、卷8・9・10、興革利弊奏所収の、况鍾による諸上奏から、必要な部分を抜粋し、それを、原文に比較的忠実に、しかし理解に必要な調整を加え、補足を行ないながら、口語訳した。况鍾以外の、糧長老人徐璫の状告、鄉貢進士薄実の上書についても同様である。ただし、况鍾の発言としている中にも、時に在地の「民」の発言が、况鍾の上奏の引用文として混入している。徐璫のものも実はその一つである。またとくに〔 〕でくくった所は、特に意を以てした筆者の補足である。
- ② 拙稿1による
- ③ 拙稿1による 稅糧徵収率の対収穫量、対私租率比、及び農民家族の所有・経営面積についても、他の地方の事情についても拙稿1を参照して下されば幸いである。
- ④ 卷8、丁少糧多請免違運奏、宣德6年3月8日
- ⑤ ④の上奏、及び、卷9、修浚田圩及江湖水利奏、宣德7年6月2日
- ⑥ ④の上奏
- ⑦ ④の上奏
- ⑧ ④の上奏
- ⑨ 卷9、再請夏稅折布奏、宣德7年9月15日
- ⑩ この部分は、興革利弊奏でなく、况太守集、卷14、聽納にある、鄉貢進士薄実上太守書
- ⑪ 卷9、水災請蠲奏、宣德7年8月25日、ほかに、卷13、條諭下、備米賑濟偏災榜示、宣德7年8月19日、預備散給穀種示、宣德8年2月1日、
- ⑫ 卷9、題明旱災奏、宣德8年5月15日、統題旱災奏、宣德8年6月初3日
- ⑬ 卷9、賑濟饑民事、宣德9年3月10日
- ⑭ 卷7、備倭船及開濱河道奏、宣德5年10月9日、
- ⑮ 卷8、再請減秋糧及拋荒糧抽取船隻奏
- ⑯ 卷7、請免借馬及派買物料奏、宣德5年11月
- ⑰ ⑯の上奏及び再請免拋荒糧及夏稅科派奏、宣德6年2月
- ⑱ 卷9、請免苛征折布奏、宣德7年3月19日
- ⑲ 卷9、再請夏稅折布奏、宣德7年9月15日
- ⑳ 卷8、再請減秋糧及拋荒糧抽取船隻奏、宣德5年12月3日、卷8、再請免拋荒糧及夏稅科派奏
- ㉑ 卷7、請減秋糧奏、宣德5年7月26日、
- ㉒ 卷7、請清軍及旧欠折鈔奏、宣德5年10月初6日、

### 3. 農村内部における支配勢力と農民

明朝国家の一官僚がとらえた、太湖周辺デルタ地帯の一角、蘇州府における農民の困難な生産労働及び国家権力の諸収取が農民の生活を破壊していく概況は以上の如くである。しかしながら

ら、国家と農民との収取関係において、農民の生産労働の場である農村内部、在地の社会関係の中で支配的位置にある勢力の動向は、決定的な役割をもっていた。國家の農民からする収取は、在地の社会関係を媒介としてのみ可能であったからである。すでに、洪熙元年、1425年、周幹の宣宗に対する報告は、この地帯の在地の社会関係における、糧長戸、有力大戸とよばれる階層が、農民の生活をおびやかす現象が顕著であることを指摘している。本稿の対象とする時期をわずかにおくれる正統4年、1439年（宣德10年は1435年）、太湖周辺地帯に隣接する寧波府について、周忱は「糧長大戸之家」という表現を用いているが、かかる糧長戸、有力大戸は、まさに、同一の階層としてとらえることが可能である（周文襄公年譜、正統3年12月20日、題預備海洋声息事）今、ここで、周幹によって指摘された現象を、より具体的に調査しよう。

洪熙元年、1425年から宣德6年、1431年にかけての明朝國家の記録、明実錄では、税糧や徭役労働の徴収過程における彼らの行動がしばしば問題とされている。この一連の記事を通じて糧長、豪富人民、富民、豪猾らによる、税糧をはじめ、國家が農民から徴収する諸物品の流用、未納、納入不足等々の行為が指摘されている一方で、彼らによる、小民、貧民、平民、細民らへの迫害が、周幹報告と同様に数多くあげられている。税糧の徴収、軍需物資の買付け、官府の必要品の製造にかこつけて、ほしいまゝに多量の諸物品を農民から徴収すること、中間搾取を行なうことは、もっとも普遍的な現象である。また、両浙、蘇松諸府の、北京はじめ江北諸倉への税糧運輸労働に際し、「富民が有司に賄しておゝむね近地を得、貧民は多く北京へ運んでいた」ことも、注目すべきではあるが、徭役労働の割当てにおける多くの「縦富差貧」の一例にすぎないであろう。浙江の嘉興・湖州・杭州海寧県の閑吏・糧長に、「小民を隠占して奴とし、その田地を侵すもの、「欠負によって、その妻女を婢妾となすもの」があったこと。南京監察御史李安のいうごとく、各處糧長の中に「妾りに徵求を意〔図〕して、子女畜産を准折するもの」があったこと。これらは、「皆殷实之家」といわれる糧長戸が、「永充」という権威に依拠し、在地の社会関係の中で、農民を直接支配する傾向があったことを示している。以上一連の「害民」現象が、浙江嘉湖・直隸蘇松等府の糧長に関する監察御史張政の上言に総括されているとみてよい。

このような在地における支配層のあり方を、集中的に示すのは、蘇州知府况鍾の上奏・条諭である。

宣德5年9月20日、通禁蘇民積弊榜示（况太守集・卷12・条諭上）、同7年4月10日の嚴革諸弊榜示（况太守集・卷12・条諭上）には、定式化された表現の中にも、当面する時期蘇州府下の在地の社会の現実が、なまなましく反映されている。

一、逃移の人戸は、即便（ただち）に、招撫復業せしめよ。………如し糧里人等、復業の人戸を将って、遙年の糧・債を算出し、復た遙って逃に往かしむる有らば、重きに従って罪を治す。

一、招回せる復業の人戸を、該当の糧里並びに土豪大戸、多く、欽依すべき傍例に照らして存

恤せず、一概に科差し、及び先年の債負を盤算し、勒要して田産・子女を準折し、以て存活する能わざるを致す有り。榜示の後、数を尽して給還し、虚錢を執る毎れ。実契欠く所の私債は、其の復業家を成すを候（ま）ち、年月深しと雖も、一本一利、明白に算還するを過さざれ。敢えて前に仍りて害に陥し、業に安んじ難きを致す者ならば、被害の人の実を指して陳告するを許し、憑るを以て翠問恕さず。

一、等の法に依って奸を為すの豪横糧里及び草役糧長・圩長・老人、税糧を催徴し、軍需・顔料等項を買辦するを以て由と為し、小民の財物を科歛し、一を以て十を科して措く無き者、子女を准折し、或いは傭工と作（な）し、民に逼って逃竄せしめ、田地を強種し、税糧を納めず、累を里甲・親鄰に貽（のこ）して賠納せしむるに至る者有らば、被害の人官に告ぐるを許し、重きに従って罪を治す。

なお、こゝにいう、「民を逼って逃竄せしめ……賠納せしむる者」とは、宣徳7年12月26日、請禁詞訟牽連越控奏（况太守集・卷9）にいう、次のような存在であると思われる。蘇松二府の詞訟は、多く秋糧に因って起る。蓋し属県の田地低溼税糧額重く、人民逃絶數多なり。勢豪大戸の兼併する者、他人の田地を佔種し、動もすれば数十百頃に至り、常年納糧を肯んせす。

一、等の糧長及び運納糧船人戸、已に収めて船に在るの秋糧の、実徵・完足・起運せるを將つて、中途にて停泊し、銀両に糲壳（うりよね）して己に入る者有り、興販売買する者有り、風に遭い盜に失すと妄告する者有り、縫足等の者を將つて、虛わって買ひ実は收め、以て完〔納〕せず、年を経て拖欠（未納）を致し、累を官府に貽し、重ねて小民より徴する者有らば、被害の家の來告するを許す。

また、宣徳5年10月20日の、革除圩長示（况太守集・卷12・条論上）には、蘇州府下7県の「役過の糧長大戸」<sup>⑨</sup>で、圩長、圩老の役にあたっているものについて、こう述べられている。訪し得たり。所属の長洲等七県、先に該欽差大理寺卿胡、各県の糧長を將つて、毎区總圩長・圩老六名を設立す。通じて一千六百七十二名に該たる。小圩長と并わせ、糧里と与に同に、農務を提督し、相い兼ねて税糧を催辦せしむ。近年以来、公然状詞を接受し、糧里を挾制す。而うして、本等の差役当らず、戸内の税糧納めず、又小戸の糧草を包覗し、己に入れて債を放ち、房を蓋て船を造り、馬を買ひ妾を娶って費用するを行う。以て連年拖欠し、累を官府に負わす。甚しきは小民を役使し、家に在って田を種せしめ、船を揺らせて出入し、事を生じ民を害すること、止だに一端のみに非ず。

さらに、宣徳5年10月15日の、榜令抗官強民自首示（况太守集・卷12・条論上）は、次のような事実をいう。

近ごろ崑山県の申に拵るにいう。………陸河貞等の状告に拵るに、「糧長陸濬等，過年強に在り，小民を欺凌し，公に因って銀金等を勒取す等の詞」あり。合に各犯を提すべきに，該区の糧里俱に逃げたり。吏の邵政等を差して提を行わしめたるに，犯人陸諫等，三十余人を糾合し，打奪綁縛する有り。又八保九区の正副糧長任敬等，連年約喚に服さず，四年の秋糧・夏税の布緝・草束拖欠し，累勾するも県に行かず。憑って追徴する無しと。備申して府に到る。

これら，况鍾の諸条諭には，すでに見て来た所と同様に，「豪横糧里及革役糧長・圩長・老人」，「役過の糧長大戸」から成る「総圩長・圩老」，「勢豪大戸の兼併者」，「糧里并土豪大戸」らが，税糧の督促・徵収・輸送，軍需・顏料等の買辦などの徭役労働に当る過程で，過剰徵収，中間搾取を行ない，農民の生産物を奪う傾向を見ることができる。また，この過程を通じて，農民の田産・子女の准折，農民の傭工化を行なうものがあることも，すでに見て来た所と同様である。しかし，况鍾の文章によって，とくに明確に指摘されているのは，第一に単に，諸々の国家による税糧等徵収の過程を通じてだけではなく，この過程とからみつつ，契本の記載を伴なって結ばれる私的な債務関係が存在することである。第5章のⅦで述べるように，「大戸」が，端境期に，現物米穀の高利による貸借を通じて農民の生活を圧迫することは當時非常に目立ってきており国家にとって，深刻な問題となっていたこと。第二に，彼らが，数多い逃亡農民（その逃亡は彼らの圧迫にももとづくのだが）の土地を，非合法に実力をもって「強種」「佔種」し農業經營を行なっていたこと，の二点である。彼らが税糧等徵収の過程で「准折」した土地，私的な債務関係を通じて「准折」した土地も，この，税糧納入を伴なわない非合法な農業經營の中にあわせられたものと考えられる。彼らが，税糧徵収の過程で，子女を「准折」し農民を「傭工」化し，私的な債務関係を通じても同じく子女を「准折」し，あるいは，全く暴力的に，「小民を役使し家に在って，田を種」させたのは，この土地と結びつけるべき労働力が必要であったからである。第4章に引く周忱の「与行在戸部諸公書」は，上のようにして「豪勢富貴之家」の勢力下に入った農民や農民家族が，その義男・僕隸となることを指摘している。又，第5章のⅡにも述べられるように，周文襄公（周忱）年譜には，この宣徳の頃，「事故人戸の遺下した田地」が「糧長本名並びに親属・伴當」の不納糧田地と化していたことが記録されている。周幹報告にいう，「有力大戸の義男・家人」も本來的には，かゝる性質の労働力であったろう。

况鍾の統治しようとする宣徳年間の蘇州府では，在地の社会関係の中で，「豪横糧里」「土豪大戸」等と呼ばれる階層が，非合法な土地と労働力の所有，倍称之息といわれる高利の債務関係によって蓄積された「富」を基礎に農民に対する支配的な地位を占めていたのであった。彼らとの支配的な地位は，彼らが請負う徭役労働の課程で國家が農民から收取する諸々の労働生産物の榨取を，彼らに許したが，このことがまた，彼らが「富」を形成・維持・拡大していく基礎をなしていたと考えられる。蘇州府において集中的に示された，かゝる在地の支配勢力の下に，当面

する時期、太湖周辺地帯の農民は置かれていたのである。

ところで、私たちは、この地方における国家と農民との関係を考察するにあたって、農民を支配する勢力が、在地、私たちに身近な表現でいえば、在所（ざいしょ）に直接居住する「糧長戸」「勢豪大戸」「土豪大戸」のみではなかったことを、注意しておきたい。この洪熙宣徳年間には、すでに、当然のことながらいわゆる「城居」の大地主が、こゝ太湖周辺地帯においても、一つの勢力として存在していたかに思われる。乏しい同時代の資料から、その一つの勢力としての存在を推定して見よう。

況太守集・卷12・条諭上、に収める各稿学傍示（宣徳5年10月）には、生員層（諸生）の中の「糧里老人の無耻なる者と、朋奸、民を害し、抗糧、訟を包し（うけおい）、郷隣の歎せざる（同輩として相容れざる）所と為るものに対して、法律による処分を行なうことを予告するとともに、「郷耆縉紳」が「風紀を培う義務をもつことを述べている。又、況太守集の同部分に収めた、戒奢侈榜示（宣徳5年）には、次のようにいう。

城市者（は）、郷民の望にして、節儉者（は）、裕財の原（みなもと）なり。蘇郡は素富麗の地と称せらる。然れども、税糧浩大にして採辦は殷繁。又た復た田地低窪にして、水なれば則ち淹没し、旱年は立ちどころに枯槁を致す。比戸流亡し、招くも尽くは復するに難し。乃ち（この乃ちは、にもかかわらずの意と思われる）、訪し得たるに、城市富民、奢侈太甚（はなはだしく）、縉紳大族、亦た復た然る有り。錦繡鋪張、梨園燕飲、率（すなへ）て常と為す。而うして喪婚の二事は、尤も浮薄の大なる者なり。惟だに品制を踰ゆる有るのみならず、實に乃ち天物を暴殄し、災を招き、咎を致す、未だ此に由らずんば有らざる也。………榜示の後、各のおの僕を崇び様を留め、有余の財は、以て足らざるを防げ。而うして縉紳郷官に在りては、尤も宜しく身を以て則と作し、官を助け、民を化し、共に醇古に臻り、永しえに敝俗を革むべし。

況太守集・卷13・条諭の、紳士約束子弟示（宣徳7年3月）にいう紳士とは、上の、縉紳大族、縉紳郷官にあたるであろう。この紳士たちの家の子弟の生活から、かゝる紳士たちの存在形態をより詳しくうかがうことができる。

該地奢侈に習い、城市尤も甚し、等の子弟、専ら奇巧工作を為し、已に以て農業を妨げ女功を害するに足る有り。更に等の子弟、全然生理に務めず、或いは則ち日を窮め夜を極め、賭博を開場し、或いは則ち、戲房妓室、鮮衣怒馬（ぜいたくな衣服と乗物）、淫酒撒嬾（よっぱらって怒りわるさをほしいまゝにし）、或いは則ち、鷹を擎げ雀を鳴わせ、類を引き萃呼び、惡少を勾惹し、恣行非を為し、或いは則ち能く字を識るを恃み、蟲胥と交結し、人に代って状を振り、詞訟を抨轡す（でっちあげる）。種々不法、身国憲を犯す。

当職体察し得たるに、皆是れ俊秀の子弟にして、強半は紳士の家に出ず。

5章のIVで述べるように、太湖周辺地帯の各府では、「大戸及び巾靴游談之士」「巾靴游談」が、税糧負担を拒否、乃至その実質負担を不当に軽くして、「椎髻衆を秉る良善の小民」「椎髻衆を秉

「農民」の負担を過重にして彼らの生活を圧迫していた。こゝに「秉を乗る」直接生産者農民と対照して書かれている「大戸及び巾靴游談の士」とは、「散住一ならざる郷都人民」の一員として、この郷都、農村部分を支配する、糧長戸等を含むとともに、他方、「人煙帳集の処」たる城市に居住し、上述の莫大な富を擁して、奢侈生活を送る「縉紳大族」「縉紳官」「紳士」をも意味するだろう。もしこの推定が妥当するなら、彼らの税糧納入における不正行為を示す記録の存在は、彼らの農村部分、すなわち、極限された意味での在地における、官田・民田を包含するところの土地所有を想定させるものである。「椎髻秉を乗る農民」は、税糧納入の過程で、糧長戸等としての大戸の支配を受けるとともに、縉紳大族としての大戸の支配をも、受けている。そして、同時に、縉紳大族としての大戸は、単に一片の土地をも所有せぬ純粋の佃農に労働力を求めるだけでなく、その所有する土地を耕作する労働力の一定部分を、一面自から税糧を国家に納入している農民にも求めたと考えられる。すなわち、農民は、その労働力についても、城市に居住する縉紳大族の支配を受け、その労働の収取関係を通じて、彼らの奢侈の基盤としての生産物を提供していたと考えられるのである。このような、城市的縉紳大族による農民支配の現象も、単に蘇州府のみならず、太湖周辺地帯に共通していたであろう。私たちは、農村内部において、このような、見えざる手による農民支配が、すでに、一定の地歩を占めていた、という見とおしをもつ必要がある。

ところで、その固有の「富」にもとづいて行なわれる糧長戸らの在地における農民支配は一応別としても、しばしば糾撻される彼らの農民からの諸生産物の搾取が、まさに彼らが「糧里」等とよばれるように、国家機構と直接接觸し国家の税糧徵収を中心とする徭役労働を遂行する過程で行なわれたことに注意する必要があろう。

この点で、すぐ目につくのは、彼らが国家機構の官としての末端に位する地方の州県官吏からしばしばその恣意的な誅求を受けたことである。況太守集・卷10、11の摹跡官員奏疏は、この州県官による誅求の事実を多く記録している。たとえば、

拠長洲等県糧長皂隸徐璿等首、本府経歴傳徳、節次以催併秋糧等項為由、非法用刑拷打、逼取銀両等物入己、提問……除審實外……<sup>⑤</sup>

拠長洲県丞徐景賢呈、本県典史薛孟真、於本年三月内、以催糧為由、帶第三妾同船、遍歴郷都糧長大戸家住歇、詐取財物……隨拠本県糧長薛遜等首、節次被本官非法用刑拷打、逼取銀両入己、首告政府……除拘本県糧老朱榮一等七百三十名到府審勘、衆口一詞、俱称本官……帶妾、出入郷村、害民、是実……<sup>⑥</sup>

このような、彼らに対する恣意的な誅求の代償として、税糧等の徵収の徭役労働を遂行する過程の中で、彼らの農民に対する搾取が行なわれたことを、私たちは容易に指摘することができる。

さらに、私たちは、第2章で明らかにしたように、この時期、この地方の農民から国家が行なった多種多様な農民からの諸収取——あるいは生産物の形をとって、あるいは生の労働によって

——の存在に注目しなければならない。基底的には、元明動乱期以後半世紀余を経た社会的生産力の回復、とくに建文の乱の打撃を多く受けなかった江南地方における回復の進展を前提として、直接的には国家機構の膨脹、それにともなう官僚たちの物質的要求の増大が、かかる多種多様の収取の契機をなすであろう。さらに国都北遷後の税糧輸送距離の長大化は生の労働や現物の収取激化のもっとも大きな契機であったと思われる。ともあれ、これら諸収取の、徴収・輸送の徭役労働をその責任において請負うのは、みな彼ら支配層出身の「糧里」であり、そのために要する出費と労働は少なからぬ負担であった。こゝに糧長らの「害民」行為としての農民への負担の一つの大きな契機があるのである。税糧輸送における糧長の負担の増加と農民誅求の顕著化については、星賦夫がすでに指摘している。このこと——國家の収取と糧長戸等の榨取の相関——を農民の立場からいなおせば、彼らは、労働力として国家に直接的に把握され支配され、自からの労働を国家からさまざまの形で収取されながら、まさにほかならぬこの収取の過程において、糧長戸等の在地の支配勢力から中間榨取され、負担転嫁させられるという形での、二重の支配の下に置かれていたのである。國家の収取が農民に二重のくびきを背負わせている。（当面する時期の段階では、まだ国家——地主——佃農という形態における単純化された二重支配は、全面的には確立していないと考えられる。）しかも、現実には、たとえ合法的な形態においても、在地の支配勢力の固有の富にもとづく農民支配は、避けるわけにいかない。土地を媒介とする労働力の一定の（全面的にではなく）支配、債務関係による支配、社会関係そのものからする強力による支配等の網の目の中に農民はおかされている。在地の支配勢力のくびきは、かくて、農民にとって、この国家収取激増の時点において、異常に重くなっていたのである。これに、城市に居住する紳紳大族の見えざる手が、間接的に在地の支配勢力として農民の労働力の一定部分を支配し、その労働を収取しつつあるという条件が加わるのである。

しかしながら、そもそも、冒頭に述べたように明初以来の明朝国家による農民の労働の収取の機構は、在地の社会関係における糧長戸等の支配的地位、その在地支配、その基礎にある固有の富の蓄積、従って、一定の農民の労働力支配の持続を前提としそれに依拠している。況太守集にも、しばしば、在地における「殷实之家」の「服衆能力」が国家の収取にとって不可欠であることが况鍾自身によって述べられている。「有力大戸」の在地支配一般を正当なものとして肯定し、それに依拠する国家機構の下によって、國家が二重のくびきの下で貧窮化し、逃亡していく農民の再生産の条件を回復し、彼らを再び労働力として国家の手に確保しようとすれば、国家はその収取の基本量を維持しながらもさまざまな方法で一定の削減を行ない、そのことによって在地の支配勢力の中間榨取の契機をとりのぞき、また収取の技術を整備して支配勢力の影響を制約する、等々の方法に頼らねばならなかった。そして、この方法が有効である根拠も存在した。なぜなら、第一に、農民はまだしもそれを要求し支持するからであり、第二に、在地の支配勢力の中には収取量の削減に反対しない立場、農民の在地での定着を自己の有利な条件とみなす立場があ

り得たからである。

## 註

- ① 以下すべて当面の時期における明実録の記録である。

浙江布政司右參議錢同吉言五事……五日，立勸懲之法……比年以來，浙江所屬人民，講許奸盜，而嘉湖・海寧（杭州府）閑吏糧長為尤甚，有隱占小民為奴，侵其田地，不輸稅糧者，有徵其稅絲糧草，侵用不納官者，有假造作，橫斂無度者，有田欠負，逼取其妻女為婢妾者，民之受害，無所控訴，或訴於郡縣，官吏恐其羅織生事，莫敢言其非……（洪熙元年10月丙戌）

行在大理寺卿張海寧……為都御史……又命督兩浙蘇松諸郡巡賊，翰南京及徐州淮安，先是，富民賄有司，率得近地，而貧民多遠北京（宣德2年3月壬子）

諭行在戶部尚書夏原吉曰，設立糧長，本欲便利小民，協助官府，昨日大理寺卿奏，湖州糧長，侵盜秋糧，皆擬斬罪，朕為之惻然，恒產之家，有廉恥之人，則能愛惜身家，必無比弊（宣德2年4月丁丑）

南京太僕寺少卿呂升……又言，江南糧長之設，專督糧賦，近時永充糧長，恃其富豪，肆為亡賴，交結有司，承墳軍需買辦，往往移已收糧米別用，輒假風憲漂流為詞，重復追征，深為民患……（宣德4年12月乙酉）

南京都察院右僉都御史嚴升卒……仁宗皇帝嗣位……奉命清理軍務，蘇州諸郡旧俗，豪猾肆奸誣平民為兵者多（宣德5年11月丙辰）

南京監察御史李安言，各處糧長，皆殷實之家，以永充之故，習於橫豪，威制小民，妄意徵求，有折收金銀段匹，每石徵二三石者，有准折子女畜產者，任情費用，或縱恣酒色，或輶輶販賣，營私有余，輸官不足，稽其選年稅糧，完者無幾（宣德5年閏12月壬寅）

監察御史張政言，洪武間設糧長，專辦稅糧，近見，浙江嘉湖直隸蘇松等糧長，兼預有司諸務，徭役則縱富役貧，科徵則以一取十，詞訟則顛倒是非，糧稅則徵斂無度，甚至役使良善，奴視里甲，作姦犯科，民受其害，乞為禁治，命行在戶部禁約（宣德6年4月丙申）

浙江右參議彭瓈言……瓈又奏，豪富人民，每遇編充里役，多隱匿丁糧，規避徭役，質朴之民，皆守實，有司貧賤，更不窮究，由是徭役不均，細民失業，乞會有司，從公推點相應人戶充役，違者論罪，從之（宣德6年5月庚午）

- ② ①参照。

- ③ 坪長，坪老が、「役過の糧長大戸」であるというには、況太守集・卷11・遵旨弁明誣陷奏（宣德7年2月28日）による次の記事にもとづく。

遵訪得，侍郎成均所管本府七県治農官，設立坪長・坪老九千余名，俱係役過糧長大戸

この九千余名は、本文引用の、總坪長・坪老一千六百二十七名に、小坪長をあわせた数であろう。但し、本文引用の革役坪長示には、總坪長等の設立が、洪熙元年以来宣德5年3月迄の、当地方の巡撫（常駐だが巡撫としては制度化されていなかったと思われる）であった例の胡槻によるとされる。一方この遵旨弁明誣陷奏の方では、その設立が、宣德5年4月（明実録 4月戊寅）から宣德5年9月周忱の任命後（明実録 9月丙午），蘇松等の處で農務を専理する任務をもった巡撫侍郎成均（これも正式の制度化以前の巡撫である）によるとされる。この異同の理由は今不明である。

- ④ 以上の、況鍾関係の資料には、糧長戸等の相互間の矛盾もあらわれている。一般に殷実之家といわれる糧長戸自身の中の分化を反映していると思われる。こゝではそのような矛盾について論じる余裕をもたなかつた。
- ⑤ 第5章のⅧを参照。
- ⑥ 効寵冗官十一員奏，宣德5年7月20日〔〕内は，森の補充。

- ⑦ 況太守集・卷12・條諭上、宣德7年5月18日付の、嚴賊盜禁止に、府下各県下の居住区域をこのように二大別する叙述がある。
- 今後各縣，在城市鎮・人煙繁集之處，原設巡警舖座，即仰官吏，嚴加修理，每舖一百戶，設舖長五名，置立木牌……
- 若鄉都人民，散住不一，難設舖座，着令當年里長甲首，照依前例巡視，家至戶到，周知出入……
- ⑧ 況太守集・卷10・拿解佐式貪官奏、宣德5年8月30日
- ⑨ 況太守集・卷10・拿解保佐貪官奏、宣德5年10月初9日
- ⑩ 星賦夫：明代漕運の研究・第3章

#### 4. 国家の収取に対する農民の対応

15世紀の20年代半ばから30年代の半ばにかけて、太湖周辺地帯の農民が置かれていた状況の一端は明かにされた。このような状況の中で、農民は、自からの生産と生活を守るため、どのように対応していったであろうか。

農民は自から自然とたたかって生産労働を行なう生産者であった。宣徳2年、1427年9月、國家は、巡撫官胡榮の上奏にもとづいて、治農官を設けたが、彼らは農民の日常的な生産労働には、全くかかわりのない存在であった。宣徳5年11月况鍾の治農官兼催糧官奏<sup>①</sup>にいう。

臣到任以來，詢問民情，撫里老王仲仁等言，洪武年間，無官治農，糧不拖欠  
 ……該大理寺卿胡榮奏……添設府縣通判・縣丞各一員，督領糧長，專一治農，催徵秋糧……  
 臣看得，本府各縣，地面低窪，若或大雨水漲，無法可治，遇旱之年，近水人戶，自行車救，  
 高阜去處，亦無良法救濟，雖有治農官員，不過虛設曠職

治農官を催糧官にしようという趣旨のこの上奏であるから、ためにする偏りはあるが、日常的に農民ができないことは治農官にもできず、できることは、たとえばひでりの年には、近水の農家が自から竜骨車で水を上げ救済作業を行なう——恐らくは何らかの共同組織を通じて——というのは事実であろう。

このような自から労働する主体である生産者たちから、國家が税糧を收取しようとすれば、そのためには、第3章で述べたように、在地の支配層の「服衆」の力を用いねばならなかった。宣徳9年5月、况鍾の、請禁妄動実封及冒軍籍・冒船戶・僉充糧長不符定例諸奏<sup>②</sup>にいう。

一件，僉替糧長事，查得，先奉戸部勘合，仰各糧多殷實服衆大戸，永充糧長，近查，長洲等県稅糧不完，究其所以，蓋因下等水鄉艱難区分，原無殷實大戸，俱係一般小民，編充糧長，不能服衆，似此秋糧難完，前件如蒙准許，乞勅該部，行移本府屬縣查勘，但有此等艱難区分糧長，保勘明白，即於附近鄰境区内，揀選殷實服衆大戸僉替，庶人民信服，稅糧辦集，為此謹奏  
 すなわち耕作条件が困難であり、土地生産性が低い下等水郷では、農民に「殷實服衆大戸」がなく「一般の小民」が糧長の役に編充されているので、衆を服することができず、従って稅糧の完全な徵収が困難である、という状態である。この事実は、一面糧長の役が、この役に伴なう出費

に耐えられるだけの殷実大戸によってのみ負担し得たことを示すとともに、他面、糧長の「服衆」能力に依拠してのみ、農民からの税糧徴収が可能であることを示している。農民は、自身の力をもっている。在地の社会関係における支配勢力は、文字どおり、実力をもって、支配しなければならない。先引した「洪武年間、糧拖欠せず」という状態も、治農官なしにもたらされたものではあっても、服衆糧長なしには決してもたらされなかつたであろう。

このような農民は、国家権力の末端としての役割をも担う糧長に対し、暴力で抵抗することもあった。宣德5年12月2日付の况鍾の夥殺辦公人命奏に次のような記事がある。

又拵長洲県二十六都韋寿安告、有兄韋怒、充糧長、因上司催糧緊急、本年十一月二十八日、前去本区観音堂、拘喰欠糧里甲人戸、辦糧点船、至晚、有衆惡凶徒、不計其数、各執鉛棒、俱各殺死等詞到府

上司の税糧を緊急に納入せよという催促を受けて、未納の里甲人戸（甲首戸たる農民）をよびつけ、税糧を出させて輸送の船を指定した糧長一家が、「衆惡凶徒」に殺されたのである。又、この同じ上奏には「上司催糧緊急、拘喰欠糧里甲人戸」というごとき明白な理由はないが、やはり糧長が殺されたもう一つの事件が記される。

近拵嘉定県申、該、沈氏告、有夫黃貞、先充糧長、今年九月二十七日夜、有男子一百五十余人、持杖執火阻屋、將夫殺死、搬搶家財

150人の、おそらくは、その支配下にあった農民によって、1人の糧長が殺されている。

このような蘇州・松江という太湖周辺地帯の中心をやゝはずれるが、しかしここに隣接している、同じ太湖周辺地帯の各府では、農民階級のいくつかの抵抗の記録がある。宣德6年3月、周忱の上奏によれば、太湖周辺地帯の常州府、鎮江府及び隣接の広德州、應天府で、國家権力機構の官としての末端である州県衙門に対して農民は強い抵抗を行なっている。

巡撫直隸侍郎周忱奏、広德州及溧陽（鎮江府）・溧水（應天府）・宜興（常州府）三県、辺湖近山、民多頑獢、有司催徵税糧、勾摶公務、多抗拒不服、甚至聚衆劫掠、近有被獲者、其財物以万計、又得其偽造各衛倉及宜興等県印一十七顆、蓋用私造文書、侵欺税糧、州県官吏、或柔懦無能、或受其財賂、反被挾制、不能究治、民之刁詐者愈多、（明史錄 宣德6年3月丁亥）

このような抵抗の形式は、おそらく土豪の統率支配下に、地理的条件を利用して集團化、組織化された農民の姿をうかがわせる。蓄財者のいる点から反人民的な側面を一方にもつと思われるが、徹底した反税糧斗争を行なう在地の農民の一つの姿がこゝにある。また宣德9年5月、常州府の重要な地点無錫県では、「賊五千余人」が県衙門を襲っている。

常州府無錫県申、賊衆五千余人、鳴鑼為号、各執凶器、打開本県禁門、將賊犯賈忠等劫去、又聚衆劫掠、奪利港巡檢印信燒毀、殺死人民王信等（周文襄公年譜・宣德9年5月）

この資料も、「王信」なるものの立場如何によっては、又、劫掠の内容如何によっては、「五千余人」の集團の反人民的な側面をも示すのであるが、県衙門への明確な武装行動による敵対は、こ

の人数の大きさとともにこの集団の行為が、何らかの形で農民の利益を代表する側面をもっていたことを暗示するのではないだろうか。S

しかしながら、本稿の当面する洪熙・宣徳年間、1425～1435頃、自から生産労働を行なって生活していた太湖周辺地帯、官田地帯の農民たちが、國家の税糧をはじめとする諸収取、その諸収取の直接の徴収者たる在地の支配層の諸収奪・債務に対抗する、もっとも普遍的な手段は、自分の生産労働を行なっている土地・家からの逃亡であった。况太守集卷八、再請免抛荒糧夏稅折布奏に、

拠本府撫民經歷陳惟海呈、詣崑山等県、踏勘、前項壩塌田糧、遙年拖欠、人戸葛阿伴等將男女家產變賣、賠納不足、因此逃亡數多

という例は、とくに悲惨ではあるが、第2章末にも示したように、決して、水没田糧の賠償納入によってのみもたらされた特殊な例とはいえない。况太守集卷7、宣徳7年12月26日、請禁詞訟牽連越控奏には、己引のように、

蘇松二府詞訟、多因秋糧而起、蓋屬県田地、稅糧額重、人民逃絕數多

と述べられていた。況鍾によれば宣徳5年7月、「本府所管七県人戸」は、474,263戸<sup>⑨</sup>、宣徳6年3月、「本府實在人戸」は、369,252戸<sup>⑩</sup>。この「所管」と「實在」の差約10万戸が、逃亡によるものか調査方法の差によるものか、今明らかにし得ない。しかしながら宣徳6年終、戸部の指令に従って蘇州府で招撫した復業逃民の数だけで、37,993戸<sup>⑪</sup>。同年3月の「實在」人戸数36万9千余戸に対しては、実に最低1割強にあたる人戸が逃亡していたわけである。また、これとは別に、宣徳5年閏12月現在、蘇州府の逃亡をも含む「全家死絶等項人戸」は、33,472戸、その拠棄した洪武年間抄没の官田地灘塗薄（宋元以来の古額官田は除き）は、2982頃11畝と伝えられている。

同じ宣徳の半ば頃、松江府の人杜宗桓の上巡撫侍郎周忱書には、

獨蘇松二府之民、則因賦重而流移失所者多矣、今之糧重去處、每里有逃去一半上下者  
と述べている。

問題は、國家にとっても、農民にとっても深刻であった。蘇州知府況鍾はじめ、太湖周辺官田地帯各府の知府、知県にとっても、農民の逃亡はただちに税糧の未納につながる重大問題であり、なかんずく、同地帯のうち蘇、松、常の三府を管轄下におく巡撫南直隸總督稅糧周忱にとてそうであった。周忱の「与行在戶部公書」は、文中に、「今宣徳七年造冊云々」とあるところから、宣徳の後半期、少くとも宣徳10年、1435年頃迄に書かれたものである。この書を収録する皇明經世文編に、蘇松戸口と副題がついているように、これは、蘇州府、松江府の逃亡人戸を主題としている。

今、これにかりて、太湖周辺官田地帯の農民の、所与の条件への対応、抵抗の内容を分析し、あわせて、總督稅糧たる周忱の、農民支配に対する問題意識を摘出しておきたい。

伏して聞くに、治民之道は情游を禁じて以て其の志を一にし、耕稼を勧めて以て其の業を教く

するにあり。蓋し惰游禁すれば、則ち土着固まり、而うして勞を避け逸に就く者、容るる所なし。耕稼勧めれば則ち農業崇つとく、而うして本を棄て末を逐う者、縱いままにするを得ず。是れ由り賦役均しくすべく、而うして国用足るべし。然らずんば則ち戸口耗して賦役得て均しかるべきからず、地利削られて国用得て給すべからず。

彼はあくまで封建社会の国家の官僚として、農民の労働力を土地に定着し、農業労働に専心させて農業を興し、それを基盤に賦役負担を均等化することによって国家財政を安定させるという立場をとる。この立場には、典型的な農本思想があらわれている。農民の労働力を国家がいかに確実につかむか？ということが彼の出発点である。

しかし、彼に与えられた「蘇松之民」の逃亡状態は決して単純に解決する性質のものではなかった。周忱は、蘇州府下崑山県太倉の戸口減少を一例としてとりあげる。洪武年間に丁を見して田を授くこと16畝。洪武24年、1391年、黄冊の原額戸口数、67里、8968戸であったものが、今、宣德7年、1432年の造冊時には、10里、1569戸（洪武の17.5%）、実情を点検したところ、現在の戸数は、738戸（洪武の8.2%）、その差は、みな逃絶虚報の数である。しかし、

戸口耗すといえども、而かも原授之田俱に在り。夫れ738戸を以てして洪武年間8968戸の税糧に当たる。其の輸納足備にして逃去せざらんと欲するも、それ得べけんや。忱恐るらくは、数歳之後、見戸皆去って漸く無徵に至るならん。

これは、もっとも極端な例であると思われるが、已述したように、戸口の減少傾向は、太倉のみならず、蘇松に普遍的な問題であった。又當時、現在戸を以て逃亡戸の税糧迄納入させるという里甲による賠納制度が、第2章の抛荒田糧についての况鍾の発言に見られるように、いまだに、國家の戸部官僚らによって固執される傾向があり、そのことがますます逃亡を促進していたのである。

そして周忱の文によれば、蘇松之民の逃亡現象は、やゝ他所のそれとは異なっている。最近、皇上のしきりに下される勅旨にもとづく招撫によって、天下の民は、宏恩を感謝し、老を扶け幼を擣え、競いて桑梓に返る。

惟独り蘇松の民のみ、尚遠年貧匱するあり。未だ尽くは其の原額を復さず。而うして田地今に至るも尚荒蕪する者あり。豈に憂恤猶お未だ至らざらん乎。凡そ招回復業の民、既に其の税糧を蠲き、其の徭役を復するを蒙る。室廬食用の乏しき者、牛具種子の欠ける者は、官借貸を与う。朝廷之恩、至れるなり、尽せるなり。此くの如くして猶お復業せざるは、亦た必らず其の説有りなり。蓋し蘇松之逃民、其の始めや、皆頗る困って已むを得ずして遁逃す。其後に及ぶや、流寓者の土著に勝れるを見、故に相煽り風を成し、踵を接して去り、復た再び郷土を懷わず。四民の中、農民尤も甚し。何を以てか之を言わん。天下の農民、固より勞なり。而うして蘇松の民、天下に比して其の勞又倍を加うるなり。天下の農民固より貧なり。而うして蘇松の農民、天下に比して其の貧なる、又甚しきを加うるなり。天下の民常に土を懷しんで遷

るを重かる。蘇松之民、則ち嘗て其の郷を軽んじて転徙を楽しむ。天下の民、其の郷を出ずれば則ち其の身を容るる所無し。蘇松の民其の郷を出ずれば則ち以て其の巧を售るに足る。すでにみてきたように、たとえば蘇州府の農民にとっては「朝廷の恩、至れるなり尽せるなり」どころではない。帰ってきた逃戸に対して「朝廷之恩」は無視されがちであった。在地の該当の糧長、里長は、「朝廷之恩」を自からの所で止め、逃戸には免じられているはずの税糧、徭役労働、をわりあて、逃戸の未済の債務をまとめてとりたてようとする(第3章)。しかしこゝでは、「朝廷之恩」を、かりに周忱のことばどおり認めるとして、彼の論理をたどる。蘇松の逃民の中では、農民がもっとも多い。蘇松の農民は全国の農民に比べて労働の投下量はもっと多く、その貧窮の度合はもっとも甚しい。かゝる状態の中で、彼らは常にその郷里を軽んじて移動する頗著な傾向があるが、それは、彼らが、郷里を離れても生活を支える方法をもっているからである——等々。

そこで周忱は、具体的に「蘇松の逃民」の中でもっとも多数を占める蘇松地方の逃亡農民の行先を追求する。

枕嘗って其の弊を歴詢するに蓋し七あり。何をか七弊といわん。一に曰く大戸苞蔭。二に曰く豪匠冒合。三に曰く船居浮蕩。四に曰く軍囚牽引。五に曰く屯營隠占。六に曰く隣境蔽匿。七に曰く僧道招誘。

そして周忱は、各弊の内容を一つずつ叙述しながら、「南畠之農夫」が、日に以て減じ、衰え、削られ、消え、耗し、寡く、狭くなるという。

#### 「所謂大戸の苞蔭なる者」

其の豪富の家、或いは私債を以て人丁を準折し、或いは威力を以て人の子を強奪す。之に姓を賜いて目して義男と為す者之れ有り。其の名を更めて命じて僕隸と為す者之れ有り。凡そ此人、既に其の役属たるを得れば、復た其の糧差を更めず、甘心倚附し、敢えて誰何するものなし。是れ由り豪家の役属日に増し、南畠の農夫日に以て減ずるなり。

#### 「其の豪匠に冒合せらるる者」

南北両京に叢聚している蘇松出身の工匠のもとへ、郷里の糧差を逃避する者が其の家眷を携え、相依りともに住まう。あるものは新しく家を立て、あるものは店舗を開き、法を冒して義男女婿となり、当の工匠に代って免許証を受けとり官の仕事につく。北京の順天府、南京應天府の当局も彼らを捕促できぬ。一戸の工匠で数戸を冒合するもの、一人が官の仕事について数人を蔽うものがある。兵馬司は敢えて問おうとしない。従って豪匠の生計は日に盛んになる。

#### 「所謂船居浮蕩する者」

税糧や徭役から逃れようとする人が、積水の郷である蘇松の環境を利用して、久しい間、大小の河船を置き、全家の人口を裝載し、本地の官・里老を経ずに、別県の文引を不正に受けとり、あるいは河泊所の由票を買い求める。そして裝載物を置き、魚をとて税課を納入するという

名目で、南京の新河、北京の張家湾、臨清、淮安、儀真ならびに各処の人烟辏集する市井、河埠、湖泊、<sup>けんさく</sup>滻瀆へ逃げ出し、その他の豪民、官軍、牙行等の引きに依存し、往來生計を営む。船居の人口は日に多くなる。

#### 「所謂軍囚の牽引する者」

罪を犯して中外の衛所に充軍している者が蘇松の民の奇技あり工巧みなる者多く、至る所で商買できる、という点に目をつけ、郷里の貧民を誘い自己の余丁とする。やはり罪を犯して各処の河岸で駅站を開いているものが、郷里の小戸を招いて自己の使喚とする。罪を犯して北京で富戸となっているものが、一家で数処に店を開いている。罪を犯して民と為り河岸で農業をしているもの一人に、数丁の子供がある。淮安二衛では、蘇州の犯罪者で軍人となっているもの数名に過ぎなかったが、今では軍人の家属と称するものが町中で店を開き商買している。儀真駅では、蘇州の犯罪者で駅站を開くもの数家に過ぎなかったが、今はその戸丁が、軒を連ねて家を建て居住している。軍囚の生計は日に盛んになる。

#### 「所謂屯營の隠占する者」

蘇松地域に並ぶ、太倉、鎮海、金山、青村、南匯、吳松江等の衛所にいる軍人が、罪を犯しても移動させられないので、豪強を肆いままでしている。徭役を逃れようとする奸民が、この軍人に依附し、あるいは屯堡に入ってそこで耕作し、あるいは軍營に入ってその使令となり、あるいは、本来の戸籍の名を胡麻化して、軍人の名を冒かし、あるいは姓を更めていつわって余丁となる。税糧・徭役を郷里に残して他人に迷惑をかけている。有司で調査しようとしても、衛所は答えず、里甲で追求しようとしても、軍人に妨害される。屯營に隠れるものは日に多くなる。

#### 「所謂隣境に蔽匿する者」

近年有司は多く人を得ず、教導の方法が無く、禁令は弛緩して、民衆をして流移転徙させる。東郷から西郷へ、彼の県から此の県へ、税糧の重い所から税糧のない所へ、徭役の忙しい所から徭役のないところへ、瘠せた土地から肥沃な所へ、旧居から新居へ、転々と移動する。郷里では情を容れて不問に付し、役所は隣境なので行くことができない。隣境の客戸は日に多くなる。

#### 「所謂僧道の招誘する者」

天下の寺觀、蘇松より甚しきはなく、故に蘇松の僧道、四海に弥漫す、という条件を利して、郷里游惰の民は、おおむね皆各処の名山巨刹に頼り、その下で働く僧侶の徒は日に多くなる。

周忱は、以上七つの弊害について次のように総括している。

凡そ此の七者は、特に其の大略を挙ぐ。而うして天下の郡県、未だ必らずしも此の弊俱に無きに非ず。縦い之を有らしむるも、亦た未だ是くの如きの甚しき非ず。此等の人、善く巧偽を為

し、版図を変乱す。戸口は則ち他故を捏して脱漏し、田糧は則ち他名を挾しはさんで詭報す。惰游日に久しく、安んぞ肯えて復た田里に帰り耕稼に従事せん。況んや其の欠乏の糧額、累累如として現在の戸に配す。其の中頗ぶる智能ある者、其の計を得るを見、亦た畎畝を捨て耒耜を棄てて其の為す所に效らう。惟だ愚駄無用の人、方めて始終農業に従事するを肯んず。然れども坐して其弊を受くれば、また豈避免之心無からんか。……宜べなるかな、土著の農夫、日に減じ月に除かれて底止有る無きなるは。是れ皆、惰游禁せず、耕稼勧めず、故に奸民以て勞を避け逸に就き、本を棄て末を逐うを得るなり。

周忱は、この現実、農業生産労働が國家の限度を越えた諸収取にさらされている状態に際して顕著となった農民の逃亡という対応を前にしていた。彼は、巡撫總督税糧という「重寄」を国家から負って、「昼夜尽心するも、措く所を知るなし」として、戸部の諸官僚が、在郷の公郷大臣とともに詳しく研究し、「蘇松等府逃移人戸をもって、通例にかかわらず、別に一法を立て、以て清理して之を検制する」べく奏請することを要求する。「戸口増すべく、田野開くべし、税糧完うすべし」という状態をもたらすために。

蘇松地方の農民の逃亡は、通例の逃民招撫方法では阻止できない。周忱をしてこのようにいわしめた蘇松地方農民の逃亡現象は、國家の支配下にある土地（有田は量的に多いが民田でも同じことである。すなわち、黄冊に登録された土地）に自己を結びつけ、その労働を、税糧・徭役労働等を通じて国家に収取されるという生活を選ばずとも、生きていけるいくつかの道を、農民たちがもっていただけに、深刻であった。農民の逃亡という形による所与の条件への対応は、それだけに一定の有効性をもっていた。横田整三は、かって、与行在戸部諸公書を要約した明史食貨志・戸口の条を引用し、「特別のものを除いては、全国に拡大してあてはまらぬものはない。」と述べている。<sup>⑨</sup> たしかに横田が、注意深く実証したように、明代戸口統計の最低点は、明初宣徳頃にあった。永楽中期以後、流亡を防止するために採用されてきた徙民政策が中止されたことにより、流民は、全国的に激増した。そして明朝は、宣徳3年、1428年4月の宣宗の勅諭により、形式的な原籍主義を抛棄し（但し全面的にではない。森）、現実に則した現地主義を全国的に採用し、税糧の徵収を確保しようとした。これらも、横田が指摘しているとおりであろう。この頃の国家の逃亡農民に対する方針を集約する、宣徳6年3月、兼行在戸部事礼部尚書胡濱らの上奏には、周忱のあげた七弊が、「特別のものを除いては」ほど考慮されているといつてよい。宣徳7年以降にこの書を行在戸部諸公に送った周忱が、上記胡濱らの上奏を知悉せぬはずはない。周忱自身、「天下郡県、未だ必ずしも此弊俱に無くんばあらず」といっている。しかし、その上で、なおも、此の蘇松の七弊は、他の地方においては「縦い之を有らしむるも、未だ是くの如きの甚しき有らず」と、彼はいうのである。従って今、この地方における国家に対する農民の対応、農民逃亡の特殊性を明らかにする必要がある。

「蘇松之民、其の郷を出ずれば、以て其の巧を售るに足る」という現象は、10世紀に後における

る中國封建社会の先進地域としての太湖周辺地帯、しかもその中心としてのこの地方における、生産、分業、交換の相対的に高い発展に裏付けられている、と考えられねばならない。それは、「蘇松の〔農〕民、天下に比して其の勞又倍を加うるなり……蘇松の農民、天下に比して其の貧なる、又甚しきを加うるなり」という現象の循の半面である。そして、南北両京の二大消費地帯、臨清、淮安、儀真等、北京と江南とを結ぶ税糧輸送のための大運河沿いの諸都市は、当時の中国の中心的「市場」を形成して、すでに蘇松地方の先達が多くそこに居住し在地=郷里における関係を通じて、逃民を誘い「蘇松之民の巧を售る」場を提供していた。従って蘇松の逃亡農民の一定部分は、農業労働そのものから離れて、上記「市場」において手工業、商業を専業として經營し生活することができた。こゝに、蘇松の農民逃亡をめぐる一つの問題点がある。

他方、周忱のあげる七弊のうち、大戸苞蔭、軍囚牽引の一部、屯營隱占、隣境蔽匿の四弊は、いずれも逃亡農民が、國家の税糧・徭役労働等の収取から隔離された場所で、いぜんとして農業労働に従っていることを示している。大戸の苞蔭は、在地の社会関係の中で、大戸によって、債務関係、権力関係を通じて支配されていた農民が、その大戸に義男、僕隸という形態の労働力を提供する新らしい支配関係の中に入ることによって、従来受けていた形態の支配を免れ、同時に国家による税糧・徭役労働等の諸収取を免れていくことである。河間で農業を經營する囚人の「子侄」となる逃亡農民、屯田の軍人のために耕作する逃亡農民は、いずれも大戸=義男・僕隸関係と同じ性質の関係に入るわけである。従って、単に、手工業、商業のために奇技工巧を生かすことが問題であるばかりでなく、一切の国家の収取関係をはなれた非合法な土地所有にもとづく農業經營における非合法な農業労働力の要求が、もう一つの問題点である。そして、第3章でみたように、在地における大戸層の労働力の要求は、當時、大きな比重をもっていたと思われる。

もちろん、当時の生産力段階は、一方ではっきりと銀流通が存在し銀による米穀の代納が開始されながらも、一方で棉布による米穀、大小麦の代納が農民の救いとみなされているような段階、一般的にいって農業と手工業が結合している段階であり、周忱のいう「愚験無用之人」、すなわち依然として在地で農業労働を営む農民が多数をしめたことはいうまでもない。彼らが在地の債務関係にしばりつけられながらも農業生産をつづけ、ますます貧窮化し、国家による労働の収取が不可能になっていく逃亡寸前の悲惨な状態も、また、当然官僚にとって深刻な問題であった。しかしながら、今述べた二つの問題点、隣接した「市場」の存在、在地及び、周辺の屯營、河間等の処における税役にかかわりのない農業労働力への要求の存在、そこからの誘引の中で、国家が、太湖周辺地帯の農民を労働力として把握し彼らとの間の収取関係を保持することは、非常に困難であった。それだけに当面の時期における、この地方の農民の逃亡は、くりかえすように明朝国家に深刻な打撃を与えたのである。

## 註

① 沈太守集・卷7

- ② 况太守集・卷9
- ③ 况太守集・卷10・擧劾奏疏所収
- ④ 况太守集・卷7・詰添設官員十六欠奏
- ⑤ 况太守集・卷8・丁少糧多請免逆運奏
- ⑥ 况太守集・卷8・招回逃戸実数奏、宣徳7年3月19日
- ⑦ 正徳松江府志・卷7・田賦中
- ⑧ 皇明經世文編卷22
- ⑨ 以下、周忱の文章によって、「七弊」の内容を、その書き下しによって紹介する。但し文体は、必ずしも統一しなかった。口語訳しない方がいいと思った所もあり、しきれなかった所もある。又、長くなったり理解をかえって困難にすることを恐れ、適宜短縮した。さらに、一ヶ所、関連資料による補足を行なった。
- ⑩ 况太守集・卷9・請禁妄動寔封及冒軍籍・胥船戸・僉充糧長・不符定例奏によって補足した。
- ⑪ 横田整三：明代に於ける戸口の移動現象について・東洋学報26-1・2、1938年～9年
- ⑫ 明実錄、宣徳3年4月辛酉
- ⑬ 明実錄、宣徳6年3月丙子
- ⑭ あくまでも、相対的に、あって、生産についても商品生産としての充分な基盤をもつものではない。
- ⑮ この「市場」とは、中国封建社会に特殊的な市場であって、全国各地における商品生産の展開の上に基礎づけられたものではない。古島和雄は「明末長江デルタにおける地主経営」(歴史学研究148号)で、次のように中国専制王朝下の「国内市场」の性格を述べているが、示唆的である。  
 「従って生産力の上昇が余剰生産物の蓄積を土地所有者のみに帰せしめないで、公租徵収に附隨する中間収奪を媒介として、直ちに流通過程に投じさせることを意味している。こゝに中国における商品流通の早期の展開の主要な理由があるのであって、中央集権的な権力機構も、又かかる国内市场の存在に大きな地盤を持っていたのである。」
- ⑯ 「与行在戸部諸公書」におけるこのような二つの問題点については、すでに、梁方仲も、「明代糧長制度」の中で述べている。
- ⑰ 在地の大戸層による銀の蓄積、国家の収取機構を利用しての官僚の銀誅求については、すでに、第1、2、3章でのべた。政府が鈔を流通させ銀を吸上げてその唯一最大の保有者たらんとしていたことは、田中・佐伯「十五世紀における福建の農民叛乱(1)」(歴史学研究167号)において指摘されているが、このことそのものが、「民間」における銀流通、田中の所謂、都市商人の銀経済及びそれと接觸する地主大戸層の銀保有を前提としている。こゝでは、一つ、かかる状態をうかがわせる資料をあげて、例証とする。すなわち、明実錄洪熙元年、1425年、正月庚寅には、次のような記事がある。  
 上以鈔法不通、民間交易、率用金銀布帛、命戸部尚書夏原吉等、会郡臣議、革其弊、
- ⑱ 第5章V 参照
- S この2つの資料をめぐる叙述における農民とは、本稿で規定した「農民」の範囲を拡げて農民階級という概念で理解しなければならない。

## 5. 明朝国家による農民支配方式の再編制

明朝国家は、江南地方、なかんずく太湖周辺地帯において緊急にその農民支配の方式を再編制する必要に迫られていた。明朝国家から派遣された、巡撫南直隸・總督稅糧周忱、蘇州知府况鍾らの知府たちは、一連の具体的な政策を実施して、この必要にこたえた。これら一連の政策は、農

民の逃亡を阻止し、農民を労働力として直接的に把握し、農民を彼らの所有地に定着させ農民からの諸収取の体制、及び諸収取の基本量を維持するという内容をもっていた。

### I. 官田毎畝の税糧徵収率削減

一連の政策は、まず官田毎畝の税糧徵収率を削減することから開始された。官田は、太湖周辺地帯に多量に設置され、とくに蘇州、松江の二府では、一府の田土の、6割乃至8割を占め、そこから徵収される税糧は、一府の税糧の圧倒的大部分を占めていた。<sup>⑨</sup> 永樂年間、国都北遷を契機に、この地帯を中心とする江南地方の税糧納入者には、長距離にわたる輸送労働とそのための附加出費が義務づけられた。<sup>⑩</sup> 従って、もともと相対的に高かった官田毎畝の徵収率は、いっそう高いものと化した。第2章でみたように、国家から行なわれる他の諸収取とあわせて官田税糧を納入する農民の実質的負担は、非常に重いものとなっており、官田耕作農民に対する雑役労働収取減免の原則も破られつつあったのである。

洪熙宣德の11年間、1425年～1435年は、毎年の田賦米麦徵収量の平均値が、明一代の中で、非常に高く、国庫は現物税糧によって非常に充実した時期であった。<sup>⑪</sup> しかし、官田を多量にもつ、太湖周辺官田地帯の諸府においては、税糧の未納が累積しつつある時期でもあった。

宣德5年、1430年12月蘇州府からの報告によると、永樂20年、1422年から洪熙元年、1425年に至る4年間の、蘇州府の未納秋糧は、392万石有奇、宣德元年、1426年から宣德4年、1429年に至る迄4年間の同府未納秋糧は、760余万石であった。<sup>⑫</sup> 後、景泰元年、周忱はこう述べている。

「總督税糧の任についてまもない頃、蘇松等道監察御史王憲等の調査によると、蘇州一府、宣德元年分の未納秋糧は、1,655,142石、宣德元年から7年に至るまでの7年間に未納となった税糧米麦の合計は、7,936,990石である。松江・常州等府も皆そのようでないものはなく、都察院にそのことを証明する冊籍がある。」<sup>⑬</sup>

7年間、約800万石という数字は、洪武26年（1393）～宣德5年（1430）頃の蘇州府毎年の規定秋糧額が、270万余石であったことからすれば、その3年分にあたる。蘇州府の規定秋糧額が、洪武26年、1393年で全国総計の11.1%を占めることからすれば、その財政収入に与える影響は非常に大きい。

松江府では、洪武26年、1393年、その秋糧額1,112,400石、当時の全国総計の4.5%（蘇州府とあわせると、実に15.6%）、永樂10年、1412年の秋糧額1,254,915石。この110万～120万石が、毎年規定の秋糧額である。しかしながら、年々、この規定額は満たさるべくもなかった。宣徳後半、1430年～1435年頃に書かれたものと思われる松江府の耆民、杜宗桓の「上巡撫侍郎周忱書」にはこう述べられている。

永樂十三年より十九年に至る七年の間、免ずる所の税糧、数百万石を下らず。永樂二十年より宣徳三年に至る、又復七年、拖欠（未納による欠額）・折収輕齋（代納）、亦た数百万石。折収之後、兩〔次〕詔書・勅諭を奉じ、宣徳7年より以前の拖欠せる糧・草・塩糧・屯種子粒・稅

絲・門攤課鈔は悉く皆停徵す。前後一十八年間、蠲免、折収、停徵、算うべからざるに至る。此れより之を観れば、徒らに重稅の名ありて、殊に重稅の実なし。

このような蘇松二府の稅糧未納状況は、くりかえすように、その圧倒的大部分が官田稅糧であることからすれば、蘇松二府の官田稅糧の未納状況に他ならない。そして、この状況は、官田稅糧が、全稅糧の6割を占める湖州府をはじめ、太湖周辺地帯、官田地帯諸府に共通のものであったと考えられる。従って、第1章で述べた、宣德5年、1430年2月の、官田減租例、官田稅糧減額例は、蘇、松二府を中心とする太湖周辺地帯の、このような状況を、充分意識して発布されたものと推定し得るのである。この減租例の内容は、官田每畝の稅糧徵収率の20乃至30%切り下げであった。すなわち、明實錄・宣德5年2月癸巳の寛恤詔には、次の項目がある。

各處田額官田起科不一、租糧既重、農民弗勝、自今年為始、每田一畝、旧額納糧自一斗至四斗者、各減十分之二、自四斗一升至一石以上者、減十分之三、永為定例

この減租例は、蘇州府では、翌々宣德7年、1432年から、実施され、当時の同府官田稅糧<sup>2,625,915石</sup>は、合計して27.4%の、721,203石を減じて、1,904,712石となった。これを基準にして計算すると、官田糧の毎畝平均徵収率も、4斗3升6合9勺余から27.4%の1斗2升減じて、3斗1升6合9勺余となった。

松江府でも、この措置によって、秋糧米麦豆荳合計302,885石1斗4升2合が減じられた。<sup>色</sup>これは、ほど、25.4%の減額である。これを基準にして計算すると官田毎畝の徵収額も、毎畝3斗9合から、2斗3升4勺へと切り下げられている。

この減額によって問題は一挙に解決したのではない。已引の杜宗桓上巡撫侍郎周忱書で、杜宗桓は、この2割、3割の減額によってもなお松江一府の稅糧が102万9千余石を下らぬことを指摘し、より一層の減額か、でなければ、官田部分の毎畝徵収率の不均等をなくすために、その部分の徵収額一元化を望んでいる。しかしながら、実は、不完全なものであったとはいえ、宣德5年2月の官田減租例による官田稅糧の20~30%減額も、単純に実施されたものではなかったことを注意しなければならない。たとえば、蘇州府における5年2月の詔勅実施の過程は、以下のとおりである。この過程は、また、同府では、抛荒田土の滯納稅糧をはじめ、稅糧徵収にともなう過剰な諸負担の減除を実施する過程でもある。そしてこれらの過程自体の中に、この減額が、國家と農民との諸々の收取関係をめぐる深刻な矛盾の緩和に果した一定の役割を認めることができるのである。この過程は、況太守集卷7、8、9にわたる興革利弊奏における况鍾の発言によってこの過程を明らかにしたい。

口宣德5年7月26日 請減秋糧奏

本府七県の稅糧は2,779,109石余である。今、行在戸部(=戸部)の命令を受けたところ、前年の例に照らして本府に宣德5年分として〔以下の各倉への納入を指定された〕稅糧を割当てられた。

北京白糧	57,915石
臨清糧	1,061,192石
徐州糧	150,000石
淮安等衛糧	150,000石
南京糧	745,602石
存留本廻糧	307,566石

各県の人民は、まことに官田の糧重く、遠運の費用大きく、運糧人夫は耕作できず……等々によつて、貧しく、外へ逃亡していく。

宣徳5年2月21日の勅諭にしたがい、本府の税糧721,026石を減額するため、冊籍を造つて〔戸部に〕上申している。しかし、この額の減除は認められず、原額が一括して割当てられてくる。民の困難は實際堪えがたいものがある。この上奏を認可されるなら、戸部に勅諭されて、勅によって減すべき官糧を、従来〔北京を除いては最も遠い〕臨清倉に納入が指定されていた糧額の中から差引くことにしてほしい。

#### □宣徳5年8月8日 遵旨會議奏<sup>⑨</sup>

どうか〔内部で〕会議を開き以下のように処置するようにしていただけないだろうか。

重租官糧を、ことごとく、本府ならびに附近の蘇州、太倉、鎮海及び淮安等の衛所の倉庫に納入すること。北京へ送るべき精白した糧米63,567石5斗は、戸部の割当に従い民田の輕糧の中から3割を加えて徵収し、便利な水次倉で、浙江都司及び蘇州等の衛所の運糧官軍の初運の船隻〔空船〕が通過するのを待つて一度に運送させ、北京倉庫へ赴いてわたしおさめてもらうこと。余糧の89,606石余は、納戸が自から南京倉へ納入すること。

こうすれば民力はよみがえるを得、農務は失なわず、糧には転収の費用がなく、民には未納の罪はなく、その利益は無窮であろう。

#### □宣徳5年10月初6日 請清軍及旧欠折鈔奏<sup>10</sup>

今年人民の種する所の田は、豊収であったが、ただ本年の秋糧の起運に足るのみ。もし従前の未納を追徴すれば、民を圧迫して逃亡させることになる。本府の宣徳元年から宣徳4年に至る未納の税糧を、洪熙元年以前の事例によって鈔で代納させてほしい。納糧の未納はなくなり、鈔法も流通し、實際民は便宜である。

#### □宣徳5年12月初3日 再請減秋糧及拋荒糧抽取船隻奏<sup>11</sup>

宣徳5年2月20日の勅諭に従つて調査を行なったところ、本府各県の官糧は徵収額がもっとも重く、恩例に従つて合計721,000余石を減除すべきである。その旨上奏し、冊籍を造つて〔戸〕部に送った。ついで各郷区に知らせて、徵収を減除した。人民は歓喜感激している。

今行在戸部（＝戸部）の駁査を奉じたところ、洪武初年〔すでに前代から存在した〕古額官田は、減除の例になく、洪武年間の抄没官田だけを減除するという。

調査するに洪武年間の抄没官田の徵収率は多くの場合、毎畝3～4斗にすぎない。農民はたえることができる。そのたえることのできないものは、まさに古額官田なのである。勅諭を見るに明らかに「旧額官田」とある。今戸部の駁査は「古額官田」を許さないという。前後不一致である。人民は驚き恐れ、どうしていゝかわからないでいる。もし戸部の指示のままに減じないといしたら、〔勅諭の〕恩命に背くだけでなく、そもそも民の信頼を失なう。もしこの奏を認められるなら、大臣及び戸部に勅して計議し、古額官田も差別せず、一括して減免を行わせていただきたい。

□宣徳7年3月初3日 核減浮糧実数覆奏

古額官田は減除の対象としないという戸部の駁回を受け、前のように古額官田と抄没官田を区別せぬよう上奏したところ、その後戸部から、実在の前項（古額官田と抄没官田）の減免すべき数字を区別して具奏せよとの文書を受けとった。指示して〔府下の〕長洲等県の上申を受け、調査した減免すべき実数を、文冊を造って戸部に送らせた。その内容は次のとおりである。

長洲等七県の減免すべき官田税糧	721203石 9斗 2升 5合
内古額官田の減数	345867石 6斗 4升余
抄没官田の減数	375156石 3斗余

□宣徳7年11月 鈎減浮糧及拋荒糧免抽船隻謝恩奏

行在礼部（礼部）の文書を受けとったところ、〔最近の〕勅諭内の事項を欽しんでお受けし、宣徳5年2月20日の勅書の恩例に従って、本府の糧額721203石 9斗有余を、古額〔官田〕近抄〔官田〕を分たず減免することであった。

拋荒壠塲田地の税糧、漕運船隻の製造のため徵収を割当てられた米穀も免除を受けた。これら民は皆業を楽しみ、戸ごとに安全を慶び、永く皇祥をきわまりなく祝うことであろう。私は〔府下〕七県の、紳士在籍副都御史吳訥等、鄉耆・糧里・老人の陳昭賢等14,207名が代って天恩を謝するようにと請うた文書を謹しんで受けとった。私たちは彼らを引率して宮城を望み叩頭して恩に謝します。

なお、拋荒壠塲不存田地の税糧の減除乃至新耕作者に対する税糧徵収率の減免の詔勅の実施が、一般官田の税糧の場合と同様に、「古額官田」問題にかこつけて、戸部当局によって長らく引き延ばされていく過程については、すでに第2章で述べた。この実施も、況鍾の上記7年11月の上奏によれば、宣徳7年7月戸部の文書でようやく実現している。また、後述するように、一度戸部官僚の強い反対を受けた宣徳元年から4年にかけての未納税糧760余石の鈔等による代納も、結局はこの一連の減免措置の中で許可を受ける。

明朝国家が、太湖周辺官田地帯の農民から官田税糧という形で收取する莫大な生産物の、20～30%削減を実際に内地で施行する迄には、このように2年以上にわたる長い時期、国家機構内部の抗争を必要とした。この削減は国家機構の内部矛盾、抗争を惹起するに足る国家の重大な譲歩で

あった。この抗争は、他にもいろいろの表われ方をしている。

宣徳5年閏12月、上述のように蘇州知府况鍾が4年にわたる未納税糧の鈔・布・綿による代納を乞うた時、戸部は「國家の用度足らず」という理由でそれを認めず、かえって関係官吏を逮捕せよ、と上奏している。又、宣徳6年3月、総督税糧周忱が、松江府の古額官田の徵収率を民田の徵収率に切りかえることを乞うた時、戸部は「洪武初より今に至る迄、籍冊已に定まる。徵輸常有り、忱成法を変乱し、名を沽り誉を要む」として、彼を罪せよと上奏している。宣徳七年三月における宣宗の以下の発言は、この間の事情をよく示している。

上……謂尚書胡濱曰、朕昨以官田賦重、百姓苦之、詔減什之三、以蘇民力、嘗聞外間有言、朝廷每下詔蠲除租賦、而戸部皆不准、甚者文移戒約有司、有勿以詔書為辭之語、若果然、則是廢格詔令、壅遏恩澤、不使下流、其咎若向、今減租之令、務在必行

官田減租例をめぐるかゝる国家機構内部の抗争は、上のような見解をもった宣宗が宣徳7年3月庚申朔に発布した勅諭によって一応終止符を打たれたのであった。

近年百姓税糧、遠運艱難、官田糧重、艱難尤甚、自宣徳七年為始、但係官田塘地税糧、不分古額近額、悉依宣徳五年二月二十二日勅諭恩例減免、中外該管官司、不許故違  
国家権力機構の頂点に位する宣宗は主観的には、洪熙元年1425年以来の方針に添って、特に宣徳5年2月以来のその方針を強化する立場に忠実に、重ねて勅諭を出した。しかし、この二度目の勅諭における「古額・近額」の区分問題の言及は、それが、上に見てきた况鍾の執拗な実施への働きかけの反映であることを示している。また上に見てきた况鍾の「謝恩奏」が、各県の紳士、及び鄉耆・糧里・老人の「謝恩」をいうのは、当然のこととはいえ、况鍾の行動に対する在地の支配層の影響を示す。さらに况鍾の「再請減秋糧奏」にいう所の、5年の勅によって徵収が減除されることをきいて、「歎喜感激」し、あるいはそれが戸部の言によって古額官田には及ばないとして「驚き恐れた」という「人民」とは、自からも官田税糧の軽減によって利益を得る鄉耆・糧里・老人ばかりでなく、基本的にはその下にある在地の農民の姿であろう。官田減租令の必行を宣宗にいわしめたものは、究極的には、この時点における膨大な国家の諸収取に対して、あるいは実力で抵抗し、あるいは逃亡で応じる(第4章)農民の行動であったと思われる。周良霄、吳晗は、ともに今に残る昆劇「十五貫」に描かれた、人民の景仰し愛戴する况鍾、周忱の姿に言及している。農民の周、况への「愛戴」は、農民自からのかかる行動に裏付けられているものである。このような人民の「愛戴」は、封建国家の税糧の「合理」的な確保のために努力する、況、周らの客観的な役割に対して、単に、農民の認識の限界の中で行なわれた、自からの為了に努力する行為としての過大評価のみを意味するのではない。

以上述べて来たような、その実施の過程からも、その後の蘇州府における税糧の徵収状況(第5章IV)からも宣徳年間における官田税糧の20%乃至30%切り下げはこの時点で一定の役割を果したものと思われる。とはいえ、税糧附加負担の合理化としての加耗折徵例(第5章IV)実施に

よっても、なおかつ、税糧の徵収には、定率化された60%乃至90%の附加税糧徵収が伴ない、切り下げ後の每畝平均徵収率3斗1升余（蘇州府）2斗3升余（松江府）にしてもこの附加税糧徵収を加算するとかなりの高額に達する。平均徵収率を上まわる部分では、負担は依然として高額である。（税糧附加負担の定率化によって、従前不定量であった時機に、在地の支配層から収奪榨取されていた部分が大幅に縮減されはしたのであり、そのこと自体は、IVで述べるように大きな意義をもっていた。）况鍾、周忱らは、その後も、官田税糧の每畝徵収率の削減に努めなければならなかった、と伝えられる。況太守集・卷二・列伝中、正統元年、1436年3月の項には、  
公協同周忱、奏准、本府秋糧每畝四斗以上者減作二斗七升、二斗七升以上至四斗者、減作二斗一升、一斗至二斗者、減作一斗、共減八十余万石、重額官糧、経兩次減免、民益感恩  
という。この記事の減額率は、明実録・正統元年閏六月丁卯に、認可された戸部の上奏として記す、官田徵収率の民田徵収率に准ずる切り下げと全く一致しており、少くとも、再び切り下げが企図されたことは確実である。しかしながら、当の周忱の上執政書（周文襄公年譜）で、彼は、宣徳8年、1433年から正統14年、1449年迄の17年間、蘇州府の毎年完納した正規の税糧額は、200余万石である、と述べている。この額は、宣徳7年の切り下げ実施直後における、190万石余と同系統のものである。従って、第二次減額は、結局実現されなかったという可能性が強い。明実録・景泰4年5月庚申の記事は、その理由を暗示する。

正統中、戸部、官議を会し、江南小戸の官田をして改めて民田と為して起科し、而うして大戸の民田を量改して官田と為し、以て其数を備えしむ。既にして又御史徐郁の奏に因り、所司をして均配扣算し、務めて民田をして官田を量帶して辦糧し、以て貧困を甦らせしむ。俱に巡撫侍郎周忱の清理を行なう。然れども民田は多く官家の占拠に係り能く究竟する莫し。其弊旧に仍る。というのである。すなわち、第2次の切り下げは在地の社会関係そのものに立ち入って、官田の切り下げ分を主として地主の所有する民田の官田化によって補ない、総体として国家の税糧収入を維持しあわせて、小戸、本稿でいう農民の労働力を国家で把握しようというものであった。明朝国家自体が依拠している在地の社会関係そのものの経済的基盤に大きい打撃を与えるこのようない改革が、実現しなかったことは、当然であろう。

従って、宣徳年間において20%乃至30%切り下げられた官田の徵収率は、国家が宣徳当時の水準で税糧収入を維持しようとする以上、自後もそのまゝ約1世紀の間維持され、16世紀前半に至るのである。第2次切り下げの失敗は、太湖周辺地帯において税糧の徵収総額の基本的維持とともに、農民の逃亡を防ぎ国家による農民の労働力の直接把握を意図して行なわれた周忱らのいくつかの政策の限界をも意味していた。かかる意図そのものは、国家と農民との、15世紀前半、その20~30年代における収取関係の特徴を反映するものではあったが。

### 註

- ① 拙稿1. 及び本稿第2章参照

- ② 第2章及び第5章Ⅲ参照
- ③ 梁方仲：明代糧長制度
- ④ 明実錄，宣德5年閏12月辛丑
- ⑤ 周文襄公年譜，景泰元年，1450年，上執政書
- ⑥ 拙稿1. 参照
- ⑦ 拙稿1. 参照
- ⑧ 正徳松江府志・卷7・田賦中
- ⑨ 拙稿2. 註69, 註70参照。嚴密には56%。嘉興府も同様であるとはゞ推定できる。
- ⑩ 況太守集・卷7・請減秋糧奏，宣德5年7月26日，及び，卷8・核減浮糧實數奏，宣德7年3月7日によって計算した。
- ⑪ 平均徵収率を算出する際の面積については，拙稿1. 及び本稿第2章参照。
- ⑫ 正徳松江府志・卷7・田賦中。
- ⑬ すぐあとでふれるように，杜宗桓は，減額されて，102万9千余石になったとするが，これは，若干の夏税をも含む全税糧額が，102万余石だという意味であろう。米穀を主体とし，税糧の基本部分である，秋糧について，この官田減租例の前後の統計によって比較すると，永樂10年，1412年の，1,254,915石余から，正統7年，1442年の，937,005石余へ減じている。この差，317,809石は，ほゞ，官田減租例によって減じられたという秋糧額30万2千余石と一致する同系統の数値である。25.4%という削減率は，上の永樂と正統の差をもとに計算された。又，3斗9合から2斗3升4勺へと平均徵収率が削減された根拠については，拙稿1. 註8に詳しい。
- ⑭ 拙稿2. 三—5でこの杜宗桓の官田部分毎畝の徵収率一元化の要請にふれている。
- ⑮ 第5章Ⅲの叙述ためにもやゝ詳細に引用する。況鍾の上奏の口語訳の手続きは，第2章に同じ。
- ⑯ 況太守集・卷7
- ⑰ 況太守集・卷7
- ⑱ 況太守集・卷7
- ⑲ 況太守集・卷8
- ⑳ 況太守集・卷8
- ㉑ 況太守集・卷8
- ㉒ 明実錄，宣德10年1月辛酉の宣宗を追悼する記事に，上在位十有一年……閩江南細民困弊，詢厥所由，知自宋元來，官田租額過重，量興減除と，とくに述べているのは，本質的には，「皇帝の仁愛」を後世に示そうとした実錄作者の態度による。しかしながら，さほど長くもない一文の中に，とくに，官田減租例のことをのせるのは，これが，國家の農民に対する政策の重要な変更であったことを示している。
- ㉓ 明実錄，宣德5年閏12月辛丑
- ㉔ 明実錄，宣德6年3月戊申
- ㉕ 明実錄，宣德7年3月庚申朔
- ㉖ 明実錄，宣德7年3月辛酉
- ㉗ 両氏の論文については，本稿「はじめに」でふれている。
- ㉘ 況太守集・卷7・請清軍及旧欠折糸奏，宣德5年10月6日の末尾に，「二件俱に行うを准さる」と註記がある。

## II. 抛荒遺棄田地における税糧徵収の回復と里甲組織の再整備

——総核田糧制の実施——

宣德5年，1430年周忱らの着任した頃，農民家族の逃亡，死亡，働き手の消耗，充軍，わけ

ても逃亡は、国家の手から農民の労働力を喪失させ、税糧徴収を不可能にしていた。国家の官僚は、この官田地帯の莫大な毎年の規定税糧収入に固執し、すでに、永樂20年、1422年以来、太宗・宣宗の詔勅によってしばしば命令されていたこの抛荒田地からの税糧免除を実施することを躊躇していたが、この未納税糧の在地農民に対する賠償納入が、また新しい逃亡を惹起する現実に直面し、ついに、蘇州府においては、宣德七年、未納税糧の免除を実施せざるを得なかった。

(第5章I)しかし、単に抛荒田地の未納税糧を免除することだけでは、国家が、再び自己の管轄の下に農民の労働力を土地に定着させ、税糧を徴収することはできない。周文襄公年譜によると「総督税糧」周忱は、抛荒田地の、以下のような状況に直面していた。

是れより先、蘇松等府所属の事故人戸の遺下せる田地、抛荒して人の耕種する無き者あり、大戸の占種し、納糧を肯んぜざるを被むる者あり、糧長本名並びに親属・伴当の耕種して税糧を納めざるものあり。此等の田糧は、近年俱に小戸をして包納せしむ。不才の糧長、此に仮りて由と為し、倍徵して民より搆魁す。奸巧刁民、亦た此に仮りて詞と為し、因って糧米を拖頼す、善良小戸、只だ加倍包納するを得るのみ。横歛に遭うと雖も、敢えて控訴せず。是れ由り獄訟繁げく起り、人民逃竄す。<sup>⑨</sup>

単に国家の抛荒田糧免除実施の遷延によるのみでなく、在地の支配層である大戸、糧長戸は抛荒田地の侵奪・耕作と税糧納入の拒否によって、被支配層善良小民に、抛荒田地の未納税糧賠償を請負わせていた。しかも、不才の糧長が、この賠償義務を口実にして、過剰徴収を行ない、奸巧刁民は、またその口実によって、税糧を未納していた。とくに、蘇・松二府で「勢豪大戸の兼併する者」が、数十百頃にもなる逃亡抛棄田地を占拠する傾向のあったことは、すでにくりかえし述べてきたとおりである(第3章、第4章)。蘇州府の西隣常州府においても事情は同じであり、万曆常州府志・卷6にも、

蘇常諸府流民の棄田、豪猾の為めに侵拠され、累を細民に貽し、代りて税賦を供せしむ。  
という。

周忱は、着任の翌年、宣德6年、1431年「総核田糧」(周文襄公年譜)、「総核田糧法」(万曆常州府志・卷6)と称される制度を設けて、このような状況に対処する。周文襄公年譜によれば、その内容は次の通りである。

1. 各里ごとに、田糧の多寡を量り、5名乃至10名、乃至14・5名の殷实の家を選んで、田甲に充てる。田甲に対して、その里内の見在人戸及び事故人戸を、同数ずつ、分担管理させる。従って、田甲とは、責任者そのものと、分担管理された農民家族の各単位とをともに意味する。
2. もし、田甲の内に、事故人戸の抛棄荒廃した田地があれば、その田甲内で、労働力を拠出して耕作し、その年の税糧を納入する。そして、事故(この場合事故の内容は逃亡である)の人戸を、徹底的に捜索し、復業させ、その田地を返還して耕作させる。
3. 事故人戸の田地が、その田甲、乃至他の里他の田甲内の、大戸、ならびに糧長の親属・伴

当(=奴僕)によって、占拠耕作されている場合には、その田甲に命令して、はっきりと追求させ、收回してその田甲で耕作し、あるいは侵奪者に未納税糧を追徴納入させる。

4. もし田甲が、注意して管理監督せず、その田甲内の事故人戸の田地が、いぜんとして荒蕪していれば、その田甲に命令して、税糧を追徴して官に入れる。
5. 当該の県が、勘合由帖を用意記入し、田甲ごとに一枚を与える。県は春夏に耕作を管理し、秋の収穫の時には、これにもとづいて田甲に対して税糧の徴収・納入(おそらく各県下の第1次集結地へのそれである)を督促する。
6. 税糧輸送のための糧頭は、各田甲の中から推選する。税糧の納入のため遠運ならびに附近の倉庫へ指定する時には、また各田甲の糧数の多寡を調べて均派する。

因みに、万曆常州府志・卷6 錢穀3・徵輸の該當箇所には、

每里強力なる者、五人あるいは十人を選んで田甲に充て、兼田を分主し、之を耕して其の賦を輸せしむ。

と伝えている。

この総核田糧制の実施によって、「田に抛荒占種之患無く、糧は包納横歛の憂を免れた」と、周文襄公年譜は附記している。もちろん、田土の抛荒、大戸等による抛荒田土の侵奪耕作、抛荒田土未納税糧の請負賠償のすべてをなくすという成果が、総核田糧制のみによって上げられたと評価することはできない。抛荒田土の未納税糧の免除実施をはじめ、本章の諸節で述べる一連の、逃亡そのものをもたらす諸条件の改善を試みた諸政策の実施によって、一定の成果があがったと見るべきであろう。ともあれ、ここでは、総核田糧制の内容、とくに2に示された、国家の農民の労働力把握の強い意図に着目すべきである。周忱は逃亡人戸の復業以前には、在地の残存労働力をしっかりと把握しつゝ、税糧の確保とともに土地の荒れを防いで復業の条件をととのえ、一方で逃亡人戸を徹底的に捜索し、復業以後には、すぐその人戸の労働力を土地に定着させようとしている。すなわち、この時点で、国家の税糧収入の維持を、かかる国家による直接的な農民の労働力としての把握を前提として計ろうとする考え方がとられていることに注目すべきである。もちろん、周忱らは、税糧徴収をすべて彼ら、大戸に非ざる、「農民」(本稿でいう)から行なおうとしたのではないけれども。なお、蘇州府で、宣徳7年3月現在、37,993戸(あるいは36,670戸、36,700戸とある)にのぼったといわれるような、逃亡農民の再定着を示す一定の成果は、総核田糧制及び上記一連の諸政策の実施にのみよるのではない。常州知府莫愚とともに、周忱と密接に協力した、蘇州知府况鍾、松江知府趙豫が、宣徳5年から6年にかけて行なった、逃亡復業農民に対する、在地有力戸の負債追求の停止命令をも重要な条件としていたと考えられる。

ところで、私たちは、さらに、総核田糧制に特徴的な農民支配の方式そのものと、里甲制との関係を明らかにしておく必要がある。

すなわち、この総核田糧制の特徴は、

- 1里ごとに税糧の多寡を基準として不定数の「殷実の家」を「田甲」に任命し、その田甲に見在人戸及び事故人戸を分担管理させたこと。
  - この田甲が事故人戸の田土を管理することは、論理的には、見在人戸の田土の管理をも含むことになり、従って、一里が、不定数の田甲の分担管理を通じて、若干の農民家族とその田土を含む、いくつかの単位に分割されたこと。
  - 抛荒田地の生産力回復、それによる逃亡農民の労働力把握の条件つくり、逃亡農民の招回は、もちろん田甲を単位とする。しかしそれのみならず、生産力を回復した抛荒田地からの税糧徵収を含む、全税糧の徵収・納入、税糧輸送にあたる糧頭の選出、遠距離及び近距離の税糧輸送地の割当て、等々の単位をみな田甲におくこと。
- 等々であろう。

このような「田甲制」とも称すべき体制の形成は、税糧の徵収輸送の部門に関する、在来の里甲制度の再編成を意味するように思われる。すなわち、在来の10人の里長で10年を輪番し、1人の里長が1年を受けもつ方式に代って、その里の実情に則して、5名～14.5名、不定数の非輪番の田甲が設定されている。また、在来、1人の里長が110戸の農民家族を1人で統轄していた方式に代って、5名～14.5名の田甲により、その里内の各若干戸の農民家族と若干面積の土地を、分割して統轄することになっている。従って、まず第1に、10戸という数にとらわれない、具体的な「服衆」能力をもつ「殷実之家」が全て動員され、農民の労働力と土地とがより確実に把握されようとしていることが注意される。と同時に、第2に、里の上級の単位である区に永充された3人程度の糧長が直接的には税糧徵収にあたらず、田甲が官の監督下にそれに当り、遠近距離の輸送労働には田甲単位で選出された糧頭に一定の役割がもたされるなど、永充糧長の農民に対する直接的接触が制限されようとしていることが注意される。

この再編成と部分的に類似した方法は、綜核田糧制が実施された、宣徳6年、同じく周忱によって行なわれた太湖周辺の官田地帯に隣接しかなりの数の官田が設置されていた応天府における、分催税糧制の設立の中にも、うかがわれる。

応天、鎮江、寧國等府の官田は、明初以来、毎畝徵収率の半額の税糧を納入することが定例化されていた。しかしこの地方についても、たとえば応天府においても太湖周辺地帯と同様な状況があらわれていた。周文襄公年譜に記すところによれば、

応天府所属江寧等県の官田の減半税糧は、多く貧難人戸の耕種辦納するに係る。内に於いて逃絶無徵敷多なり。田糧を供應し及び軍に發して償運するに加耗繁重なり。該年里甲催辦するも陪納前（すす）まず。役一次を過すごとに消耗せざるなし。惟だに入難を靠損するのみならず、また且つ糧餉を耽悞す。

と、いわれる。同年譜によると、周忱は、この状況を打開するため、「分催税糧」と称される制度を設立している。その内容は、

1. 各図(=里)の十年里長〔10人〕に、各自、自己の名の下に登録されている甲首戸10名及び帶管人戸(=畸零戸)<sup>①</sup>若干名を分担管理させる。
2. あらゆる税糧は、毎年、均分して10串(=10単位)を作り、督促徵収して納入する。
3. もし、その甲の人戸の、逃亡・戸絶の田地で荒蕪している者があれば、各十年里長に命じ、一甲の各人戸を統率して、みなで力を出して耕作させ、陪償納入させる。各倉へ輸送するか、あるいは〔運糧官軍に〕交付して輸送する時には、催糧官の処に出頭させて、検査する。
4. 各県の官吏をして、毎年税糧を徵収する時、里ごとに、先に由帖十枚を支給し、分担管理された人戸の税糧数を書き入れ、十年里長〔10人〕に付与し、照会させる。期限に従って督促徵収させ、完納の日に、銷繳させる。

等である。

この分催税糧制では、綜核田糧制においてとられた方法、各里不定数の殷実の家を田甲として里内の人戸及び田地を分担管理させる方法に代り、里甲制の規定の各里の里長10人をそのまま活用している。すなわち彼ら里長に、自己の名の下に登録されている甲首戸、帶管戸10戸を分担管理させて、10の徵税単位を作らせている。しかしながら、里甲制の本来からすれば、1人の里長は、毎年、輪番で1里110余戸の税糧の徵収義務を負うのであるが、この分催税糧制では、この義務は毎年、非輪番で1単位分10戸の範囲に縮少されている。この点は、綜核田糧制と同じ原則に立つて行なわれた里甲制の一種の再編成である。ちなみに、この小単位で、抛荒田地の生産の回復の義務を負うこと、綜核田糧制と同じである。(二つの制度の相異については、今こゝではふれない)

### 註

- ① 周文襄公年譜 宣徳6年、1431年の項。以下本節に引用する部分の見出しには、按部至蘇州、綜核田糧 とある。
- ② 以下原文に忠実に口語の書き下しをしたが、理解のいきとどかない所、従って誤読もあると思う。
- ③ 新らしい制度についての原文は下のとおり。公設法取勘、於每里、量田糧多寡、揀選殷實之家、或五名、或十名、或十四五名、充当田中、均匀分管見在并事故人戸、但田甲内、有事故人戸田地抛荒、就於甲内、出力布種、辦納本年税糧、根尋其人、復業給還耕種、其或事故人戸田地、被本甲及別里別甲内大戸并督長親屬伴償占種者、亦仰田甲、挨究明白、或收回耕種、或著落追納税糧、如有田甲不行用心提督、致將本甲内事故人戸田地、仍前荒蕪、就着本甲、均追糧米入官、本県備写勘合由帖、每甲給与一紙、春夏提督耕佈、秋成憑此催徵税糧送納、糧頭就於各甲中推選、定撥遠運并附近倉分、亦驗各甲糧數多寡均派、由是田無抛荒占種之患、糧免包納橫歛之憂
- ④ 况太守集、卷8、招回逃戸実数奏、宣徳7年3月19日。
- ⑤ 况太守集、卷8、列伝中
- ⑥ 况太守集、卷4、張太史(洪)贈太守况公前伝。宣徳九年止という附註あり。况鍾と同時代人張洪の書いたものである。
- ⑦ 况鍾、趙豫、莫愚らと周忱との協力については、明史卷153、周忱列伝に記事がある。

うち况鍾と周忱との密接な協力については、况太守集、巻2、列伝中、その他况太守集にいくつか記事がある。况鍾の逃戸に対する負債追求の停止命令は、厳密には一時的債権行使の中止と高利取得の禁止命令である。第3章に引用した、况太守集巻12、通禁蘇民積弊傍示、敵革諸弊榜示を参照。

⑧ 趙豫の周忱との協力については、上記のほか、崇禎松江府志・巻31・國朝名臣宦績参照。趙豫の負債追求停止は、3年間であった。この、国朝名臣宦績、及び、明実錄宣徳6年5月戊子を参照。

⑨ 拙稿1参照。

⑩ 周文襄公年譜、宣徳6年の項の、分催税糧、なる見出しを持つ記事である。以下の引用も同じ。

⑪ 1. 以下4. に至るまでの原文は以下のとおりである。

公議、將各団十年里長、各自分管本名下甲首十名并帶管人戸若干名、一応税糧、毎年均作十串、催徵送納、若有本甲戸逃絶・田地荒蕪者、就仰率領一甲人戸、均力布種陪納、上倉及免運之際、赴催糧官處比較、仍令各県官吏、歲遇收徵税糧之時、毎里先給由帖十紙、將分管人戸税糧数目、填寫付与十年里長執照、著落依期催徵、完日銷繳、由是該催里甲陪納、得以輕省、十串催徵税糧、得以輕省

⑫ 周忱の実施した綜核田糧については、資料も今の所二つしかなく、以上の考察もきわめて不十分なものである。この時期の周忱らは単に税糧及び附加税糧の收取量、收取率、收取形態、還元形態など本章の他の節で述べる諸政策ばかりでなく徭役労働に関する諸政策はもちろんのこと、国家による農民の労働力の把握、土地所有の管理、労働收取の組織整備など、この綜核田糧が示している方向での政策を実施したのではないか、と思われる。たとえば、土地所有の管理についても、周忱による丈量と帳簿の作成の記事は、資料に散見する。(皇明經世文編・巻214・錢徽・均賦書与郡伯、嘉靖崑山県志・巻15・集文・楊侯清理田賦記、康熙蘇州府志・巻23・田賦1等) 今後、周忱らの徭役労働政策とともに、上の点についても研究が行なわれねばならない。

### III. 税糧遠距離輸送労働制度の改革——免運法の制定——

すでに、第2章及び本章1で見てきたように、太湖周辺官田地帯からの税糧輸送、とくに遠距離のそれは、農民の生の労働と、その労働生産物とを多量に奪いつつあった。主として逃亡の増大、という形であらわれた農民の対応に對して、國家は、税糧輸送体制の面からも改革を迫られていた。

ここで、まず、当面の時期に至る税糧輸送体制、漕運制度の展開の中で、この地帯の農民が置かれてきた歴史を概観しなければならない。

国都の北京への移動、北方でのモンゴル族との戦争、とくに国家機構の膨張に伴なう国都の消費の増大によって、江南からの税糧輸送は、国家の必至の要請となり、永楽12年、1414年頃、運河による漕運が開始された。翌永楽13年に整備された漕運制度所謂支運法において、南直隸の蘇州、常州、鎮江、浙江の嘉興、湖州、杭州の各府、太湖周辺官田地帯の農民は、その税糧を、江北淮安の水次倉まで運ぶ労働を課せられた。農民の運送距離は従前よりかなり大きくなった。まもなく、永楽19年、1421年になると、モンゴル族アルタイとの戦争に従う軍人の動員によって、従来、民運を接運して淮安、徐州等の各水次倉から、北京、通州の倉庫へ税糧輸送を行なっていた運軍が徵発された。同時に戦争のための軍餉は増加して北方への税糧輸送要請は緊急に運軍の代替者を求めた。この時から太湖周辺官田地帯の農民は、はるばる北京及びその附近通州、河西等の倉庫までの税糧輸送労働を担うことになった。支運法の原則による運軍の税糧輸送は、従属

的な立場におちていた。塞外遠征という形態におけるモンゴル族との戦争が、洪熙年間、1425年頃から、中止され、宣徳4年1429年、江南地方の農民を農業労働に定着させるという観点に立って、国家は支運法を再整備した。<sup>⑨</sup>

しかし、再整備された支運法の正式の規定によても、蘇州、松江二府の農民は、南直隸の寧国等五府の農民とともに、山東、河南省境のすぐ近くの徐州まで、嘉興、湖州、杭州三府の農民は、他の江西、浙江の農民とともに淮安まで、常州、鎮江二府の農民は、南直隸の応天等府の農民とともに臨清倉までの税糧輸送労働を担わされたのである。しかも、この正式の規定は守られていらない。本章I、蘇州知府况鍾の上奏で具体的にみたように、宣徳5年、1430年、蘇州府の農民は、徐州よりも更に北方、徐州と北京の半ば位にあたる臨清倉まで、100万石以上の税糧を、北京まで、5万石以上の税糧を輸送する義務を、徐州、淮安、南京への税糧輸送義務とともに負わされていた。直接税糧輸送労働にあたる農民が生の労働を支払わねばならないばかりでなく、税糧を納入する全ての農民は、「船隻脚錢等項費用」、すなわち遠運に用いるべき、船舶の購賣・賃借、輸送労働中の生活に必要な旅費、「耗米」、すなわち輸送中や貯積中に生じる損耗を補充する費用等を、税糧の附加負担として、自からの生産物をさいて拠出しなければならなかった。蘇州府から北京へ、1石の税糧を輸送納入するのに、4石を用い、嘉興府海塩県から同じく北京へは1石につき3石、浙江紹興府山陰県から、同じく北京へも1石につき3石を要した、と記録されている。これらは、もっとも遠い北京へ輸送する場合であるが、臨清、徐州、淮安、南京への輸送についても、それぞれ多額の出費を用いたことは、当然であろう。松江府の人、杜宗桓の、上巡撫侍郎周忱書では、小民が各倉へ納入する状態をこうのべている。

遠く江湖を涉り、動もすれば歳月を経、二三石にして一石を納める者有り、四五石にして一石を納める者有り、風波盜賊に遇う者有り、以て累年拖欠足らざるを致す。

北方への漕運が運河によって開始されてから、宣徳5年、1430年の頃までの約15年、とくに永樂19年、1422年からの約10年、江南地方とくに太湖周辺官田地帯の農民は、毎年税糧輸送にともなう国家の諸収取によって、その労働を再生産する基礎を掘りくずされつつあった。

宣徳5年、この地方に着任した諸官僚の1人、蘇州知府况鍾は、第2章でもみたように税糧輸送をめぐるかかる矛盾にも、敏感であった。彼は况太守集・卷8・丁少糧多請免遠運奏において、切に思うに、遠運の糧米は、當に人力の多寡を驗すべく、糧数の多寡を以て論を為すべからず、糧少くして人多ければ、遠運も衆擎げて挙げ易し、糧多く人少なければ、出辦も艱難なり、能く遠運に勝えんや。

と述べ、蘇州府の税糧の莫大さと、労働力との不均衡を強調し、この不均衡によって、出辦、すなわち税糧を出すことすら困難であるのに、遠運がいかに困難であるかを指摘する。そして、

庶いねがわくは、農民以て耕種・辦糧するを得ば、實に民便たらん

という観点から、遠距離輸送労働の免除を申請する。農民が自からの労働力を土地に結びつけて生産労働を行ない、税糧を納入することができる条件をつくらねばならぬというのである。彼は、官田税糧徴収率の切り下げ実施をくりえし上奏する中で、三度にわたって、農民の遠距離輸送労働及び関係諸負担を免除するための具体的な改革案を提出している。本章1引用の、宣德5年7月付請減秋糧奏、宣德5年8月付遵旨會議奏、及び上引、宣德6年3月付の丁少糧多請免遠運奏である。なかでも、遵旨會議奏では、もっとも抜本的な改革案を出している。すなわち遵旨會議奏は上引のように、1. 官田税糧に対する遠距離輸送の全廃と至近距離の蘇州・鎮海及び中距離の淮安等の衛所への輸送、2. 民田税糧の一部を3割増で徴収し便利な水次倉で運糧官軍に交付する方法により北京への精白米輸送を行うこと、3. 残る民田税糧の南京倉への輸送、という3点を内容としていた。

明朝国家による税糧輸送——漕運制度の改革は、宣德5年7月から6年3月にかけて、况鍾がこのような改革案を提出してきた直後、支運法から免運法への改革として行なわれた。免運法は、漕運總兵官陳瑄の上奏によって、宣德6年、1431年6月、提案される。<sup>⑨</sup>宣宗は、他のいくつかの漕運制度に対する改革案を、これとあわせて、行在戸部及び陳瑄に検討させ、同年9月免運法を実施すべしという彼らの覆奏を再び慎重に検討させる。<sup>⑩</sup>同年10月、行在戸部の定めた、「官軍免運民糧加耗則例」が宣宗の認可する所となり、免運法は、実施される。<sup>⑪</sup>免運法の根幹となった、同年6月の陳瑄の上奏はこうである。

江南の民、糧を運びて臨清、淮安、徐州に赴いて倉にのぼす。往返特に一年に近く、生理を誤まる。而うして、湖広、江西、浙江及び蘇、松、安慶等官軍、毎歳船を以て淮安に至りて糧を載す。若し江南の民の糧をして附近衛所の官軍に対発し、運載して京に至らしめ、仍お戸部の運官をして、会計して路費・耗米を給与せしむれば、則ち軍民両便たり。

陳瑄は、農民生活の破壊を根拠に、従来の方式を改め、江南の農民が、規定の税糧に路費・耗米を附して、その附近的衛所官軍に引き渡し、官軍の手で北京及び附近的倉庫に輸送させる方式をとることを提案したのである。この提案が、そのままの形で実施に移されたのであった。実施に際して、輸送に要する路費及び耗米などの諸費用は、「加耗」の名目下に概括され、税糧1石につき「加耗」若干量を附加徴収することが則例化されたのである。

湖広8斗。江西・浙江7斗。南直隸6斗。北直隸5斗。

が、地域ごとに北方への輸送距離に比例して規定された加耗の基準量である。

免運法の実施によって、従来、農民が税糧「出辦」のための生産すら行なうことを妨げ、かつ不定量の出費を農民に課していた遠距離輸送労働は、原則としては、廃止されることになった。農民がその労働力を土地に結びつけて生産を行なう一つの条件が回復されたのである。はじめて行なわれた加耗の定額化は、当然、生の労働及び不定量の労働生産物の出費を、毎年一律に、税糧納入額に応じて課せられる、定率の生産物出費に変えるという結果をもたらした。この定率化

は、在地の社会関係の中で、税糧徵収担当の徭役労働に従事する、糧長戸等の支配層の意向によって從来慣例化していた現物出費の不均衡——農民の過重負担——を少くする契機を作った。しかし、かっての長距離輸送をめぐって農民が課せられていた、生の労働等の収取は、その形態を変えて依然として残存することになったのである。

星賦夫は、結局は、中止されたが、宣徳5年8月に、北京に近い濟寧以北、真定以南の近河の地に、軍民十万人を徵発して大屯田を作ろうとする計画があったことを手がかりとして、免運法が「國力の發展に伴う京師の漕糧需要の増加を真因とし、これにからむ民運の農民生活に及ぼす悪影響を副因として」設けられた、と特に評価されている。<sup>(1)</sup>しかしながら、明朝國家の段階においても、國家財政が國家と農民の諸収取関係そのものを意味していた以上、星のいう「真因、副因」は事の両面として不可分離に評価されるべきであろう。この点で、當時漕運の最高責任者たる陳瑄が、免運法実施に関してもっていった觀点、及び彼がこの免運法によって打ち出した問題の解決方法が、まさに、蘇州知府况鍾のそれと、同一の方向をもっていることは、非常に示唆的である。<sup>(2)</sup>すでに永樂17年、1419年、永樂20年、1422年、漕運の任務を担当し、17年には特にその「有能」を評価されていた周忱を軸に、<sup>(3)</sup>當時况鍾=周忱、周忱=陳瑄の密接な協力関係が存在していた。このことは、况鍾と陳瑄の一定の政策立案に関するつながりの存在を推定させる。そしてかかる関係の存在は別としても、免運法が、明朝國家の、太湖周辺官田地帯における農民支配方式の一環として、在地の農民の生産労働のおかれている状況から編みだされてきた、という点を、私は况鍾のいくつかの上奏の内容から、またその内容と陳瑄の免運法実施上奏内容との一致から積極的に評価しておきたい。

なお、宣徳6年、1431年の時点では、免運法の実施によって、一挙に農民の長距離輸送労働が完全になくなつたのではない。免運法実施の決定すなわち、加耗則例の施行を記録する、先引の明實錄、宣徳6年10月丙子には、

民の運びて淮安に至りて軍運に免与する者有れば、止だ4斗を加え、如し免運尽ざる有れば、民をして運びて原定の官倉に赴いて交納せしめ、免するを願わざる者は、自運を聽すと記録されている。免運法が全面的には適用できないことが予想されているのである。事実、この後蘇、松、常三府に設立される濟農倉の貯積米糧が、「糧の運失う所あり及び負欠する者も、亦た比に於いて取借賠納」<sup>(4)</sup>させるためにも用いられたことは、明らかに、農民の遠距離輸送労働の存在を示している。星がいうように、「北京へ納入すべき精白した米、白糧は、「漸次民運から軍運に切りかえられていっても、民運のままで長距離輸送しなければならなかつた。」この白糧の問題は、明代の地方志をも含めた、諸官製資料に、しばしば漕運のもっとも困難な問題として指摘されている。そして、当面の時期の、宣徳8年現在の蘇州府においては、北京への白糧輸送のみならず、「臨清広積倉等糧米」「揚州至淮安・免軍趙運糧米」が、「南京各衙門俸米并公候祿米」「南京各衙倉米」とともに、農民の手によって輸送されねばならなかつた。すなわち、况太

守集、卷13、条諭に記録された、宣德8年9月20日付の「設立網運簿式示」には、上記の各倉米を「領運する則例」が明らかにされているのである。

## 註

- ① 以上の叙述は、星賦夫著「明代漕運の研究」第1章に依拠し、実録を参照して筆者がまとめたものである。
- ② 正徳大明会典・卷25・漕運
- ③ 星賦夫前掲書第5章。况太守集・卷7・請減秋糧奏、宣德5年7月26日に、  
各県人民、委因官田糧重、過年遠運該用船隻・脚錢等項費用浩大、北京糧每石用過米四石……以致  
民貧外賓  
とあり、又、况太守集・卷8・再請減秋糧及拵荒糧、抽取船隻奏に、  
各縣低窪水鄉、錢糧數多、每年本廩裝運船隻不敷、雇覓客商船隻運送  
とある。本章IVにおいてもこれらの生産物によって負担すべき費用が示されている。
- ④ ③参照。
- ⑤ 天啓海鹽縣圖經・卷5・食貨上
- ⑥ 明實錄、宣德4年6月辛巳
- ⑦ 正徳松江府志・卷7・田賦中
- ⑧ 第2章及び本章1参照。
- ⑨ 明實錄、宣德6年6月2卯
- ⑩ 明實錄、宣德6年9月癸亥
- ⑪ 明實錄、宣德6年10月丙子
- ⑫ 星賦夫前掲書、第1章
- ⑬ 周文襄公年譜、永樂17年の項に、  
公年三十九、奉命趨迎糧餉、時北京新建太倉成、命公趨運南北直隸糧餉、公廉以律己、寬以濟民、不  
亟不徐、常賦自集、尚書蹇公、學士楊公欽賞曰、人謂催科無善政、不施鞭朴、惟周忱一人而已、誠可  
嘉也。  
という。  
又、永樂二十年の項にも、「公年四十二、董漕運還京」とある。
- ⑭ 况太守集・卷2・太守列伝編年・卷中に、「公〔況鍾〕与忱〔周忱〕同受知西楊〔楊榮〕、稱至契、凡  
利民之舉、同志協謀、而事無牴牾患矣」とある。  
又、明史卷153・列伝41・周忱に、「遇長吏有能、如况鍾及松江知府趙豫、常州知府莫愚、同知趙泰  
輩、則推心與咨画、務盡其長、故事無不舉」という。
- ⑮ 周文襄公年譜、宣德8年に  
十二月還京、初九日過淮安、祭故柱國平江恭襄侯陳公〔陳瑄〕、其文曰、嗚呼公之器量、超出乎衆人  
之表……忱末學無似、德非位卑、辱亡年而托契、常與進而不遺、每與公論議（論議が紛糾すると）、  
必更僕而移、時謂知己之胸臆、非凡人之可窺、軒轅有法、公欲與我規畫、而同為海運、  
とある。周忱は陳瑄と親密であり、かつ漕運問題について從来から協議してきたのであった。
- ⑯ 本章IVを参照。
- ⑰ 星賦夫前掲書、第1章
- ⑱ いささか繁瑣にわたるが、貴重な資料だと思うので、その一部を紹介する。  
設立網運簿式示、宣德8年9月20日

為宣德八年秋糧事，准本府知府況闕，奉欽差行在工部右侍郎周劄付，照得，上年起運秋糧，皆有加賚，起程及至到倉，又皆虧欠不足，詢問糧長納戶，往往詐稱，官摸・斗級人等，求索使用・益費・耗折數多，以致納數掛欠，官府欲要追究，緣無憑稽考，難以定奪，今年照依勅書事理，設法區画，總收現數發運，各逆加耗閏給，起程，再行量加附余，以備虧欠，仰置立網運文簿，每船給以一扇前去，遇有前項耗費使用，著令即於附余數內支用，逐一填寫文簿，回還查考定奪，如無支用，仰即將余米截回還官，不許借端侵蝕，奉此，移闕到府，照式施行，所有文簿，須至出給者

#### 計開領運則例

一、南京各衙門并公侯祿米……

一、南京各衛倉糧米……

一、臨清廣積倉糧米，每正糧一石，領去米一石七斗，內正米一石，扇面兩尖一斗，益折米一升五合，蘆席米一升五合，上岸車脚米五升，進倉外腳錢米一升，裏腳錢米一升，益沙剝淡米一斗五升，箇颶米七升，神福三升，預備米二斗五升，已上正耗米一石四斗五升，不用及用不及數，截還官，查考定奪。

一、揚州至淮安，兌軍趨軍糧米，每正糧一石，領去米一石七斗五升，內正米一石，扇面兩尖一斗，加耗米四斗五升〔運軍に手渡す費用〕，神福一升，蘆席米一升五合，益折并箇颶耗折米二升五合，預備米一斗五升，桶面以下，若官吏旗軍人等，分外需求使用，亦仰註數回還，查考定奪。

一〔本〕縣・区糧長・糧頭・納戶等領運，一本於倉場領運，平米若干內，該載預備米若干及實納過正糧米若干，俱要明白開列，以憑查考，無逸，

#### IV. 附加税糧負担の定額・定率化——加耗例・均徵加耗法の実施——

免運法は、宣徳6年10月、戸部が「官軍免運民糧加耗則例」を実施することによって開始された。すでに本章Ⅲで述べたように、この税糧1石あたりの加耗の定額化、従って各農民の納入税糧量に対する定率化は、在來の社会関係の中で行なわれていた中間搾取を少くする契機としての客觀的意義をもっていた。しかし、税糧の遠距離輸送が支配的に行なわれていた10数年間、太湖周辺官田地帯においては生の労働の外にも、税糧を納入する農民が課せられていた現物の附加負担拠出をめぐって、在地の矛盾が深刻化しており、生の労働の生産物形態への原則的転換を内容とする一つの則例の実施決定も、すぐには、効果をあげることはできなかった。そして、本章Ⅰであげたこの地方の税糧の莫大な未納の一つの原因是、もし、正規の税糧毎畝の徵収率、一府の正規の税糧総額を問題の外におくとすれば、この積年の現物（生産物）附加負担拠出の不均等であった。宣徳5年、周忱は莫大な未納額を前にした時の状境をこう述べている。

忱、此時において計の為すべき無く、父老に詢問す。皆云う。蘇松民俗、大戸耗を出さず、以て小戸連年納欠け、追擾を被むるを致す。（周文襄公年譜、景泰元年、1450年、上執政書）  
またこうもいう。

各府税糧、洪武永樂より以来、例として拖欠多く、以て蠲免を待つ。大戸及び巾靴游談の士、皆納糧を肯んぜず。<sup>たゞ</sup>綻い納むるも皆白糧に非ず、且つ加耗無く、遅運を肯んぜず。況んや其の干謁を請求し營生を刁挾するの計、皆糧を待つて出ず。而うして推轡來を乗る良善の小民、其の驅迫を被むり、連年徵擾して糧ついに完うせず。（同上）

因みに康熙蘇州府志・卷23・田賦1は、同じような状況を、

官田之耗重く、民田之耗軽く、或いは豪右之耗軽く、小民の耗特に重し、甚しく不均に苦しむと伝えている。

本来自己所有の田土に課せられた税糧の納入を拒否し、たとえ納入を行なってても、精白の作業及び北京への輸送を伴なう白糧は納入せず、また正規の税糧外の加耗は負担せず、遠距離漕運労働の割当てを受けいれない。かかる大戸とよばれる階層が一方に存在する。第3章で述べた在地の支配勢力である。そして彼らは頭巾をかぶり靴をはき、游談を事とする人々でもある。（第3章でも引用したように、この上執書において、巾靴游談之士と大戸とは同義である）彼らが、国家権力機構に属する人々へのコネクションを求め、狡く巧みに営利を行なっていく手段は、みな現物米穀の収入、税糧納入時に不正手段でたくわえた「糧」に依存している。

束髪して黙々と鋤を手に耕作する善良なる小民がもう一方にいる。彼らはその経営の1部を大戸の所有地の佃種にあてているにしろ、いないにしろ、いずれにせよ、一定の税糧負担をもつ直接生産者であり、本稿にいう「農民」である。彼らが、連年迫撫を被むり、その駆迫を蒙むるとは、大戸及び巾靴游談の士からの白糧の納入、加耗の負担、遠距離輸送の割当を、すべて、その在地における社会関係を通じて転化されることである。連年の徴収が騒擾を起し、転化された負担を小民がにないきれぬことによって、税糧はついに完納できない。小民は、もともと官田部分、しかも重額部分の税糧を出すことが多いのであるから、かかる転化以前にも、毎畝の加耗負担は大きいのである。

周忱は、在地における支配層と農民、大小人戸の社会関係が、そのままむきだしの形で、税糧徴収、とくに加耗負担の有無に反映し農民の生活を破壊している状況に接し、総督税糧としての立場から、新らしい加耗徴収方法の実施によってそれを打開しようとした。周忱は、やはり上引の上執政書にこうのべている。

今税糧を総督せんと欲するに、もし民間の加耗を稽考し、大小人戸をして一例に出納せしめずんば、税糧馬草、終に完うすべからず。蓋し納糧の加耗あるは、但だに蘇松等府のみ之れ有るには非ず。別処も亦た皆之れ有り。別処民淳にして議和し、出辦稽考を用ひず、蘇松等府、刁訟繁多、若し稽考せすんば則ち豪強奸を占め、貧弱累を受く。

そして、彼は、二年ほど、新らしい徴収方法を、試行し、殆んど未納がなくなるという成功し、宣徳8年、1433年、その方法を定例化する。<sup>⑨</sup>宣徳8年をさかのぼる2年前とは、同6年、1431年にあたる。おそらく、5年の着任後、ただちに上のような「加耗」問題を知り、6年免運法の加耗則例によって、加耗の定率化を國家が決定したのを契機に、この線に添って新しい方法を試行してきたのであろう。

新らしい方法の骨子は、上引の上執政書によればこうである。

遂に宣徳8年において、比照して宣宗皇帝勅書の事理を欽奏し、從長設法区画し、蘇州等府の

税糧を將つて、各のおの、加耗并びに船脚・使用等の米を連ねて、見数を一総し、徵収撥運し、又その倉に積する蘆席、ならびに画を作る稻草を將つて、見数を取勘す。此くの似くして、正耗税糧の起運、方めて帰著あり。s1.

正規の税糧の損耗、めべり分として課せられていた部分（加耗、こゝでは狭い意味）、税糧輸送の際の運送費として課せられる部分（船脚）、不可避的なつけと併用として課せられる部分（使用）、等々の附加諸負担を、税糧とともに、その現在必要数（見数）だけ、一括徵収する。同時に倉庫に敷くむしろ（積倉蘆席）や画（俵）を作るわら（作画稻草）の費用として徵収されていた負担についても、現在必要数を調べて徵収する。かくして、税糧を主として江北にある国家の各倉庫へ輸送納入することに伴なって課せられてきた附加諸負担——労働の生産物形態、現物米穀として徵収されてきた——は、すべて合算して定量化され、税糧とともに一括徵収されることになったのである。この際、各地域単位、すなわち府及び最基本単位としての県で、合算定量化された附加負担（これが新らしい広義の概念としての加耗である）を、どのような方法で各税糧納入者から徵収するかが、均徵加耗法、平米法、加耗折徵例等とよばれる制度によって規定された。すなわち、正規の税糧1石に対し、附加税糧負担を含めて、 $1\text{石} + \alpha$  という徵収額が定められた。各税糧納入者の正規の税糧総額に対し、この比率で、附加負担が、同時に、一律に徵収されることになったのである。この $1\text{石} + \alpha$  は、当時、平米といわれている。周忱の創設したこの制度は、蘇州、松江の二府では、後述する折徵に関する制度とあわせて、加耗折徵例とよばれた。康熙蘇州府志・卷23・田賦に伝わる所によれば、蘇州府では、この時、正糧1名に対して平米1.6、1.7石前後を徵収することが定められたといわれる。正徳松江府志卷7、田賦中によれば、松江府下の各県では、この時、次のような平米徵収額が定められたといわれる。

八年、巡撫侍郎周忱奏定加耗折徵例……中略……

一、加耗、華亭県有徵正糧每石徵平米一石七斗、上海県有徵正糧每石徵平米一石九斗、凡夏稅麥・豆・絲綿・戸口食鹽・馬草・義役・軍需・顏料・逃絕積荒田糧・起運腳耗、悉於此支撥、其後視歲豐凶及會計多寡、或減、或加、率不出比數……下略……

華亭県では正糧1石に対して平米1.7石、上海県では正糧1石に対して平米1石9斗という徵収額が定められているが、記事によれば、毎年の具体的な事情による変動が予想されている。

蘇、松二府で宣徳8年に施行された加耗徵収制度の、正糧1石につき、平米1石数斗を徵収するという方法は、後、「論糧加耗」とよばれている。この方法は、宣徳6年10月の、官軍免運民糧加耗則例の示した徵収方法の忠実な具体化であり、この則例にいう、南直隸7斗という加耗額に、ほど添った額が、蘇、松二府で徵収される結果になっている。

なお、周忱は、加耗例の設定後まもなく時の蘇州府下常熟県知県郭南の建言により、徵収した加耗の余剰を、いわゆる、秋糧として米穀で徵収される税糧の外に、大小人戸が課せられていた諸負担の代納に充てうるようにした。上引の周忱、上執政書には、

因知県郭南言、奏准戸部勘合、許令將加耗余剩糧米、存留賑濟飢民、或与大小人戸包納夏税・馬草・農桑絲絹等項、

上引松江府志にも、余剩加耗の使途が述べられている。この諸負担の代納は、松江府志の表現のように必らずしも固定化されたものではなかった。況太守集・卷13・条諭にある、運回剩米折納物料示の表現は、余剩加耗による代納の臨時的な性質を示している。

為宣德九年夏税事、蒙欽差工部右侍周發放、去年照依勅旨事理、設法區画、總収秋糧、除撥納各倉正糧完足外、今查得、各船運夫、載回剩米數多、提集合屬管糧官計議、就与大小人戸、折納今年夏税絲絹・小麦等項、著令民人、儘力務農、其應辦秋糧、糧長不許重行催徵科擾、違者究治、特示

しかしながら、この余米の臨時使用は、周忱の在任約20年間においては、次第に慣例となり農民の生産物支出を、ある程度削減する役割を果した。<sup>s2</sup>

周忱の死後約50年、弘治11年、1498年に編纂された皇明名臣言行錄・卷1・周忱には、次のような叙述がなされている。

凡官府織造・供應軍需之類、尽出於所積余米、蓋民賦歲一石五斗之外、漠然不見他役之及、而官府無復科率之擾

隨時使用とはいえ、年々積み重ねられたことによって常に近づいていたのではないかと考えられる。

以上のような内容をもつ新らしい加耗徴収制度は、周忱の自ら語る所によれば、周忱の離任の頃迄20年近くの期間大きな成果をあげた。上執政書にいう。

宣德八年より始と為し、各府県方めて糧完するを得たり。……

宣德八年より始と為し、正統十四年に至て止まる、通計一十七年、毎年完過せる正糧四百余万、皆通閏の銷繳せる有り。蘇州一府、未だ立法せざる先、毎年欠糧一百余万なり。皆蠲免を幸う。既に立法せるの後、毎年糧を完すること二百余万、又余剩加耗の別用するを得。……

先引の皇明名臣言行錄にも、

征輸皆常度有り、貢賦未だ嘗て稽欠せず、且つ贏余あり

と述べられている。

又、同じ皇明名臣言行錄・卷2・况鍾にも、况鍾が周巡撫とともに講究した収糧の法によって、此法既に立ちて惟びに二十余年のみならず、積弊一人も歎さずして尽く除かれ、其の恵利の貧困に及ぶこと亦た窮まり無し

という記載がある、称誉を意図する伝記作者の言とはいえ、一応の「成果」をうかがわしめるであろう。

この一応の「成果」は、遠距離漕運労働によって、いかに農民の生の労働が費消されていたか、

在地の支配勢力に代って、農民がいかに多くの労働生産物を国家に収取され、あるいは支配勢力から、いかに多くを中間搾取されていたか、を逆に示すものである。税糧1石につき60~90%の附加支出は、決して少くないが、にもかかわらず、この時点ではその定率化は、周忱のいう小民、本稿でいう農民に一定の利益をもたらしたのである。くりかえすように余剰加耗による他の徴収物品の代納（前述）、無利子の貸与、給与、水利工事費の給与（本章VII）天災時の税糧免除等の政策も、本質的には収奪したもの的一部分を「恩」として還元する欺慢的な性格をもつとはいえ、農民の労働の再生産にいささかのプラスを与えるものであった。そして、この新らしい加耗徴収制度に対する彼の発言の巾には、単に、税糧徴収技術の改善によって多くを徴収するという以上に、国家による農民の労働力把握に対する、彼の深い関心が払われている。巡回剩米によって「物料」を折納させるという彼の採用した措置は、実に、「民人をして力めて農に務めしむる」という目的をもっていたのであり、このことは、新しい加耗徴収制度自体についてもあてはまるであろう。

しかしながら、このような関心と全く離れた立場に立てば、余剰加耗の農民による隨時使用は、単なる妄費であり、追徴の対象とるべきであった。後景泰2年1451年、5月、6月、9月にわたって国家機構内部では、周忱を、錢糧の過剰・妄費者として究弾する動きがつく。又、それ以前にも、正統10年、1445年頃には、在地の支配勢力、かって税糧を納めず、加耗も出さなず、「椎髻乗來農民」を圧迫していた「巾靴游談之士」たる尹宗禮、らによって、すでに同様の非難と周忱の定めた制度の破壊が企図されていた。しばしば引用した上執政書は、これらの究弾に対する周忱の弁明の書であった。周忱は、周忱の立法が客観的に自からの長期的利益を保障する性格をもつことに気づかず、その当面の利害に立って行なわれた在地の支配勢力及び国家権力機構内部からの弾劾を契機として職を去り、その後余剰加耗は正税化して本来の用途を喪失する。

私たちは、明史策の著者のように、周忱の政策に対して「其治愛民を以て本と為す」という評価を下すことはできない。しかし、同時に、その「愛民」が、農民を労働力として把握し、その労働の再生産を安定させ、そのことによって、国家の農民からする収取関係を維持させる、という内容をもつことを知り、この段階、この地方における明朝國家の農民支配の性格を明らかにすることは可能である。

## 註

- ① 以下にも引用する上執政書の内容は、万曆常州府志・卷6・錢穀3・徵輸、利病書・原編第7冊・武進県志・額賦等、後年の常州府下の地方志における加耗問題についての記事の内容と一致する。上執政書を含む年譜が引用されたのであろう。しかし、このことは、後年、16世紀頃の常州府下の官僚や支配層に、周忱の政策が強く伝統として意識されていたことの反映に外ならない。
- ② 二年間の試行と宣德8年の定例化は、正徳松江府志・卷7・田賦中による。
- ③ 万曆常州府志・卷6・錢穀、利病書・原編第7冊・武進県志・額賦
- ④ 明史卷153・列伝41・周忱
- ⑤ 康熙蘇州府志・卷23・田賦1

- ⑥ 宣徳 9 年 3 月 26 日
- ⑦ 明実録、景泰 2 年 5 月 庚申、6 月 丙子、7 月 丁巳
- ⑧ 明実録、正統 10 年 8 月 丙寅
- ⑨ むすびに の註 3 参照。
- ⑩ 明史稿、列伝 37・周忱

S1. 上執政書と類似の内容をもつ、明実録、景泰 2 年 6 月 丙子によると、この部分は次のようにある。この表現では、「作屯稻草」をも他の附加負担とともに一句で述べているので内容がわかりよい。

臣遂於宣徳八年春赴京、議將加耗并遣運脚費・穀倉作圃・芦席稻草、悉令大小戶自納、本年稅糧、方得完足

S2. 余剥加耗、余米は、一旦各水次倉に貯積され（本章VII）、濟農倉へ移され、その重要な財源となつた（本章VII）が、最初、濟農倉米の用途として正式に規定された分野にとどまらず、次のようなさまざまな用途に隨時使用された。後、かゝる性格を失なっていくが周忱の在任 20 年間は少くともこの原則がはっきりしていた。（むすびに、註③、⑤参照）

a. 臣見、各府或遇賑濟飢荒・補納遭風失盜糧米・買辦納官絲絹・修理倉廩廟學・橫造文冊・及水旱祈禱・管糧官無馬騎坐、俱科於民、於是將所余糧及所易錢、隨時支用（明実録、景泰 2 年 6 月 丙子、周忱の自陳の言中にある）

b. 且赦前（正統 14 年 6 月以前）額外加耗蘆席等項、用以造廩收糧・視船納草・修橋・造舡・蓋公廨・修學校・買絲剗、雖有妄支費之名、然皆官民公用、得免科歟（周文彙公年譜・景泰元年 4 月・上執政書）

a. 資料では、周忱は濟農倉設置の際、最初正式に規定された三つの用途のうち、賑濟飢荒・補納遭風失盜糧米等の二つを含んで述べているが、それは傍へ置くとしても、a. b. 両資料を通して余剥加耗が非常に広範な用途に隨時使用されていたことがわかる。そして、この使用項目の多くが、徭役労働部門中の里甲正役の負担として、見役の里長を通して課せられてきた、上供物料及び公費等の重要な内容をなしていることは注目すべきであろう。この余剥加耗の國家の諸収取項目への随时使用が農民に対する労働生産物の還元であると規定することは、科学的に厳密ではない。しかし、毎年稅糧とともに、一定の率で徵収される米穀の一部をふりあてることによって、徭役労働として吸上げられるべき上供物料・公費等の徵収が減少したとすれば、農民の生産物支出項目が、少くとも簡素化され、その支出量も相対的にはあるが減少したと考えられる。かゝる意味で、一種の還元が行われたということもできよう。國家がより恒常に農民から收取—搾取する手段にしかすぎないのであるけれども。

なお、本節末の本文で顧清の傍秋亭雜記を引いていわれる様に、天災による飢餓の時は、一般にいう賑濟が行なわれるのは当然としても、さらに付け加えて、余米でふりかえて稅糧を納入するという方法によって、稅糧の免除が行なわれている。

#### V. 稅糧の一定部分の銀納化——折徵例の実施——

すでに見たように、宣徳 8 年、1433 年、周忱が蘇州・松江地方において加耗の新しい徵収制度を実施した時、それは、加耗折徵例とよばれていた。すなわち、この時、加耗例——附加稅糧の定率徵収制度——とともに、すなわち折徵例、本来現物米穀で納入すべき稅糧の一部の銀・布等による代納制度が、実施されたのである。

蘇州府、松江府、常州府等、太湖周辺官田地帯の南直隸に属する諸府の地方志は、いずれも、周忱によるかかる代納制度の実施を記録している。

この代納制度の実施は、従来から、貨幣としての銀が支配的な位置をはじめて占めた明代にお

ける「田賦銀納化」の先駆的な例として名高く、官僚の上からの銀獲得への要求によって開始された、という側面が強調されている。それはまたいくつかの資料の示すとおりである。しかしながら、そのことを認めて、なおかつ当面、この時期、この地方における国家と農民との関係を追求する立場に立つ時、この代納制度、折徵例のもつ重要な特徴は、現物米穀の銀（及び布）による代納が、「重則官田」を対象として行なわれたことであろう。

宣德八年、巡撫侍郎周忱奏定加耗折徵例、……中略……一、加耗……中略……一、折徵、金花銀1両1錢、准平米4石6斗、或4石4斗、每兩加車脚鞘匁銀1錢、潤白三梭布1疋、准平米2石5斗、或2石4斗、至2石、每疋加車脚船錢米2斗、或2斗6升……中略……潤白綿布1疋、准平米1石、或9斗8升、每疋加車脚船錢米1斗、或1斗2升、俱照糧派於重則官田、俗名輕齋、白熟秔稻米、每1石准平米1石2斗、已上於輕則民田上照糧均派（正徳松江府志・卷7・田賦中）

まさにこの松江府志が示すとおり、毎畝の税糧額に応じる銀、布の「重則官田」への割当てが行なわれている。そのことは、「軽則民田」に対して、実質負担の重い「白熟秔稻米」いわゆる白糧の輸入が、この制度によって課せられている（前引松江府志）ことから、逆に明らかにすることができるであろう。このような特徴は、以下のいくつかの記事にも明らかであり、これらの中では上の特徴に加えて、下戸とよばれる貧しい農民家族の税糧納入における代納が、伝えられている。

文襄（周忱）又請、極重官田・極貧下戸、並從輕折、……計該府共得輕折米482,687石有奇、夫小民既蒙減額、又獲輕齋、其恩渥矣、東南雖百世戸祝公、豈為過哉（松江府華亭県の人、茫濂の雲間拵目抄・卷4）

額之重者与戸之下者、得以折納金花銀、金花米、石准二錢五分（崇禎常熟県志・卷3・賦役）  
周文襄公立法、7斗至4斗、則納金花官布輕齋折色、2斗1斗、則納白糧糙米重等本色、因田則輕重而為損益（天下郡國利病書、原編第7冊・武進県志）

明初以来、この宣徳の時期に至る頃まで、江南、とくに蘇松二府の官田のうち、その重額部分は、貧民・小民・小戸とよばれる階層によって耕作されて来た。従って、極重官田にはまさに極貧下戸の労働力が結びつけられていたのであり、周忱の定例化した銀・布による代納は、このような農民家族の、実質的な税糧負担を軽減し、彼らの労働力を國家の手に確保しようという明確な意図をもっていたと考えなければならない。もちろん、毎畝の税糧徴収率が高いこと、重額官田であること自体は、代納化によって変更されるものではない。むしろ、くりかえすように、この時点では、高率の税糧拠出が伝統的に公認されている土地に農民の労働力が結びつけられている状態が持続することを想定して、このような代納化がとられるのであり、基本的に「極貧下戸」はその境遇から脱し得ないことはいうまでもない。従ってかかる「恩」典による軽減もあくまで相対的なものである。にもかかわらず、後年16世紀の賦役改革の過程においても、全面的には銀納

化を採用しえず現物の米穀をも徴収しつづけた明朝国家の收取制度の下で、太湖周辺官田地帯においては不正手段をもちいてまで，在地の支配層によって銀による代納の特権の獲得が計られる。<sup>(4)</sup>

また、「多く貧民〔の耕種・辦糧〕に係る“重租官田”」からの税糧徴収を維持するために地方官僚は、必死になって自己の管轄下への銀割当てを獲得しようとするのである。従って、私たちは、単に有利な相場で多くの銀両を獲得しうる在地の支配層の利潤追求においてだけではなく、貧しい農民の生活の維持において、銀納化がもっていた意味を把握しなければならない。

それでは、なぜ、農民にとって、相対的にではあるが銀による代納が有利だったのか。

弘治13年、1500年12月序のある皇朝名臣言行録・卷7・周忱には、彼が銀による代納を実施しようとした頃、官僚が南京戸部で俸糧支給の票を受けとり、銀に替えようすると、

当米賤時、一両可買粟米七八石

という状況であったことを伝えている。折徵例の施行された宣徳8年、1433年から、田賦折銀例を國家が発した、正統元年、1436年頃のことであろう。また、周文襄公年譜、正統5年、1440年に係る、周忱の「題糶俸糧以平南京米価」奏には、

今江南水旱相繼、田禾欠收、客商販米者少、今年米価、每銀一両、尙可經二石三石、而十月中旬、米價頓起、當此秋成、來年高貨、從可知

という状況を伝える。すなわち、この頃、江南地方の米価は、安い時、1両で、7.8石、水旱がつづいて米価がある程度高くなっている時、1両で2.3石といわれる。

とすれば、折徵例における換算率、1両1錢で4石6斗、あるいは4石4斗（1両で4石と同比率）は、平均米価を、やゝ上回る程度の額だと考えられる。従って、季節にもよるが、農民が、この銀米比価そのものによって、損害を与えられる率は、それほど高くなかったのではないか。このように前提をおいてみると、銀による代納は、ちょうど第2章でみた、あの夏税大小二麦の布疋による折納制度、端境期の食糧を残すためにとられた悲惨ではあるがまだその方をよしとして農民の要求した制度と、同じ意味をもってくるものと思われる。当時の農民が生きてゆくためには、何はともあれ、まず現物の穀物が必要であり、しかもこの穀物が、高利の貸借や高価の購入によってではなく、できれば収穫したまま手もとにあることが第1義的に必要だったのである。秋収の米価が安い時、毎畝あたり多量の現物米穀を国家にとられることは、何よりの痛手であった。（またある場合には、在地の支配層からその春やむを得ず借りていた米を、秋のうちに返還してそれ以上の高利の誅求を免れよう、という要求もあったであろう。）この時、銀納が認められれば、そのまま布で対応することが可能である。さらに、こうして秋収時に現物米を残せば、それ以後より高値の時にそれを売り、何らかのやりくりのもとで、たとえば、糸の購入等に使うこともできるであろう。ともあれ、農民は、家内織布の存在を前提として、現物の米を手もとに残すことによって、悲惨な中にもより有利な条件を得たものであろう。

さらに、まさに輕則民田に北京、又は南京へ上質米を拠出し輸送する義務が課せられていることが示すように、そして銀が逆に、輕齎とよばれていることが示すように、銀納の農民は、いぜんとして遠距離近距離の税糧輸送義務が残存しているこの時期にあって米穀の納入者のもつ税糧輸送義務、とくに白糧納入者のもつ南北南京への輸送義務の一切から解放され、自己の労働時間をそれだけ有利に使用し得たのであった。たとえば、<sup>(9)</sup>16世紀の初頭、官田地帯の一角、湖州府の知府劉天和は、このように述べているのである。すなわち、ある一時的な政策変更によって湖州府下の官田税糧、官米に対してより少ない銀しかわりあてられず、民田税糧、民米と一緒に輸送労働をしなわされるようになったことへの批判として、彼は以下のようにいう。

〔…官米…〕与民米一般、通徵本色、起運兩京熟白税糧等頃、以致下戸貧民、辦納不過、日就流移

私たちは、このような、銀納のもつ特殊な役割を考えなければならないだろう。

宣徳8年の銀納化が農民の再生産条件の改善という意図をももってなされたことを別の側面から裏付けるものは、この代納制度、折徵例が、加耗例と同時に実行なわれ、蘇松二府では、いみじくも、加耗折徵例とよばれていることである。すなわち各資料に残る米穀と代納物品との換算は、そもそも最初からすべて、加耗例で作られた平米概念を用い、平米若干量と代納物品若干量との対比によって行なわれている。加耗例を実施する以上、徵収技術の上からかかる措置がとられたのは当然である。しかし、加耗例は、農民の税糧附加負担の定率化によって負担の均等化、実質的軽減をも企図しており、折徵例に農民の実質負担の軽減の企図が含まれているは、この面からも明らかであろう。

ところで、上述してきたような、官僚の銀獲得要求と相対的に独立した、農民の再生産条件の改善、農民からの税糧徵収の確保という側面の存在は、「田賦折銀」としての折徵例のもつ客観的意義を否定するものではない。折徵例によって、臨時の、不定量的ではなく、毎年定期的に、定量的に（年々変化するにはしても一定の基本量をもって）、銀が徵収されるようになった意義は少くない。国家は、農民から、もはや現物米穀形態による收取だけではなく、金属貨幣の形態による收取を採用はじめ、農民の労働の收取形態には一定の変化がもたらされたのである。国家は、歴史のこの段階で、銀という形態を一定量導入することなしに、農民の労働を收取していくことができなくなっていたのである。たしかに、先にもふれたように、16世紀の賦役改革の時点においても、蘇州府吳江県で、每畝あたり銀9分、米にして1斗7升6合分とともに、米そのものが2斗徵収されている。<sup>(9)</sup>また、この宣徳の折徵例は、銀ばかりでなく、布をも含んでいる。そして、銀流通には、15世紀段階では、もちろん限界がある。とくに、農民、なかでも貧しい農民が、何らかの形で銀流通の過程と接触するためには、都市の大商人、大戸等に規制される市場から、不等価の交換を強いられたであろう。とはいえ、宣徳の末から正統の初期に至る間に、国家は、太湖周辺地帯をも含む江南から、莫大な銀を吸い上げるようになる。少くとも、正統7年、

1442年7月、国都に太倉銀庫が立てられたことは、それを裏書きするし、正統3年、1438年、江西布政司だけで、<sup>①</sup>37万余両の銀が北京に送られていることは、その一つの例証になると思われる。後代のものではあるが、上引、雲間據目抄による、宣徳8年、1433年、松江府における、金花銀・潤白布・三絞布による米穀の代納は、482,687石有奇、同じ頃の松江府税糧額の、46.9%、秋糧額の51.5%にあたっているのである。又、やはり、後代の編纂物ではあるが、蔣尹田・蘇松田賦攷・卷1宣徳8年・周忱の折徵例制定項下の割註としてあげられている、蘇松二府の折銀税糧額によれば、この頃の蘇州府の税糧額に対して、金花銀による折米額は、40%，棉布をあわせてこの折米分総額は50.1%に達する。同資料によると、この頃の松江府の秋糧額に対しては、金花銀による折米額は、36.7%，二種類の布をあわせての折米額は、58.7%に達する。蘇松田賦攷の割註にあげられている折米額、すなわち代納された米穀額は、正徳大明会典・卷24・会計2・転運項下に、弘治15年起運数目としてあげられた両府の折米額と、ほぼ一致する。従って、蘇松田賦攷割註のあげる数値は宣徳8年、1433年から、弘治15年、1502年までの約70年間に形成されていった額であり、雲間據目抄の数値とともに、あくまで、参考的な数値である。しかしながら、この数値は、15世紀の30年代以来、国家が示してきた銀獲得要求の大きさを物語るとともに、折徵例が、太湖周辺地帯の農民と国家との関係に少なからぬ影響を与えていったことを予想させるのである。

官田を所有・耕作する農民の国家による把握、彼らからの税糧収取は、銀を主体とする現物米穀の代納化をも一つの契機として宣徳8年以降の一時期、たしかに安定した。しかし、これらの農民は、年々、銀流通の過程といや慮なしに接触せざるを得ず、やがて、貨幣としての銀によって、その労働の成果をあます所なく吸上げられ、徐々にその自らの労働力が結びついている自からの土地所有を喪失していくであろう。この時、国家は、もはや、農民を労働力として把握することの困難に直面するであろう。他方、折米額、折銀税糧数の全税糧中における比重の増大は、民田とともに官田をも所有する地主層の経営、農民よりも得な換算率で銀を入手しうる地主層にとって、有利な条件となる。在地において、直接的な権力関係によって農民を支配する勢力としての地主層にとってもそうであるが、在地における間接的な支配勢力としての、城市居住の縦紳大族としての地主層に対して、銀納化の進展はとくに有利であったと考えなければならない。

## 註

- ① 遠宮谷英夫：近世中国における賦役改革、上、下・歴史評論1-2、3。田中正俊、佐伯有一・15世紀における福建の農民叛乱・歴史学研究167号
- ② 本稿、はじめに、参照。
- ③ 岩見宏は、すでに「金花銀の創設には2つの意図があり、一方では武官の給与改善がねらいとされたが、他方、農民の負担軽減が目的とされて、適用の対象が租額の多い官田に限られた」ことを指摘している。（アジア歴史事典・金花銀の項）

④ 摂稿2参照。摂稿2では、16世紀の前半に開始された太湖周辺地帯の官田制度の改革の結果、税糧の徵収に際し、毎田1畝あたりの、画一化され、固定化された、米・銀徵収率(額)が設定されたことを明らかにした。こゝでも、まさに米若干・銀若干が、同時に存在しており、米の比重が半ばをやゝ上回っているのである。たとえば、嘉靖17年、1538年の改革によって、蘇州府吳江県では、毎畝米2斗、銀9分(=米1斗7升6合)が徵収されることになった。(ただし、このとき、銀1両=米2石という新しい換算率が設定されている)なお、不正な手段による在地の支配層の銀納特權の獲得については摂稿2にも引いた次の記事を参照。

すなわち本節の本文に引いた利病書・原編第7冊・武進県志の中の知府応権の発言の続きとして、但法久弊生、官司以情奉金花、姦富以利貢金花とある。

⑤ 嘉靖湖州府志・卷1・郡紀・正徳15年知府劉天和請均派京庫折銀

⑥ 堀井一雄：金花銀の展開・東洋史研究5の2

⑦ 本章1・註13)参照。

⑧ 本章1・註10)参照

⑨ 蔣伊田：蘇松田賦攷・卷1の該当記事は以下のようである。

宣德8年、周忱奏定折徵例……(中略)……(以下小字の割註として)蘇州府、金花銀191,206石有奇、准米764,826石有奇、棉布190,000疋、准米190,000石、松江府、金花銀84,000両有奇、准米麦344,600石有奇、三梭布33,000疋、准米66,000石、棉布140,000疋、准米142,000石。

これと同系統の数値を示す、正徳大明会典・卷24・戸部9・会計2・転運項下の折納に関する記事は次のとおりである。なお、この項は、京・辺への起運額のみを示し、南京戸部への起運額は別項にかかる。しかし、南京戸部への起運額は、調査したところ、折納によるものを殆んど含まない。従って、ここにかかげるのが、全折納額とみて、まちがいない。

弘治15年起運数目

浙江布政司……(中略)……

直隸蘇州府

夏稅

京庫麥30,000石、每石折銀2錢5分秋糧

……

京庫潤白布190,000疋准米190,000石

折銀米766,000石、每石折銀2錢5分

……

折銀草37,000包、每包折銀3分

直隸松江府

夏稅

京食糧<sup>37</sup>60,000石、每石折銀2錢5分

秋糧

京庫布175,000疋(准米数の記載なし)

折銀米280,000石

折銀草220,000包、每包折銀3分

## VI. 税糧の徵収・発送及びその管理用倉庫の設立——水次倉の設置——

宣德8年、1433年、周忱は、太湖周辺官田地帯の南直隸部分、蘇州、松江、常州の三府に、水次倉(水次倉庫、水次倉場ともいわれる)を設立した。

是れより先、各府秋糧の當に輸すべき者、糧長、里胥、皆厚く民より取りて、即ちには官に輸せず、逋負する者累歲<sup>(9)</sup>

旧例團局（部分をまとめ、一括する集積所）もて収糧するを許さず、糧長自から徵収す。〔周〕忱曰く、此れ負欠の繇<sup>(10)</sup>なり

という状況の変革が、この倉場設立の重要な目的であった。第1章、第3章で見てきたように当時糧長、里胥等、税糧徵収に従う在地の支配勢力によって、農民の手もとから貴重な労働生産物が、多く奪いとられ、他方、国家の税糧徵収を困難にしていた。このような状況は、技術的には、各県に、税糧を、輸送時に至るまで貯積しておく場所がなく、第1章の周幹報告に、糧長が各里の中に倉を置いたといわれ、あるいは、別の記録に自分の家で之を貯蔵した、といわれるよう、糧長が私的な支配を直接的に税糧の管理に及ぼしていたことにもとづくものであった。

また、この年、宣徳8年は、本章VIIで述べるように、周忱が、やがて正式に設立されるべき済農倉における米穀貯積の規模を一層拡大する必要を痛感した年であり、種々の方法を採用して、その必要に応える努力が彼によってなされていた。済農倉設立について、忱自身も、済農倉記の作者たちも、水次倉の設立を非常に重要な条件とみなしている。

たまたま、この宣徳8年、すでに述べたように、周忱の着任後2年間試行されてきた加耗例、均徵加耗法とよばれる、新しい加耗——附加税糧——徵収制度が官の管理の下で定例化されようとすると、税糧及び定率で徵収された加耗からなる米穀を貯積する倉場を各県下に設立することが必至の条件となった。

水次倉場は、糧長の中間搾取の阻止、貯積米穀の規模拡大の必要を契機とし、加耗例実施の不可分の一過程として、宣徳8年に設置されたのである。周忱は、自から、済農倉（本章VII）を正式に設立する上奏<sup>(11)</sup>の中でこうのべている。

宣徳8年、秋糧を徵収するの際、勅書の事理に照依して、従長設法区画し、各府の秋糧を將って、水次倉庫を置立し、加耗・船脚と連ねて、一総徵収す。

こうして各府下に県単位で置かれた水次倉場は、たとえば松江府華亭県では、府治東南五里的官紹塘と、府治西五里古浦塘の南に、松江府上海県では、県治西の唐行鎮その他もう一ヶ所に置かれた。水次倉は済農倉と隣りあっていたということである。（崇禎松江府志・卷19・倉庫）

水次倉場の管理は、皇明名臣言行錄・卷1・周忱の記事によると、以下のように行なわれている。

遂に各県をして（遂令各県）、水次に閑を置き、閑を編して一處に聚め（单一の水次倉庫の設立）、糧長一人を推して之を總べしめ、名づけて總収という。定めて加耗と与に總べて平米を徵して閑に上ぼさしむ。閑毎に、糧頭、閑戸各1人を設けて之を管収せしむ。

皇明名臣言行錄新編・卷6・周忱は、この文の最後の部分に付け加えてこういう。

閑毎に糧頭、閑戸各一人を設けて之を主どり、相観察せしむ。糧長は惟だ催併のみを職とし、官為めに監収す。

なお、姑蘇志・卷42・官述・周忱は、言行録、同新編のいう「糧頭云々」についても述べているが、そのすぐ前に以下のようにふれている。

毎歳、各戸の秋糧・夏税・加耗則例を算定し、由帖に填注して之を分給し、戸をして自から帖を持して倉に赴いて輸注せしめ、里胥に渉らしめず。

また、明史藁・列伝37、明史・卷153、の周忱伝では、糧頭、画戸らは轄収と呼ばれている。すなわち、糧頭、画戸各1人ずつが、轄収として直接的に倉場を管理し、糧長は總収と命名されて、単に税糧の督促のみを行ない、農民は、自から帖（徵稅命令書）を持って直接倉場へ赴き、官の監督の下に税糧を納入した。糧長が単独で、直接に税糧の徵収管理にあたることを廃止したのである。<sup>⑨</sup>このような管理体制の下にある水次倉場への直接納入によって、農民は、従来の税糧納入量の3分の1（蘇州府、松江府）、乃至2分の1（常州府）を減ずることができたといわれている。<sup>⑩</sup>

こうして、水次倉場設立の一つの目的であった、糧長による搾取の阻止は、達成されたといわれる。しかしながら、これは、単に農民が自ら水次倉場へ赴くということによってもたらされたのではない。加耗の新しい徵収制度によって、正規の税糧1石に対する加耗が定率化された、ということを抜きにして、税糧納入時における中間程取の軽減を考えることはできないであろう。そして加耗例の適用によって、各水次倉場へ集積された一県の正糧と加耗の総計から、各官倉へ送るべき税糧と必要経費を差し引いた余剰分こそ、濟農倉の貯積の一部として用いらるべきものであった。この意味で、周忱が、水次倉場の設立を、濟農倉設立の上奏の中で述べ、濟農倉記の作者たちが、必らず水次倉にふれるのである。従って、私たちは、水次倉場が單なる集積の場所でないことを知らねばならない。水次倉場は、こゝへ集積された税糧の出納の一切を厳重に管理する機関であった。まずそこには、二つの帳簿が置かれる。撥運簿によって、遠距離の各官倉へ納入すべき税糧数とその輸送に必要な経費との支出額が記入される。網運簿は、この水次倉場から、自分たちの手で税糧輸送の船団（網）を組んで出発する在地の「農民」たちのために作られた收支決算の帳簿であり、さまざまな必要経費の予定額が項目別に分記されている。彼らは、支出した額を各項目の下に記入し、この帳簿をもち返り、余剰・不足額を明らかにする資料として、この網運簿の副本をもつ倉庫の管理者に提出する。（本章Ⅲ及びⅣの註17を参照。なお以下に博淺諸費というように、単に運河の一定の区間、吃水の浅い船を雇傭するための剥浅の費用だけでなく、各種の必要経費が項目別に記入されるのである）これらの帳簿の設置・管理だけではなく、すべての余剰米穀が一度はこゝ水次倉場に貯積されるのである。すなわち、このような水次倉場の機能について上引、皇明名臣言行録・卷1・周忱には、その箇所につづけてこういう。

撥運文簿を置立し、支撥起運せしむ。加耗なる者は、正糧1石につき平米1石7斗を収め、起運の時を候って酌量支撥す。如とえば、京・通等の倉は正米1石を遠運するに三石を支与す。臨清、淮安、南京等の倉は、次を以て支を定む。網運文簿を置立し、其の博（剥）船等項の費用を、填註し、回りて銷（チェック）せしむ。支撥の羨余は存積して倉に在らしめ、号して余米

と曰う。次年余多ければ、6を加えて徵収し、又次年益ます多ければ、5を加えしむ。前に依って撥運するの外、猶附余有らば、各県をして倉一所を造らしめ、名づけて済農と曰う。遍年撥運の剩米を将って運入す。

因みにこの文の末尾にある余米は、本章Ⅲで述べたように、周忱の上執政書（周文襄公年譜）では、「加耗余剩糧米」「余剩加耗」等とよばれている。そして、いったん、水次倉場に貯積されたこの余米、余剩加耗は、この文にいうように、済農倉へ移される。上執政書で、周忱は、この余剩加耗の管理について、

あらゆる余剩の加耗は、各該府県郷村市鎮に倉を置き、各倉の委官・國戸・糧里をして各自に掌管収支せしむ

と述べている。済農倉の管理をするという「官の廉公威有ると民の賢なるもの」（本章Ⅲ）とにあたるのが、この、委官等であろう。そして、こゝに、「各該府県郷村市鎮」というのは、すべての郷村・市鎮にもという意味ではなく、ちょうど、松江府の例に示されるように、水次倉場に隣りあった、各県下の便利な水次のある郷村・市鎮の謂である。

水次倉は、概括すれば、加耗例の実施、余剩加耗の蓄積による済農倉米の準備等、いわば、周忱らの行なった重要政策の機能する場であった。在地の支配勢力の頂点に立つ糧長戸による税糧直接管理を、同じく在地の支配勢力の一員である糧頭、國戸にかえることにより、農民に対する在地の支配勢力の收奪を制約するという方法自体のもつ限界は、いずれは、この倉における諸機能を麻痺させていくものであろうけれども。

### 註

- ① 万曆常州府志・卷6・錢穀3・徵輸、「宣德8年、立水次倉」の項、崇禎松江府志・卷19・倉廩所裁の、胡鑑・済農倉記、周文襄公年譜付録の、王直・済農倉記
- ② 註1の、王直、胡鑑による二つの済農倉記
- ③ 皇明名臣言行錄（弘治11年、1498年序）・卷1・周忱
- ④ 皇明名臣言行錄新編（嘉靖32年、1553年序）・卷6・周忱に、  
    旧例不許團局收糧、糧長家自徵収  
    という  
    なお、これら、明代の資料にもとづいて、清朝に編纂された、明史纂・列伝37・周忱、明史・卷153・  
    列伝・周忱には、よりわかりやすい表現で、  
    諸縣收糧無局、糧長即家貯之  
    という。
- ⑤ 周文襄公年譜・宣德9年1月、なお、本章Ⅶを参照
- ⑥ 明史纂・列伝37・周忱、明史・卷153・列伝・周忱には、  
    遂令諸縣、於水次置團  
    という。
- ⑦ 水次倉関係の資料には、少しずつ出入があって相互に検討補充しなければならない。本稿では、あえて、  
    表現明快な明史纂、明史を従とし、周文襄公年譜の外、同時期の資料ともいえる皇明名臣言行錄や、そ

れよりやゝおくれるが同じく明代の嘉靖年間のものである皇明名臣言行録新編に主として依拠しつゝ叙述しようとしたので、やゝ引用文が錯綜している。こゝで、況太守集のうちでも、後代の編纂になる部分ではあるが、明史纂、明史よりも、宣徳期の状況を簡潔のうちに生き生きと伝える卷2・列伝中によつて、水次倉設立の過程をみておこう。

先是、永樂間、初建北京、運道艱難、糧長以一徵三、除正供及車船倉費外、余悉尽私入其家、吏胥分潤、公与忱協議、奏立倉於水次、令納戸竟自送倉、又制立糧頭、以分糧長之勢、眼同收掌、互相観察、而押人運解、其收時得免三分之一（原文は三分之二であるが、皇明名臣言行録・卷2・况鍾によって校訂）

- ⑧ 蘇州府については、註⑦及び註①に記した王直の濟農倉記に、松江府については、註①に記した胡儼の濟農倉記にもとづく。常州府については、註①に引いた、万曆常州府志・卷6の記事にもとづく。

## VII. 救済倉庫の設立——濟農倉の設置——

宣徳7年、1432年以来、巡撫南直隸、総督税糧周忱は、太湖周辺官田地帯のうち、南直隸に属する、蘇州、松江、常州の三府において、それぞれの知府、况鍾、趙豫、莫思らと協力しつゝ、濟農倉と名付けられる農民救済用の倉庫の設立を推進した。宣徳9年、1434年1月、周忱は正式にその設立を上奏して宣宗の認可を受けた。宣徳5年、1430年から開始された、周忱らによる諸政策の一環として、こゝで改めて、濟農倉の設立を注目する必要がある。

周忱自から語る所によれば、この時点、この地方における濟農倉設立の動機は次のようである。蘇・松・常三府、所属の田地饑かなりと雖も、農民甚だ苦しむ。其の春耕・夏耘、圩岸を修築し、河道を疏浚し、草水して苗を救うの際、類ね皆食に乏し。又其の秋糧遠倉に起運し、中途或いは風に遭い、盜に失い、以て納欠くを致す。未だ官豪の家より借貸して、以て官賦を償うを免れず。貸る所の債、倍利もて以て削う。秋穫に至るに及び、子粒全く債主の搜う所と為る。未だ税を輸するに及ばざるに、而も饑糧已に空し。兼併の家日に盛んにして、農作の民日によく。已むを得ずして其の本業を棄つ。以て荷腹の壞漸く荒菜に至り、地利削られて國賦耗くなり。

同時代の資料、王直の濟農倉記は、時の蘇州知府况鍾が、また胡儼の濟農倉記は、時の松江府知府趙豫が、それぞれこのよな状況を周忱に伝え、彼を動かしたと記録する。これら二つの濟農倉記による况鍾、趙豫らの問題把握は、たとえば王直のものによれば、こうである。

蘇之田賦は、天下の諸郡に覗べて最も重しと為す。而うして松江、常州焉に次ぐ。然れども豈に独り地の腹なるのみならんや。要は皆農力を以て之を致す。其賦既に重くして又有力之豪に困しむ。是に於いて農始めて弊す。蓋し其の力を用うこと勞にして家則ち貧し。耕耘の際、<sup>せん</sup>養しない有るに非れば、能わざるなり。故に必らず債を富家より擧げて、陪、其息を納る。幸にして収有らば、私債先に取足を迫り、而うして後官租に及ぶ。農の食を得る者蓋し鮮ければ、則ち又貸りて以て生を為す。卒に産業を傾け、男女を鬻ぐ。是れ由り往往にして耒耜を棄て游手して末作を為す。田利減じて租賦耗くなり。

もちろん、二つの文章の表現はやゝ異なるけれども、王直の文にいう况鍾の問題把握を周忱のそ

れとあわせみる時、次のように総括されるであろう。すなわち、この時点において、官僚たちのもつとも重視した現実は、毎年春夏における高利の債務が農民にもたらす人災「農饑」であり、そしてこの「農饑」が、國家の把握すべき農民の労働力を國家の手から失なわせて税糧収入の低下をきたすことが、彼らにとって深刻な課題であったのである。すでに第2章でも述べたが、ここで周忱が具体的にいうように、麦熟を窺むといながらも、春夏の時期は、この地方の農民にとって、春の田地の掘りおこし、夏の申耕、圩岸の修築、クリークのさらえ、つるべ（桔槔）や踏車を用いての吸水による苗の育生等々、もつとも集中的に労働力が要求される時である。しかしながら、すでに前の年の秋以来、國家及び在地の諸勢力からするさまざまな収取関係の中で、再生産部分にくいくままで米穀を奪われている農民は、この重要な時期に糧食をもたない。そこで、官豪の家、兼併の家、富家等とよばれる、在地の支配層から米穀を借りる。「富人之に与うこと餌を投ぐるが如し」（張洪・濟農倉記）。秋の収穫時には「倍利」といわれる高利でまずそれを返済し、残りで税糧を納入する。従ってまた借りねばならぬ。「債貧、困に至る。火の骨を銷すが如し」（胡鑑、濟農倉記）。かゝる悪循環。そしてついに逃亡。すなわち農業労働の放棄。「末作」の苦み。税糧輸送労働における損失分の賠償も、また高利の米穀借用以外に行う手段はなく、農民は春夏を起点とするこの悪循環の過程に投入される。周忱ら明朝国家の官僚は、時に逃亡復業農民に対する債権の行使そのものを制限することはできても（たとえば、本章II、第3章）、本来的に債務関係そのものを否定することはできず、また債権者でもある在地の支配層に依頼しなければならぬ以上、彼らに残された手段は、國家が、米穀を農民に支給する方策を立てることでしかない。かくして、濟農倉の設立が企画されるのである。宣徳5年以来の諸政策を利用しながら、以下の過程が展開される。

周忱らが、着任後もなくこの問題を見出した時、この地方の官倉には、貯積が殆んどなかつた。しかし宣徳7年秋、蘇州、松江、常州はいずれも豊作であった。たまたま、宣宗の詔勅によって、官庫に貯えられた鈔をもって、平糶を行ない、又富人に蓄米の拠出を勧めて、賑濟・備荒用の米穀準備が命じられた。周忱及び各知府は、これを契機に、糧米の貯蓄に努める。蘇州では、平糶分3万石、勧借富人分9万石、漕運の節約分5万石（すでに試行期間に入っていた加耗折徵例によるものであろう）、豪右の不法耕作していた絶戸田からの税糧12万石（すでに行なわれていた綜核田糧制によるものであろう）、計29万石を6県の倉に分貯した。この時每県倉60間を増置したといわれる。松江府でも、6万石を2県の倉に分貯した。これらの倉はいずれも濟農倉と名付けられた。「農は天下の本、蘇松の農は京邑の本」という意識から命名されたという。

宣徳8年夏、江南は大旱に見まわれ、蘇州府の飢民40余戸、130万余人、松江の飢民20余戸、50余万人であった。周忱は、ただちにこの濟農倉米を発給した。農民は飢餓を免れ（胡鑑・濟農倉記）、生氣をよみがえらせて、つるべ（桔槔）を引き、クリークの流れを変えて雨に替え、枯れかけていた穀草を再起させた（張洪・濟農倉記）が、しかしながら、支給しきれず、田里には飢

死するものも多く（王直済農倉記）、「附郭兼併豪右の家、大いに以て利と為し、南畠の農民侵奪する者多し」（周文襄公年譜）と伝えられる。いずれにせよ倉庫の貯積を一層拡大する必要を感じた周忱は、方策を練った。税糧附加負担の均等化という固有の目的をもつ加耗折微例（均微加耗法）を、この時点で定例化すること。この定例化によって納入すべき税糧及び定率で課せられた加耗は、糧長の中間搾取排除という目的も含めて、水次倉場を新設し、そこで一括徴収すること。この措置もその方策の一つであり、周忱は、水次倉場に一定の余剰が蓄積されることを予想していたと思われる。今一つの方策は、北京軍人の月俸の南京への輸送を停止し、その輸送費を浮かせることであった。当時蘇州松江常州の3府は、税糧100万石を起運して南京倉へ貯え、北京軍職の月俸とする任務をもっていた。その運送に要する費用（耗費）は、1石について6斗。周忱は南京で月俸を受けとることができると、各府でも受けとれるとして、輸送の労働と米60万石を節約して済農倉へ入れる計画を立て、況鍾の強い支持を得て、批判を押し切り、宣徳8年10月から12月の間に、この計画を申請し、許可を得る。このようにして、蘇州府では、米40余万石を節約し、各水次倉場に貯えられていた余分と、前にこの済農倉に貯えられていた分とをあわせて、合計69万石余が得られた。松江府でも、同様にして21万石余を得た。このように、宣徳8年末までに、宣徳5年以来の一連の諸政策を利用しつつ、一応の米穀貯積体制を形成すると、宣徳9年1月19日、周忱は、兼并之家に対する債務から農民を守るという中心線に沿って、はじめて正式に済農倉の設立を宣宗に上奏し、その許可を得た。この上奏には後述のような倉米の使途及び倉設立の目的が示されている。（王直、胡震らの済農倉記は、この上奏を、8年における諸措置を述べたあと、「是冬」としており、ほぼ9年1月19日という周文襄公年譜の線と一致する）許可を得た後、周忱は、蘇州、松江、常州三府に命令し、府下の各县の倉庫を広くして、前記の米を貯えさせた。「県官の廉公威有ると民の賢なるもの」とを選んで、その支給の帳簿を管理させ、倉庫の出納の事務に当らせる、毎年春夏の境目に米を支給し、下戸を先にし中戸を次にする、返還は必ず冬にする等々の規約も定められた。これらの規約は皆周忱の手によって決められたといわれる。後文にみるように、返還は、抵斗還官、すなわち無利息が原則であった。

周忱の上奏によって正式に規定されている済農倉貯積米穀の具体的使途及びかかる貯積を行なう意図は次のようである。

今欲すらくは、三府所属の県分に於いて、各のおの済農倉一所を設け、前項の耗米（宣徳8年中に上述の過程で蓄積された）を収貯せん。後、青黃不接、車水もて苗を救い、人民食を欠くの際に遇えば、支給賑濟せん。或し遠倉に起運し、中途風に遭い盜に失し、納欠けて還回する者あれば、亦な此の米の内より給借倍納せしむ。秋成に各のおの抵斗官に還さしむ。若し圩岸を修築し河道を疏濬するに、人夫食に乏しき者は、口を驗して支給食用せしむ。倍を加えて債を擧げ、以て兼併の利と為すを致すを免れしめん。此くの如くすれば、則ち農民存済する所有り、田野闊くべく、税糧完うし易し、深く民便為らん。（周文襄公年譜）

春夏の端境期の欠食、税糧輸送における損失、水利工事の際の欠食が、主要な用途とされている。このうち端境期の欠食に重点が置かれたこと、また、とくにふれられてはいないが、本来的な備荒貯蓄として自然災害時における救済が意図されていたことは、設立の過程自体が示すところである。

あしかけ3年を費し、他の諸政策と密接に関連させながら行なわれた、周忱による済農倉の設立は、洪熙元年、1425年以来の国家の当地方に対する現状認識にもとづき、宣徳5年、1430年から具体的に開始された国家の農民支配方式再編成の一つの総括をなすものであった。従って、上引の上奏で周忱のいう「民便」なるものが、農民が在地の支配勢力の債務関係の網の中にあってしかもそこで生きながらえ（存済）、農業生産力を維持し（田野可闢）、國家の収取により容易に応じる（税糧易完）ことを内容としているのは、当然といえよう。周忱は、「与行在戸部諸公書」で、蘇松地方の農民に対し、通例——在来の方法にかかわらず、別に一法を立て、以て清理して之を檢制することを国家の戸部官僚に上申していた（第4章）。その一法の一つが、明朝国家が農民支配方式についてもっていた、もっとも伝統的な預備倉制度を、この時点、この地方で済農倉として実現することであったといえよう。済農倉の特徴は、在来の預備倉の対象を、不時の自然災害及びそれを契機とする米価騰貴から、年々必至である春夏の「農饑」を中心としたこの地方で日常的に起りうる主要な債務問題に拡大、発展させたところにある。もちろん、年々在地に独立の經營をもった農民をしばりつけ、その再生産の条件をある程度保障しようという済農倉が、在地の支配勢力の農村支配の現実、その矛盾を隠蔽し、それを維持する容観的役割を担っていたことは、田中正俊・佐伯有一らが指摘するとおりであろう。地主=佃戸関係自体が、かかる農民の在地における自立的な定着を存立の条件としていたと思われる。しかしながら、同時に、済農倉制度の中に、この時点、この地方の歴史的、社会的条件の中で、国家権力自体の農民支配實徴という側面が、周忱らの主觀的な意図におけるのみならず、容観的にも含まれていたことを私たちは評価しなければならない。事実、宣徳8年、1433年以後、正統年間、1436年～1449年においては、国家の農民からの収取体制は、一応安定していた。周忱自からの言ではあるが、宣徳8年、1433年から、正統14年、1449年迄、宣徳7年以前は毎年未納額が100万石余に達していた税糧が、毎年200万石余完納されたといわれている（本章IV）。これは、直接には、加耗例（均徵加耗法）とよばれる新しい加耗徵収制度の成果として、述べられているけれども、済農倉制度をも含む一連の政策の結果でもある。約1世紀後、松江府華亭県の人顧清の傍秋亭雜記・卷上には、済農倉と農民とのかかわりを述べた次のような記事がある。

郷の父老、閒時多く相聚まり、前朝の事を説う。陸塔なる者有り、嘗て言う。周文襄公、侍郎と為って巡撫すること十九年。尚書と為って巡撫すること又二年。百姓凶荒有るを知らず。朝廷欠乏有るを知らず。或る人其故を問う。曰く。當時済農倉米、常に数十万、一とたび水旱に遇えば、便わち奏聞して糧を免ず。奏上りて免ずる所の数を准ざる無し。奏准の免数は、

即ち濟農倉の米を以て補完す。所以（ゆえ）に民凶荒を知らず、朝廷欠乏有るを知らざるなり。……又曰く。毎歳臘月、徵糧し畢わり、新正十五の後、便わち文書の来る有り、糧を放ちて曰く「此れ百姓朝廷に余剰の数を納与するなり。今百姓に還与して食せしめ、用って朝廷の田を種し、秋間又朝廷の税を納めしむるなり」と。即ち米を放つこと、毎戸率ね二石。<sup>おおむ</sup>當て一石有ることなし。時に、抵斗還官と云うと雖も其実多くは取らず。先祖言う。「吾家嘗て一次、黃豆六石を領す。後升合も曾て追せざるなり。

同じ傍秋亭雜記卷上によれば、顧清は濟農倉米の松江府における多額の貯積の存在を、成化14年、1478年、弘治15年、1502年の時点で、確認している。同時に彼は、この雜記の書かれた嘉靖年間（1522年～1566年）においては、

濟農倉積米の多、近日士大夫皆信せず

という状態になっていたことを述べている。

周文襄公年譜の重刻者である顧清のこの雜記の文章には、彼の明確な士大夫的立場がうかがわれ、この立場からの周忱への追慕が、先の父老の言の引用にもあらわれている。しかし、この引用には、彼の生きた時期と様相のちがった、周忱の時代そのものに対する関心もあらわれている。そして、引用中の一父老の言には、濟農倉の設立に象徴された周忱の政策の意図が、「朝廷の田を種し、朝廷の税を納める」という国家の直接的な農民把握にあり、その意図する体制が客観的にも存在していたことが示されているのである。周忱の時代は、まだ、このような国家の農民支配方式が一時的にではあるが可能な時期だったと思われる。

### 註

- ① 当面の時期において、南直隸巡撫周忱の管轄下にあった太湖周辺官田地帯の、蘇、松、常三府に設けられた濟農倉については、いくつかの、同時代的資料がある。蘇州知府况鍾の依属で作られた、郡人前史官張洪の始末疏をもとに、同じく况鍾の請によって書かれた王直・濟農倉記（崇禎吳県志・卷17・倉場、又長洲県濟農倉記として、周文襄公年譜の付録に収録）、蘇州府常熟県の官吏・耆民・糧長・里胥の請によって書かれた、張洪・常熟県濟農倉記（嘉靖常熟県志・卷11・集文志、又周文襄公年譜の付録として収録）、松江府知府趙豫の依属によって耆民杜宗桓所述の本末をもとに書かれた、胡鑑の濟農倉記（崇禎松江府志・卷19・倉廩）等々である。これらは、いずれも、濟農倉設立の当事者の知府たちの依嘱で、あるいは在地の支配層の記録をもとにして、あるいは在地出身の官僚（張洪は、蘇州府の人、行在翰林院致仕修撰・承務郎・同修国史）によって書かれている。また、周文襄公年譜には、周忱が宣德9年1月19日に、設立を正式に報告した上奏がある。後年のものとして、况太守集・卷2・列伝中、万曆常州府志・卷6錢穀3・徵輸があり、上記三種の濟農倉記と、ほど照合している。なお、明實錄・宣德7年8月辛亥の蘇州府濟農倉設立の記事は、後から編纂されたあとがみえ、必ずしも正確でない。本章では、主として上記三種の濟農倉記、周忱年譜における周忱の上奏及びそれと照合する後年の二つの記録を用いて叙述する。なお、濟農倉については、すでに清水泰次氏の「預備倉と濟農倉」（東亞經濟研究6-2）があるが、本節では、周忱らの一連の諸政策の中で、改めて濟農倉を位置づけたい。
- ② 周文襄公年譜：宣德9年正月19日、奏設蘇松常三府濟農倉、による。
- ③ 「以下の過程」はすべて、①で述べた実録以外の諸資料による。

- ④ 沈太守集・卷2・列伝中、及び3つの濟農倉記も、水次倉場設立の意義を、この点において強調している。
- ⑤ 沈太守集・卷2・列伝中には、  
毎值耕作時、給借貧民、各2石、秋成抵斗還官とある。  
2石という量は、本文後引の傍秋亭雜記の伝える松江府下の給与額と一致する。
- なお、皇明名臣言行錄・卷1、周忱には、  
其賑濟農民、每歲播種之際、於中下二等戸内、驗其種田多寡給之、秋成隨糧還官  
とある。
- ⑥ たとえば宣德9年の大旱にあたって、蘇州府では「大いに濟農倉の米を發し、以て賑貸した」(王直・濟農倉記)

### む　　す　　び

以上、本稿では、洪熙宣德年間、15世紀の25年から35年に至るおよそ10年間にわたって、太湖周辺地帯における国家と農民との関係を、主としてその関係の現実把握に力点をおいて考察してきた。この関係は、主として、國家の農民支配方式の側面から考察され、かかる支配方式も、また、主として、税糧の徴収制度にあらわれた、国家による農民の労働の収取関係を通じての追求にとどまった。國家の農民よりする収取関係の中で重要な位置を占め、ある意味では、農民支配方式を直接に体現する、所謂特殊中國的な徭役労働制を通じての考察は部分的なものにとどまり、その体系的な把握な別稿にゆずられた。さらに、「はじめに」で行った、国家と農民との関係、在地の支配勢力と農民の関係、および、国家ならびに在地の支配勢力と全ての直接生産者農民との関係を、相互媒介的に、統一的にとらえ、そのなかで、全直接生産者農民=農民階級のおかれていった現実、及び現実の課題を明らかにすべきである、という問題提起も、具体的な作業の中では、片面的にしか、展開できなかった。資料的にも國家の文書、國家権力機構の一員であった官僚の文章に主として依拠し、それも少數のものにとどまった。より具体的には、周忱・沈鍾らの政策についても、上述の徭役労働制の側面をも含めて、まだまだ言及しなければならないものも多い。対象は膨大でかつ多様性をもっており、個々の章節について、数々の問題点を残したまま、大雑把なスケッチをするにとどまった。

かかる制約の中ではあるが、当面の時期、当面の地方における国家と農民との関係について、一応、次のような点が明らかにされたと思う。以下に叙述し同時に16世紀への展望を述べたい。

明朝國家権力は、太湖周辺地帯においては、15世紀の25年頃、本稿が対象とした時期に至るまで、その農民支配の方式として、農民、より厳密には、農民家族を、在地の支配勢力に依拠してはあるが、労働力そのものとして全面的に、かかる意味で直接的に把握しようという意図をもち、現実にその体制を施していた。すなわち、官田を主体にしながら、民田をも含めて、究極的には國家の支配下にある土地に、その所有者としての農民の労働力を定着させ、農民の労働を直接的に収取するという関係が存在している。従って、国家と農民とのあいだには、単に専制国家

と人民という政治的な関係のみならず、明らかにそれに密着して経済的関係が存在する。それは、一つの封建的な生産関係を形成している。(このことは、もちろん、在地の支配勢力たる地主と家僕・奴僕・義男・伴僕、及び地主と佃農、佃戸との間における、封建的生産関係の存在を否定するものではない。しかし、上述したように、前者の関係と後者の関係を統一的にとらえることは、本稿の段階では十分できなかった。) 明朝国家は、太湖周辺地帯において、当面の時期に至る迄、このような関係を通じて行なう税糧及びその他の形態による労働の収取に、基本的に依存していた。

国家は、洪熙元年、1425年、太湖周辺地帯において、上の関係、国家が農民を労働力として、直接に把握する関係の半壊状態に直面した。この半壊状態の基礎には、元明交代期の動乱以後約半世紀を経た社会的生産力の回復、太湖周辺地帯の先進的地位、及びこの地方における銀流通の一定の展開があったと考えられる。国家は、この半壊状態に対して、この年から、意識的、全機構的に対処する。

この半壊状態とは、以下のような現象としてあらわれる。

第一には、国家の農民からする全収取量の異常な膨張を契機として。すなわち制度的には徭役労働制の雜役労働部門に属する税糧輸送における生の労働の収取及びそれに伴なう不定量の生産物収取の増大。徭役労働制の正役労働部門に属し、里甲を通じて官田の存在によって莫大となつた税糧額を基準に課せられてくる、種々の上供物料(科派)、及びその他臨時的な物品の収取の増大。これらは明朝国家設立当時におけるこの地方の農民からする収取の限界をはるかに越えるものであった。これらの限界をこえた収取によって、官田糧を主体とする税糧の徵収が実質的に重い負担となる。未納税糧、拠荒田土税糧等の里甲に対する賠償強制も年々堆積し、収取量の増大をもたらす。

第二には、在地における支配勢力の農民に対する圧迫の日常化を契機として。在地の徭役労働制の統括者たる糧長戸、里長戸、彼らの出身階層たる有力大戸、土豪大戸等が、国家の収取の膨脹に際して農民へ負担を転嫁し、あるいは、この膨脹を利用して中間搾取を行なう傾向が顕著になる。また彼ら在地の支配勢力と、再生産部分をほとんどもたない農民との高利による債務関係の深刻化、高利で収穫を奪っていく農民の貧窮化。在地の支配勢力は、また、債務、税糧の未納等にもとづき、及びむきだしの強力をもちいて、農民を義男などおくれた形態の労働力として国家から奪う。

第一、第二の契機によって、半壊状態が形成される。農民の貧窮が持続し、国家は、農民の労働を収取できなくなる。農民は、国家にその労働力を支配されながらも一面自己の計算によって労働するものとしての固有の自立性をもつ。従って農民は、ある場合には、強力によって国家に対応する。さらに、この時期、この地方において、農民は、しばしば自己の結びついている国家支配下の土地所有、及び国家の支配機構としての在地の里甲組織からの逃亡によって国家に対応

する。先進地域としてのこの地方には、他の地方に比べて、相対的に恒常的な逃亡の条件がある。在地においても、農民は、国家の直接的支配から、他の支配の下へ移る、すなわち在地の支配勢力のおくれた労働力となることによって逃亡する。いずれにせよ、農民の貧窮によって実質的に、農民の逃亡によって全面的に、国家は多くの農民家族の労働力を喪失する。

これら一連の過程の中で、國家の農民労働収取の中核、現物米穀の徴収は非常に困難になる。未納税糧は累積する。

国家は、洪熙から宣德の前半期1425年から1430年にかけて、農民を私的に圧迫する在地の支配勢力の政治的弾圧を行なうによって、農民の労働力の把握を維持しようとする。しかし、農民の貧窮、逃亡、税糧の徴収不能状態は持続する。そして在地の支配勢力に依拠してのみ、農民の労働力を把握しうる以上、政治的弾圧は限界をもつ。宣德5年、1430年以来、新たな諸政策によって、国家は、農民支配を再編成しようとする。

第一に、税糧として収取される生産物の基本量を維持するため、その総量の一定の削減が行なわれる。官田税糧の20%から30%の削減。凡ゆる未納税糧の收取中止、あるいは代納化が平行して行なわれる。同じく、生産物及び銀の形態で里甲を通じての徭役労働として收取されていくつかの雜賦課が削減される。(官田税糧撃滅はその中核であった。)

第二に、税糧として米穀で收取されていた生産物の一定部分の形態の変更、すなわち米穀から主として銀へ、あるいは布へ。(折徵例)

第三に、税糧輸送労働の收取が生産物形態の收取へと、大部分変更される。生の労働は輸送労働に際して從来から特別に收取されていた生産物とともに、正式に加耗として附加税糧化され、税糧1石あたり若干量という形で、その收取の定率化が行なわれる。そして、この附加税糧は税糧とともに、平米として一括徴収される。(兌運法及び加耗例)

第四に、收取した附加税糧のうち輸送費の余剰が、特に県単位に建設された済農倉に貯積され一部分は、春夏の糧食の欠乏、税糧輸送労働時における損失の賠償等に際し無利子で貸与され、又一部分は水利工事の口食として還元される。さらに一部分が、税糧、徭役関係の雜收取の代納に用いられる。(済農倉)

第五に、逃亡農民の放棄田地と逃亡農民の労働力、及び一般の里甲内の土地と労働力に対する国家の把握の強化、税糧徴収時における糧長の影響力の制限等、里甲の税糧徴収基本組織としての役割を強化するため、里甲組織の綜核田糧制(田甲制)による再整備が行なわれる。

第六に、税糧徴収と輸送との中間過程における糧長戸の中間搾取を防止し、税糧・附加税糧(加耗)の一括徴収と発送、余剰附加税糧(余剰加耗、余米)の一時的貯積等々の目的から、新らしく県単位の倉庫、水次倉(水次倉場)とその管理体制が作られる。(水次倉)

国家による農民の労働力としての把握の半壊状態に際し、農民支配方式を再編成するために行なわれた、これらの諸政策は、国家と農民との関係に対して以下のような結果をもたらした。

1. 農民の労働の収取の基本量は、税糧の収取に関しては、官田税糧の毎畝徵収率を、20～30%削減しただけで、回復され、近い将来にわたって維持される。莫大な未納は一応消滅する。しかも、税糧輸送のための生の労働から形態変化させられた部分を含む附加税糧としての生産物が、準正税化してトータルで毎年ほぼ一定量徵収されることになったので、現象的には税糧関係の収取量は増加している（農民の実質負担は減少）。
2. 官田制度そのものの残存、官田毎畝徵収率の不均等の残存、従って官田重額部分の残存、毎畝徵収率の不均等を前提とした附加税糧徵収法（論糧加耗制）の採用、等々。従って官田を所有し自から耕作し官田税糧を納入する農民の依然たる存在。
3. 濟農倉における農民とくに貧窮農民への無利子米穀貸与制、及び無償還元の実施、その機能に関する同時代人の証言。

これらは、周忱らによる、農民の労働力としての把握、官田を主体とする土地（別に民田であってもかまわない、「所有」の性質は同じ）への農民労働力の定着、かかる農民の労働の収取、等々の主観的意図が、少くとも、周忱の上執政書の書かれた時点、景泰元年、1450年頃迄は、客観的に実現していたことを示す。従って、かかる一連の政策の実施の始まった時点、宣德5年、1430年頃に國家が企図していた、農民支配方式の再編制は、一応完成される。<sup>⑨</sup>

農民家族は、國家に労働力として支配されるという状況下に、再び入り、國家からいぜんとして少なからぬ労働を収取されるが、一応再生産を継続しうるようになった。農民は、いくぶん生活しやすくなったという点から、周忱や况鍾を支持した。

しかしながら、他方、この時期の諸政策は、同時に、國家が農民を労働力として把握する農民支配方式を、ほりくずすような、客観的意義をもっている。

官田税糧の20%乃至30%削減。

輸送労働の収取における生の労働から生産物形態への基本的切りかえ。

折徵例による、現物米穀収取の一定の銀納化。

税糧収取の定量化の傾向。すなわち、加耗例実施の際、正規税糧以外の附加税糧（加耗）収取量が県単位で一括され、それを基準に、税糧1石あたりの附加税糧が定額化されたこと（毎畝あたり及び1戸あたりでいえば定率化）。

官田を残存させながら、その重額部分へは銀・布をわりあて、民田には白糧をふりあてる毎畝あたりの負担均等化の採用。

濟農倉による、農民自身の生産物を還元して農民の労働の再生産を保障させる方法。

これらは、いずれも、一面では、農民を労働力として國家が直接的に把握し、大戸層の在地の支配関係にもとづく諸収取の負担の転稼を阻止し、搾取の余地を少くして農民が自己の労働による自己の労働の再生産をなしうるようにするという意図に出、上述のように、一時期、客観的にもそのような役割を果した政策であった。

在地の支配勢力たる大戸層にとって、収取制度がより簡素化、割一化されたことにより権力関係による転移、中間搾取が困難になり、その分だけ自己の所有する田土から、以前より相対的に多くの生産物を国家から収取されるという事態がもたらされたことは、一時的には不利であった。そして、たしかに在地の支配勢力からの収取量の増加は税糧未納解消の重要な条件をなしていた。正統末年から景泰初年にかけて、周忱の加耗例（まさに均徵加耗法たる）に対する反撃が執拗に行なわれたことは、彼らの抵抗の反映である。とはいえ、他面、実は、以上の諸点は、みな太湖周辺地帯における、土地所有及びその集積を、洪熙宣徳年間以前よりも、相対的に容易にする客観的条件なのである。在地における農民の定着も、大戸層にとって、そのおくれた形態での労働奴隸（義男、家僕、伴僕）に対しても不利であったが、より発展した形態での労働奴隸（佃農、佃戸）の一つの条件であった。在地の支配層の中に、周忱らと密接に結びついて行動するものがあったこと<sup>⑨</sup>、在任当時から、後代に至るまで太湖周辺地帯の士大夫によって、彼らが称揚されていることは、一面、労働する農民たちの声の反映でもあったが、地主・大戸としての卒直な利害の反映だと思われる。國家が農民家族を労働力として把握することを期待して実施した諸政策は、その期待をやがて裏切り、地主=佃戸制を発展させる客観的な条件の一部となつたのである。16世紀前半に、太湖周辺地帯で行なわれた官田制度の改革（一条鞭法化の開始）は、かゝる地主=佃戸制の展開に裏付けられ、それを一層促進させる役割を果したのである。

周忱らによって進められた、15世紀20、30年代における国家の諸政策は、国家の旧来の農民支配方式を再編制し、その本質を維持しようとしながら、実は、新しい農民階級の支配方式、新しい国家と農民階級との関係の基盤を作ったものである。本稿でいう「農民」は、やがて大半、その直接生産者としての姿を、佃農、佃戸に変え、貧窮のうちにも、一段と自立した生産者としての力を高めて、緊密化した地主と國家の二重の支配に対してたたかうようになる。<sup>⑩</sup>

### 註

- ① 沈太守集所載の蘇州府関係のもののみについて明らかにしうるだけであるが、雜賦課の免除としては、以下のものがある。
  1. 倭寇を捕える為の船隻製造用の木材の購入、そのことにかこつけた銀両、布の強制徴収、及び船隻自体の製造等の割当て免除を申請、許可。（沈太守集・卷7・備倭船及開濬河道奏及び附註 宣徳5年10月9日）
  2. 稅糧輸送のための船隻506隻の製造割当ての免除を申請、のち許可。（沈太守集・卷8・再請減秋糧及拵荒糧抽取船隻奏、宣徳5年閏12月3日、同卷9、欽減浮糧及拵荒糧・并免抽船隻奏・宣徳7年11月）
  3. 潤白三棱綿布700疋購入のための銀両割当ての免除を申請、許可（沈太守集・卷8・請免苛征折布奏及び附註）
- なお、雜賦課ではないが沈太守集・卷7・請免借馬及派買物料及び附註、宣徳5年11月によると、北方への買馬当站の役の免除も許可されているのであるが、実は、正統2年、周忱も同じような免除申請を行なっており（周文襄公年譜）、少くともそれまでは実際に免除されていなかったのである。結局これは義役馬価米に代えられ、なお他にも銀を代納させられて弘治年間までつづく。（正徳松江府志・卷6・

## 徭役)

- ③ もちろん、本稿においては、わずかに、主として税糧徵収制度を通して行なわれた農民支配方式の再編制を見たにすぎない。又、周忱ら國家の官僚たちにとっても、第5章、Iの末尾で述べたように、その税糧徵収制度改革の企図が十全に果されたわけではなかった。しかしながら、この周忱による再編成が、単なる復古でなく洪熙・宣徳期にすでにあらわれていた中国社会の発展の方向を見とおしてのものであったことは、註④で引く趙用賢のことばにも明らかであるし、皇明名臣言行錄新論・卷6の次の叙述にもうかがえるであろう。

諸所建明、皆為例、継忱者、數欲免之、不能也

- ③ 周忱、况鍾に対する人民の支持については、吳晗の「况鍾与周忱」に詳しい。况鍾に対する支持は、たとえば、宣徳6年、彼が、一時、継母の計にあたって解任された時、民が作った歌、

况太守、民父母、衆懷恩、因去後、願復來、卷田叟

郡十斎説使君賢、只剪輕蒲為作韻、兵仗不煩森画戟、歌謡曾唱是青天

(况太守集・卷1・列伝上)

にもあらわれている。吳氏もこの歌を引かれている。又、しばしば禁止されたにもかかわらず彼の生祠が立てられた。(况太守集・卷2・列伝中) ことにも示されている。周忱については、景泰2年、1451年6月、彼の離任(直接的には老齢と疾病が契機である——周文襄公年譜——) 後の状態に関する以下の記事にその一端がうかがえる。

忱既遭劾、帝命李敏代之、勅無輕易忱法、然自是戸部括所積余米、為公賦、儲備蔚然、其後吳大饑、道餉相望、課逋如故矣、故民益思忱不已、即生詞處祀祀之

(明史稿・列伝37・周忱)

- ④ たとえば、松江府関係の地方志に記録をとどめる松江府の著民杜宗桓の動きはその典型であろう。周忱自から、一方で、「村落にいくごとに駆逐を屏去して農夫飼婦と相対すること從容、疾苦する所を問い合わせ、之が為に商略する」(明史・卷153・列伝周忱) というごとく農民と接触するかたわら、以下の記事のようにこの階層を積極的に利用した。

劉徵、字以則、穿山(蘇州府常熟県)人、父徵、以資被推、長鄉賦、周侍郎忱、理江南財賦、思得有幹略者用之、令郭南白、見徵等數人、周每寓鶴山書院、徵等每入見、不通謁、周臥榻上、與語若家人(嘉靖常熟県志・卷9・義俠志) なお、この記事の続きによれば、劉徵、及び彼について糧長(長鄉賦)になった劉徵の家は、田數千畝を擁する大地主である。(この資料については、小山正明氏の教示を得た)

- ⑤ たとえば、松江府華亭県の人、范濂の雲間抱目抄・卷4・記賦役にいう。

夫以諸公皆經世之才而留心于東南之一賦……然以予覩之、文襄(周忱)上矣、歐陽次之、如周如・劉僅、可謂之救弊而未可謂之仁也。

もちろん、趙用賢・松石齋集・卷2・議平江南糧役疏の如く「江南田賦、大抵尽くは先臣巡撫周忱之手に定まる」と認めつつ、周忱が自から民のために設定した余米(余剥加耗)が、後單なる附加税として国家に没収されるようになったと、余米の後代に残した問題点をつく者もある。

- ⑥ 16世紀の官田制度改革については、拙稿2参照。但し私が述べた見とおしは、非常に単純化されたものであり、今後、深められねばならぬことはいうまでもない。

## 附 記

1. 本稿で用いた周文襄公年譜(不分巻)は、清末、光緒15年、1889年9月、「中吳頌慶」陸鼎翰の序文、「校補周文襄公年譜後序」を有する刊本(木版)である。この年譜には、景泰4年、1453年10月3日、73才を以て周忱が死んでから、まもない、天順2年、1458年10月付の、「吉安府儒学教授・姑蘇後學」たる

鄭銅の序文、「周文襄公年譜序」、及び周忱の死後約半世紀、嘉靖6年、1527年4月付の、「後學華亭（松江府）」顧清の序文、「重刻周文襄公年譜序」がある。因みに顧清は、正徳松江府志の編者、傍秋亭雜記の著者である。これらの序文、とくに陸鼎翰のそれによると、この年譜には、譲者の氏名はないが、最初周忱の子、仁俊らが編輯し、鄭銅に序文を依属したものである。その後、顧清が、正徳松江府志の編輯を依属され、資料蒐集を行う過程で上の仁俊編輯になる鈔本を得、校訂増補を行ない、序を書いて「之を家塾に刻した。」光緒年間、陸鼎翰が顧清本の鈔本を得て校訂し、明史列伝や地方志の記事等を補充して刊行した。我国では、昨年、一橋大学がこの年譜を購入され、私たちの前にその内容が明らかにされた。この年譜の閲覧・撮影に際し、とくに一橋大学の増淵竜夫氏と一橋大学図書館の御厚意を得た。記して感謝の意を表する。

なお、陸鼎翰の序文によれば、光緒己丑（15年）、芙蓉圩の「堤錄」を刻するに際しての資料採集の過程で、上述顧清本の鈔本を得たことが校訂の契機とされている。従って、「歴代名人年譜」（1951年、京都大学人文科学研究所刊）に、「清・張之杲・芙蓉湖修堤錄附」として記されているのは、陸鼎翰校訂本と同一のものだと思われる。なお「歴代名人年譜」に、清〔明の誤り〕顧清鈔本、とあるのは、陸鼎翰が得たところの顧清本の鈔本そのものであろう。また「歴代名人年譜」に、顧清鈔本、とあるにつづけて、光緒15年排印本と記すものは、あるいは、顧清本の鈔本そのままを活字本にしたものとも考えられるが、その性質は明らかでない。光緒15年は、芙蓉圩の堤錄が作られ、陸鼎翰校訂本が刊行された年であり、あるいは、この刊本が、排印本と誤伝されたのかもしれない。

2. 本稿でしばしば用いた、况鍾の文集、况太守集は、正確には、明況太守竇岡公治蘇政績全集（全17巻）という。この全集は、「蘇の先儒の刻して以て公の事蹟を紀載した」胥兩集。况鍾の「家銅（長子）が纂輯した奏疏の藁」である忠貞錄。况鍾が蘇州知府であったとき、「緒紳が抬贈した」詩文からなる文献集、伝芳集、等に依拠している。もと乾隆28年、1763年秋、「後學新吳」岳士景の譲になる。况鍾の九世の孫、况延秀が、上記の記録をまとめよう士景に依頼したものである。道光6年1826年、この鈔本を得た、陳文述、陳鴻景兄弟によって校訂、刊行された。かかる経過でつくられたものではあるが、本稿で用いた京都大学東洋史研究室所蔵本の各巻首には、「九世孫庠生廷秀纂輯、奉祀生応浚參訂、十一世孫大学生廷文參校」と記されている。なお、内閣文庫には、京大本と同じものの他「九世孫庠生廷秀纂輯、鄉音応浚參訂、十三世孫希錦較粹」と各巻首に記された別の刊本があるが、字体がちがうほかは、内容的にほとんど異同がない。